



第2期 四万十市総合計画

令和8年度 ▶ 令和15年度



令和8年3月



ごあいさつ

本市では、これまで「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市 ～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を将来像として掲げ、総合計画に基づくまちづくりを推進してまいりました。市民の皆さま、地域団体、事業者の皆さまのご理解とご協力により、地域の魅力を活かした取り組みや住みよい環境づくりなど、さまざまな分野で成果を積み重ねてくることができました。



一方で、全国的に人口減少や少子高齢化が加速し、地域経済やコミュニティの維持、持続可能な行政運営など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。加えて、気候変動への対応やデジタル化の進展など、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められています。

このような状況のもと、本市では、令和8年度を初年度とする新たな「第2期四万十市総合計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの歩みをしっかりと受け継ぎ、人と地域、自然と文化を結びながら、次代を拓くまちづくりを進めていくことを基本理念としております。

四万十川をはじめとする豊かな自然、受け継がれてきた歴史と文化、そして市民一人ひとりの想いと行動力が、本市の財産です。これらを未来へとつなぎ、「住みたい・住み続けたい」と思える誇りあるまちを実現するために、地域活力の増進と経済活性化、子育て支援と教育の充実、地域包括ケアシステムの強化、防災・減災対策の強化、市民の声が届く市政の実現など、あらゆる分野で持続可能で元気な地域づくりを進めてまいります。

本計画の実現には、市民の皆さまお一人おひとりのご理解とご協力が欠かせません。「受け継ぐ、結ぶ、拓く」の理念のもと、共に未来を描き、力を合わせて行動していきましょう。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました「四万十市総合計画審議会委員」の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和の新たな時代にふさわしい、「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

令和8年3月

四万十市長 山下元一郎

目次

序 論

I 四万十市総合計画について	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の構成と期間	2
II 四万十市の概況	4
III 市民の声（まちづくりに関するアンケート調査）	13
1 市民アンケート結果	13
1) 調査の概要	13
2) 主な結果	13
2 四万十市 こども・若者に関するアンケート調査及び 四万十市の子育て支援に関するニーズ調査結果	17
1) 調査の概要	17
2) 主な結果（高校生編）	18
3) 主な結果（中学生保護者編）	18
4) 主な結果（小学生保護者編）	19
5) 主な結果（未就学児童保護者編）	19
IV 時代の潮流と人口の見通し	20
1 時代の潮流	20
2 人口の見通し	22
1) 日本の人口動向と将来の見通し	22
2) 本市の人口の見通し	23
V 今後のまちづくりの視点	25
1 四万十市の課題と方向性	25
2 SDGs・ESGとの関連	29

基本構想

I 基本理念	32
II 将来像	33
III 基本目標	34
IV 施策の体系	35

基本計画

第1章 地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり	40
政策1 自然環境・景観の保全と共生の推進	40
施策1 豊かな自然環境の保全	40
施策2 美しい水環境・景観の形成	42
施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止	44
政策2 地域資源を活かした産業の育成	46
施策4 地域で暮らし稼げる農業の振興とスマート農業の推進	46
施策5 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり	48
施策6 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興	50
政策3 魅力の発信と観光振興等による関係・交流人口の拡大	52
施策7 地域の魅力を生かした、にぎわいを呼び込む観光振興	52
施策8 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出	54
施策9 多様な働き方を支える企業誘致と雇用創出の推進	56
第2章 学びと子育てを、支え、つなげるまちづくり	58
政策4 子育て・教育環境の整備	58
施策10 デジタル化と地域協働による子育て環境の充実	58
施策11 教育環境の整備	60
施策12 学校教育の充実	62
施策13 青少年・若者の育成	64
政策5 歴史・文化の継承とスポーツの振興	66
施策14 地域文化の再発見・保全	66
施策15 生涯学習・スポーツ・文化の振興	68
第3章 支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくり	70
政策6 住民みんなの健康づくりの推進	70
施策16 医療体制の確保	70
施策17 生涯健康づくりの推進	72
政策7 支え合う地域づくりの推進	74
施策18 地域福祉の持続化と推進	74
施策19 高齢者福祉の充実	76
施策20 障害者福祉の充実	78
第4章 強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり	80
政策8 安全・安心の確保	80
施策21 災害に強いまちづくりの推進	80
施策22 消防・救急体制の充実	84

施策 23 地域コミュニティの活性化による共助の体制づくり	86
政策 9 拠点都市機能の充実	88
施策 24 にぎわいのある市街地の形成	88
施策 25 交通基盤の整備	90
政策 10 住みやすさの確保	92
施策 26 良好な居住環境の整備	92
施策 27 都市基盤の整備・充実	94
施策 28 防犯・交通安全の推進	96

第5章 時代の変化に対応した、協働のまちづくり 98

政策 11 市民参画と協働のまちづくり	98
施策 29 住民自治と地域活動の推進	98
施策 30 人権が尊重されるまちづくり	100
政策 12 行財政の運営	102
施策 31 効果的な行財政運営	102
施策 32 自治体DXの推進による業務のスマート化	104
施策 33 広域行政の推進	106

資料編

策定関係資料	108
1 策定体制	109
2 策定経過	110
3 四万十市総合計画審議会	112
4 関係条例等	116



序論

- I 四万十市総合計画について
- II 四万十市の概況
- III 市民の声
- IV 時代の潮流と人口の見通し
- V 今後のまちづくりの課題

第2期 四万十市総合計画

1 計画策定の目的

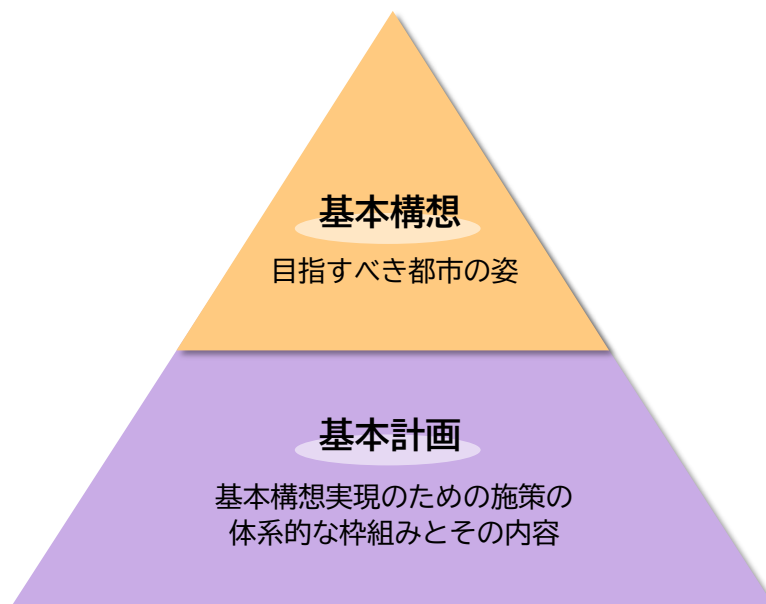
本市は、平成 27 年度から「四万十市総合計画」を策定し、「人が輝き、夢が生まれる悠久と躍動のまち 四万十市～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を市の将来像として、まちづくりに取り組んできました。

この間、全国的に進行する少子高齢化と人口減少、また南海トラフ地震等の災害リスクの高まりに加え、新たな感染症の拡大やライフスタイル・働き方の多様化、デジタル技術の進展など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした時代の転換に対応するためには固定観念にとらわれず、柔軟かつ多様な視点でのまちづくりが不可欠です。

急激に変化する社会のなかで、本市が持つ多様で魅力あふれる地域資源を生かした持続可能なまちづくりを進めるため、8 年先を見据えた中長期的な指針として市政運営の方向性を明確にするとともに、市民、事業者、関係機関が一体となって取り組むための共通ビジョンを描き共有する「四万十市総合計画」をここに策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」によって構成されます。



基本構想

行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、長期的視点から本市の将来像及びそれを達成するための基本目標を明らかにするものです。

「基本構想」の計画期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、本市が今後8年間で取り組むべき主要な施策について、その展開の考え方を示すものです。

実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な方向性を示し、効果的に事業を推進するものとします。

「基本計画」は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、計画期間については、令和8年度から令和11年度までの4年間で「前期基本計画」、令和12年度から令和15年度までの4年間で「後期基本計画」とします。

計画期間	令和							
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
基本構想	【8年間】							
基本計画	前期基本計画【4年間】				後期基本計画【4年間】			

< 位置的特性 >

- 高知県西南部の「幡多地域（3市2町1村）」のほぼ中央にあります。
- 将来的な「四国8の字ネットワーク」を形成する上においては、重要な位置を占めることとなります。

※四国8の字ネットワーク

四国四県を結ぶ将来の高速交通ネットワークの愛称です。

この高速道路ネットワークが「8の字」を描くことから名付けられました。



< 自然的特性 >

- 総面積 632.32 km²の面積を有し（総面積：県内2位、林野面積：県内2位、経営耕地面積：県内4位）、日本最後の清流と言われる「四万十川」をはじめ、山・川・海の優れた自然環境を有しています。
- 気候は太平洋型の温暖気候となっています。



< 歴史的特性 >

- 縄文時代からの歴史を持ち、室町期には土佐一條氏により経済・文化の基盤が築かれました。今なお「土佐の小京都」と称される、豊かな文化的資産を有しています。
- 江戸期は林業や養蚕・製糸業、大正から昭和30年代前半は薪炭製造が盛んでした。それに伴い、四万十川を利用した舟運が栄えた歴史も有しています。



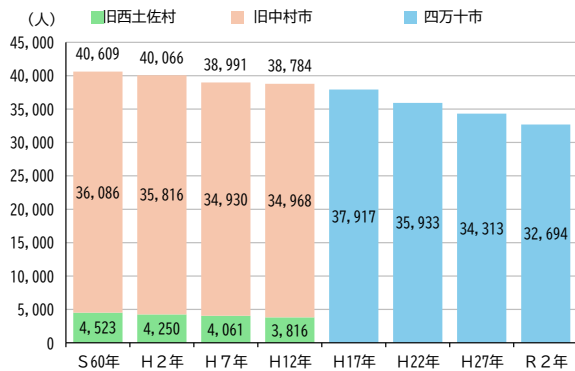
一條神社

※室町期に中村を治めた土佐一條氏を祀る神社で、秋には市を代表する大祭が執り行われます。

<人口特性>

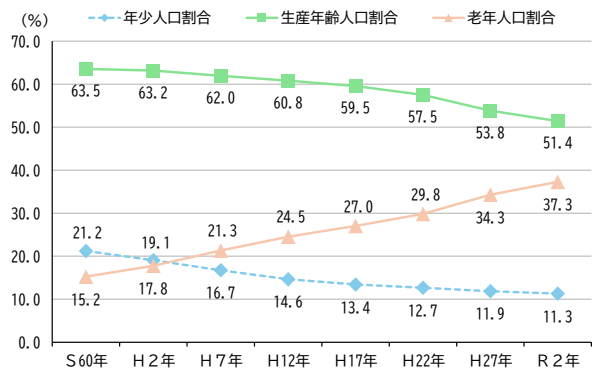
- 昭和 60 年に直近のピーク 40,609 人（国勢調査）を迎え、その後は減少傾向が続いており、令和 2 年 10 月では 32,694 人（国勢調査）となっています。
- 少子高齢化は本市においても端的にみられ、昭和 60 年の高齢化率 15.2%に対し、令和 2 年では 37.3%とほぼ 2.5 倍となっています。（国：28.4%、高知県：35.5%）
- 平成 31 年から令和 6 年の区への加入世帯数の変化を見ると、東山地区、具同地区を除く地区で減少傾向が見られます。大川筋地区、富山地区等の中山間地域や、東中筋地区において顕著な減少がみられます。

●総人口の推移



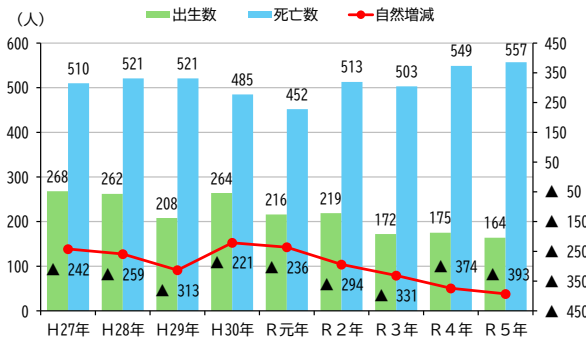
(資料：国勢調査)

●年齢3区分別人口構成比の推移



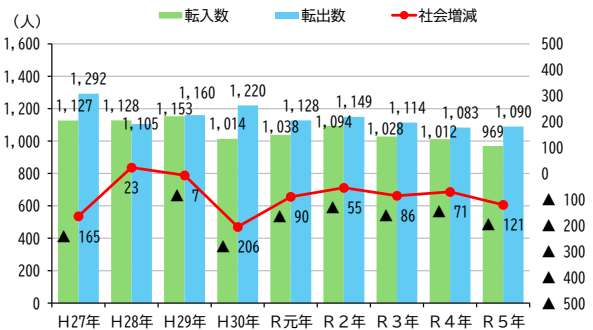
(資料：国勢調査)

●自然動態の状況



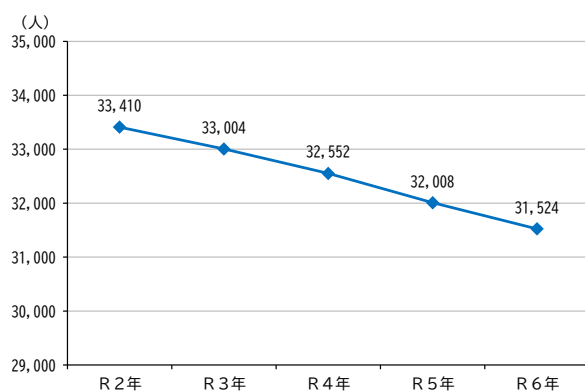
(資料：人口動態調査)

●社会動態の状況



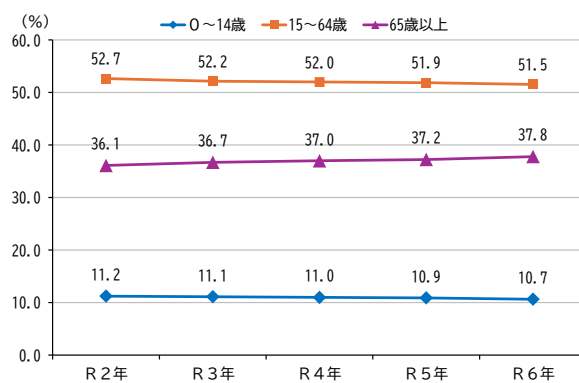
(資料：住民基本台帳人口移動報告)

●最近5か年の人口動向



(資料：四万十市)

●最近5か年の3区分別人口構成比の推移



(資料：四万十市)

●区への加入世帯数の変化

地区	H31年 区の加入世帯数 (人)	R6年 区の加入世帯数 (人)	H31年~R6年 区の加入世帯数の 変化(人)	変化率(%)
東山	1,391	1,461	70	105.0
具同	2,387	2,447	60	102.5
中筋	466	450	▲16	96.6
西土佐	1,114	1,057	▲57	94.9
中村	3,973	3,762	▲211	94.7
藤岡	337	319	▲18	94.7
下田	1,065	1,006	▲59	94.5
八束	515	482	▲33	93.6
後川	460	422	▲38	91.7
富山	309	283	▲26	91.6
大川筋	256	228	▲28	89.1
東中筋	360	314	▲46	87.2
合計	12,633	12,231	▲402	96.8

(資料：四万十市)

<産業特性>

【産業別就業人口】

令和2年の総就業人口は14,050人で5年前より1,555人減少しています。

就業人口構成比は、第二次産業は横ばい傾向にあります。第一次産業が減少しているのに対し、第三次産業は増加しています。

【農業】

稲作や多品目の園芸野菜、ゆずをはじめとした果樹、畜産と多様性がみられますが、農家の経営基盤は弱く、高齢化などと相まって販売農家は減少しています。

【林業】

全国有数のヒノキ資源を有し年々蓄積量を増す中、原木生産が追いついておらず、資源としての活用も十分ではありません。

また、シカなどの食害被害も深刻です。

【水産業】

四万十川を背景に水産物は高いブランド力を有していますが、気候変動等に伴う天然資源量の減少や漁業就業者の担い手確保など喫緊の課題があることから、持続可能な水産業の存続が憂慮されます。

【工業】

建設業が大半を占め、製造業は100程度の事業所数がありますが、「食料品」、「窯業・土石製品」、「木材・木製品」が主で、ほとんどが小規模な事業所です。

【商業】

県西南地域の商業・サービス業の拠点機能を担っていますが、人口減少などで域内の市場が縮小する中、卸・小売業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、人口千人あたりの飲食店数が多いという特徴があります。

【観光】

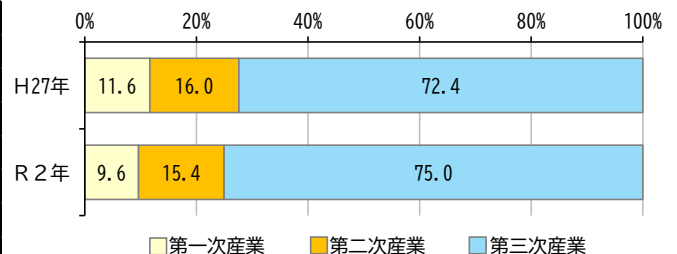
コロナ禍による影響から大きく減少していた観光入込客数については、現在、気象条件や国際情勢など、外的な要因による影響もありますが、概ねコロナ前の水準まで回復しています。

今後は、観光地として更なる成長へ向け、外国人観光客の誘客促進、観光消費額の拡大、滞在型・通年型観光地づくりが求められます。

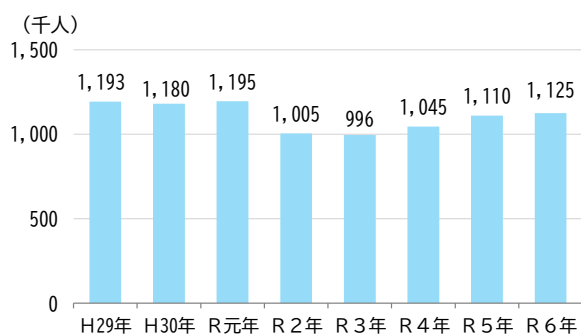
●産業別就業人口の推移

項目	H17年	H22年	H27年	R2年	
総数	18,149	16,209	15,605	14,050	
第一次産業	就業者数(人)	2,062	1,873	1,817	1,350
	構成比(%)	11.4	11.6	11.6	9.6
第二次産業	就業者数(人)	3,273	2,483	2,491	2,159
	構成比(%)	18.0	15.3	16.0	15.4
第三次産業	就業者数(人)	12,814	11,853	11,297	10,541
	構成比(%)	70.6	73.1	72.4	75.0

(資料：国勢調査、分類不能産業は除く)

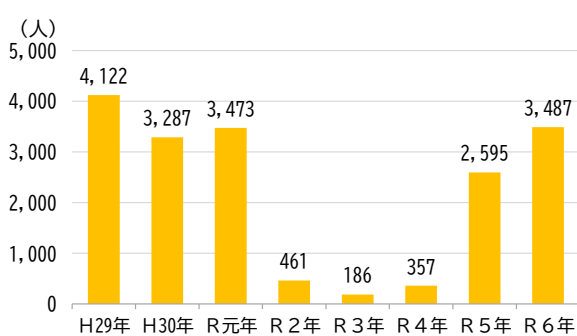


●観光入込客数の推移



(資料：R6四万十市観光動向調査報告書)

●外国人観光客数の推移

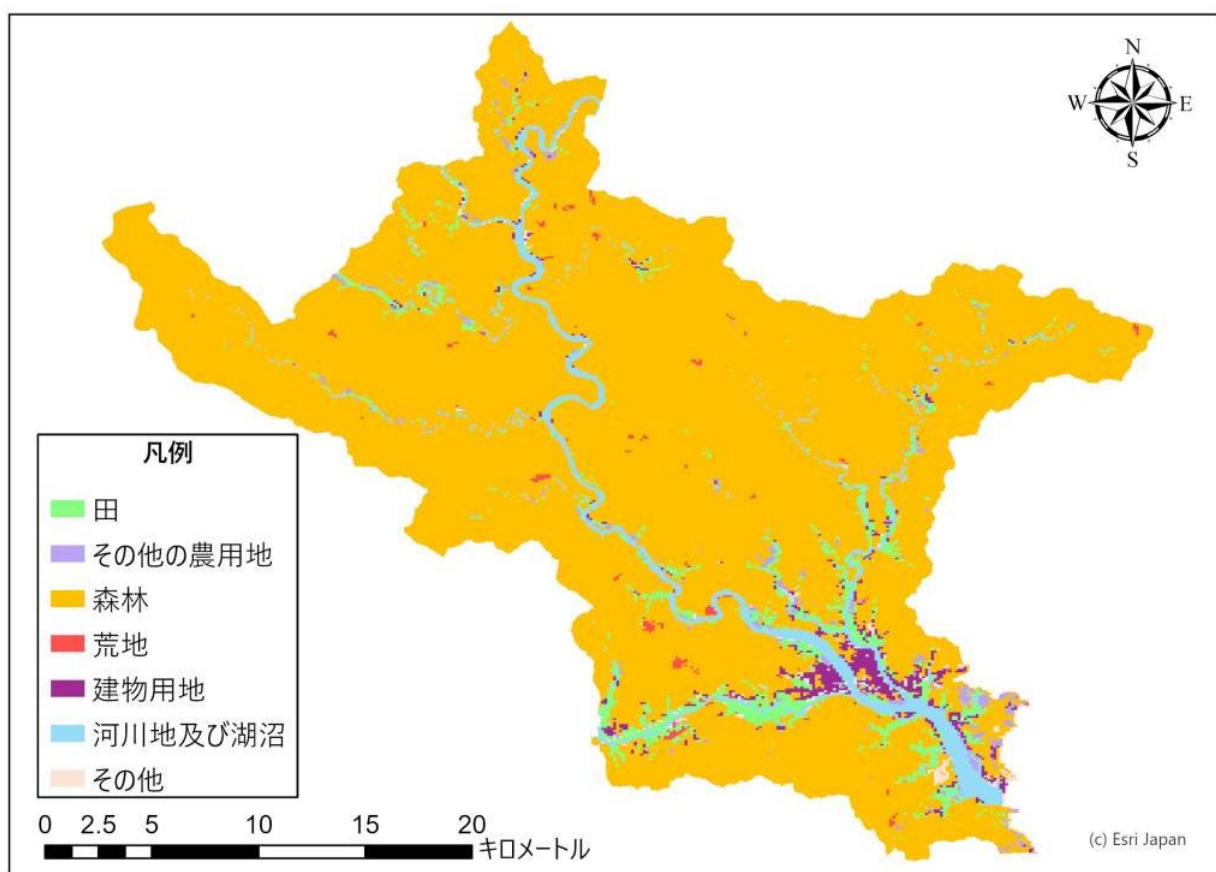


(資料：R6四万十市観光動向調査報告書)

※四万十市観光協会による案内者数

<土地利用特性>

○土地利用については、約84%を森林が占めています。本市の南部を見ると、建物用地は中村・具同・古津賀地区に集中しており、河川周辺には、田畑等の農地利用がみられます。北部は、ほとんどが森林となっており、山間部の河川周辺に、建物用地や田が点在しています。



(資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ 令和3年度版)

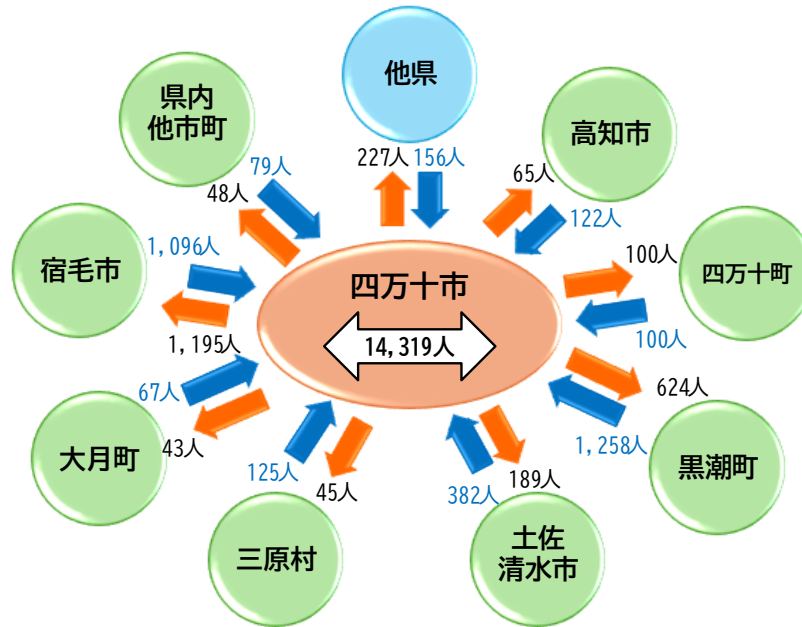
<道路・交通特性>

- 本市は幡多地域の交通軸の要衝となっており、本市を中心に主要広域幹線道路が放射状に広がっていますが、広域連携で重要な役割をもつ国道 441 号や国道 439 号には未整備区間が残っています。
- 四国 8 の字ネットワークを形成する、四国横断自動車道は全線事業化されているものの、延伸まで至っていません。
- 近年では平成 30 年に一般国道 56 号片坂バイパス(四万十町西 I C～黒潮拳ノ川 I C 6.1 km)が供用開始するとともに、令和 2 年には中村宿毛道路(四万十 I C～宿毛和田 I C 23.2 km)が全線開通となりました。
- 鉄道は土佐くろしお鉄道中村・宿毛線と J R 予土線が通っていますが、利用者数は年々減少傾向にあります。



<生活圏の広がり>

- 幡多地域の中心地として、周辺地域との強いつながりを有しています。
- 通勤・通学状況でみると、宿毛市・黒潮町との出入りが特に多くなっています。

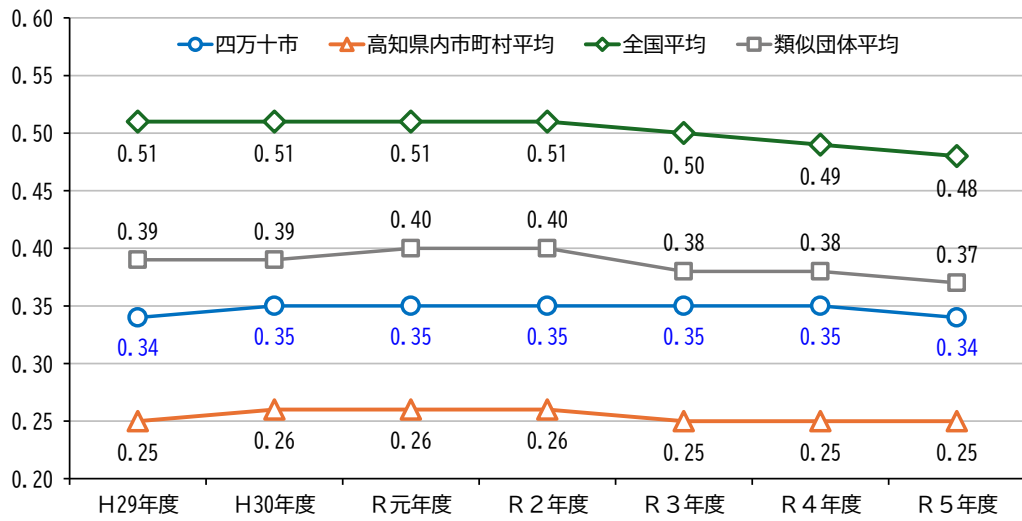


(資料：国勢調査)

<財政特性>

- 財政改革に取り組んでいますが、全国平均・県平均を上回る高齢化率や、脆弱な産業基盤と長引く景気低迷などにより、財政力指数は高知県内の市町村平均を上回っているものの、全国平均、類似団体の平均を下回っており、ほぼ横ばいで推移しています。
- 本市の実質公債費比率は、類似団体平均、県内市町村平均を上回っています。令和4年度まで緩やかな減少傾向が続き、一時、県内平均程度となっていました。令和5年度から再び増加傾向となっています。これは、川崎保育所移転等の施設整備に伴う地方債の償還開始等の影響によるものです。
- 本市の将来負担費率は、類似団体平均、県内市町村平均を上回っています。令和4年度まで減少傾向が続いていましたが、令和5年度から再び増加傾向となっています。これは、令和5年度に完成した文化複合施設の整備などにより、地方債残高が増加したこと等の影響によるものです。
- 本市の経常収支比率は令和元年以降、類似団体平均を下回る水準で推移しています。平成30年度から令和3年度にかけては減少傾向にありましたが、令和3年度以降は再び増加に転じています。
- 頻発する自然災害や、新たな行政ニーズに対応するため、行政運営の効率化や、新たな財源の確保等に努め、持続可能で安定的な行財政基盤の構築に取り組んでいます。

●財政力指数の推移



(資料：地方財政状況調査関係資料)

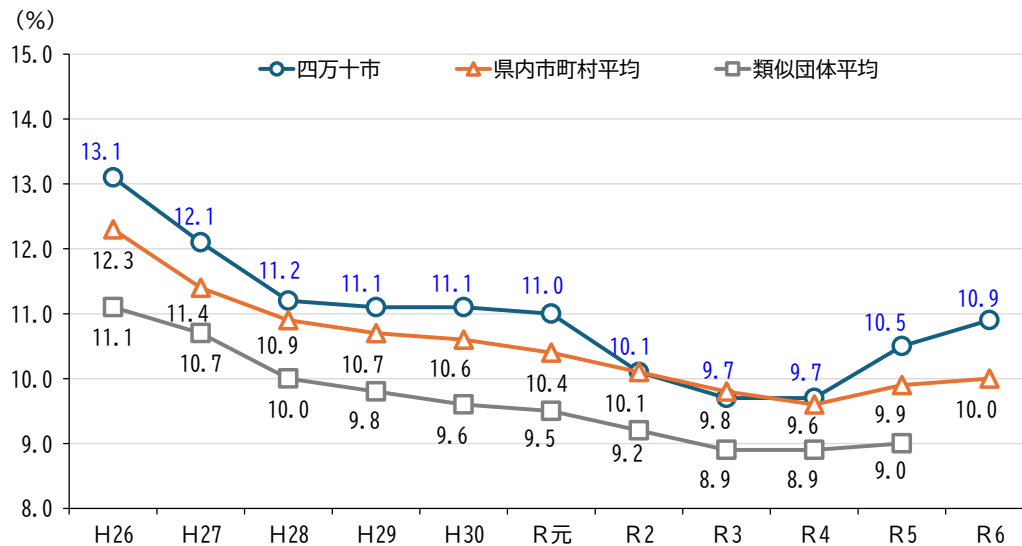
※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※類似団体

総務省が、人口及び産業構造により市町村を35のグループに分類しており、同じグループに属する市町村を類似団体という。

●実質公債費比率の推移

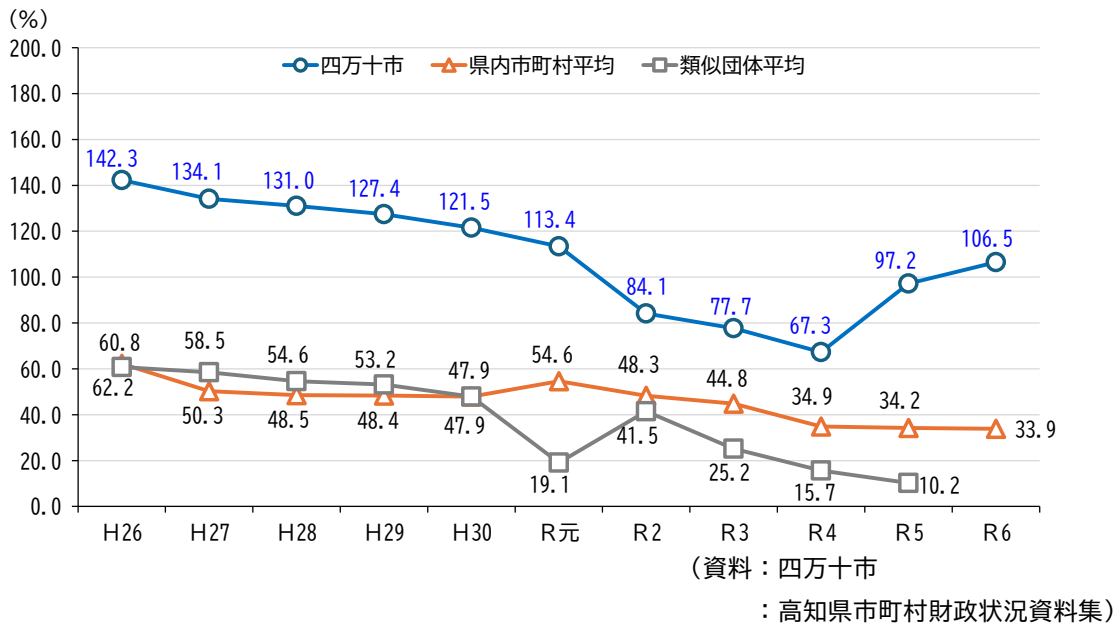


(資料：四万十市
：高知縣市町村財政状況資料集)

※実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。25%以上で早期健全化基準に該当、35%以上で財政再生基準に該当する。

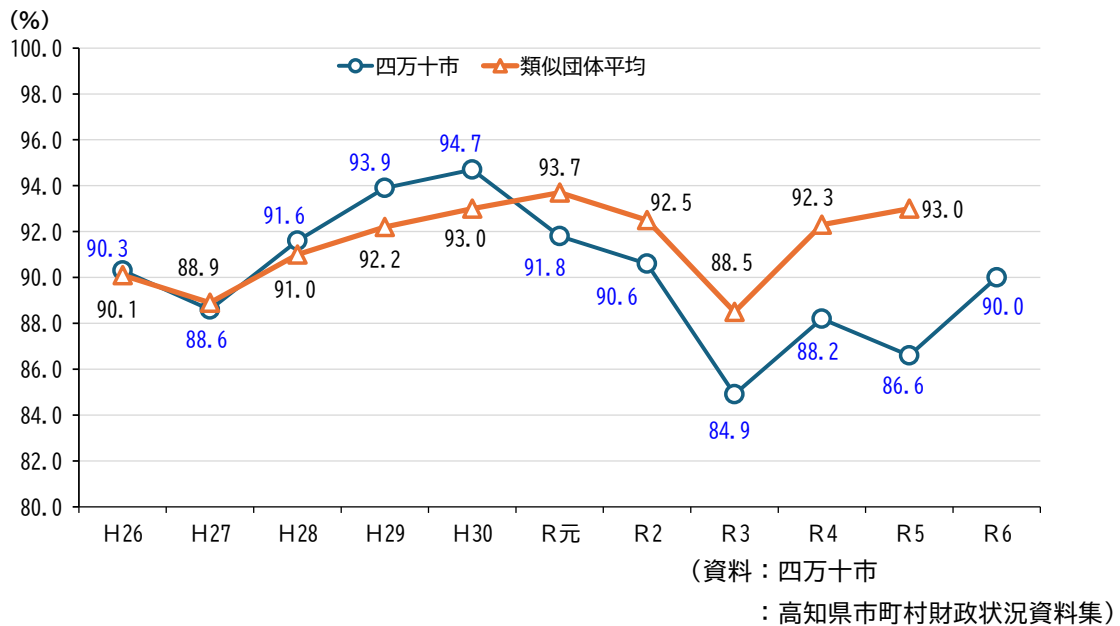
●将来負担比率の推移



※将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを、350%以上で早期健全化基準に該当する。

●経常収支比率の推移



※経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合で表したものを、この数値が100%に近づくと、経常的な支出が経常的な収入のほとんどを占めていることを意味しており、突発的な災害等に適切に対応する財政的余裕がない状態にあるといえる。

Ⅲ 市民の声（まちづくりに関するアンケート調査）

1 市民アンケート結果

1) 調査の概要

<目的>

平成 27 年 3 月に策定した四万十市まちづくりの指針である「四万十市総合計画」の計画期間終了を見据え、市政全般に対する市民の満足度やニーズ等を調査及び分析し、現行総合計画の成果や課題整理、さらには次期総合計画において重点的に取り組むべき施策を洗い出し、今後の市政運営に必要となる中長期ビジョン（計画）策定に活用する基礎資料づくりを目的として実施しました。

<調査実施時期>

令和 5 年 12 月

<調査対象>

市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 人

<抽出方法>

住民基本台帳から無作為抽出

<回収状況>

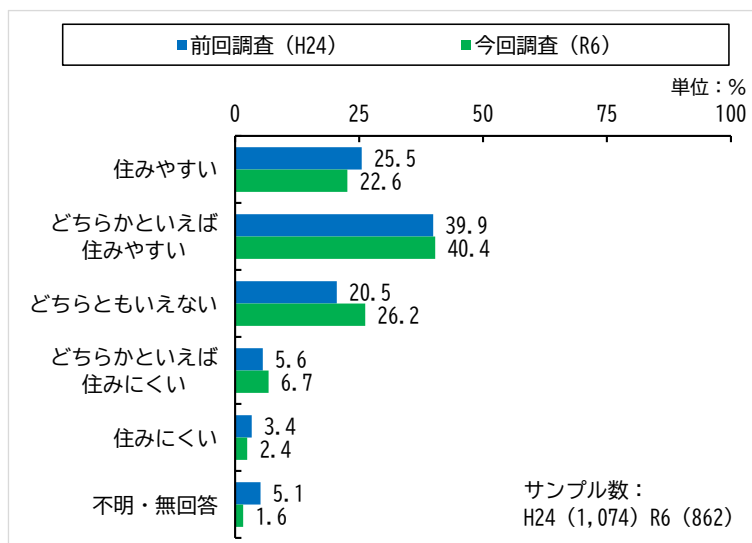
回収数：862 通（郵送：731 人、Web：131 人）有効回収率 43.1%

2) 主な結果

調査結果の詳細は、別冊「四万十市まちづくりに関するアンケート調査報告書」（令和 6 年 3 月）に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

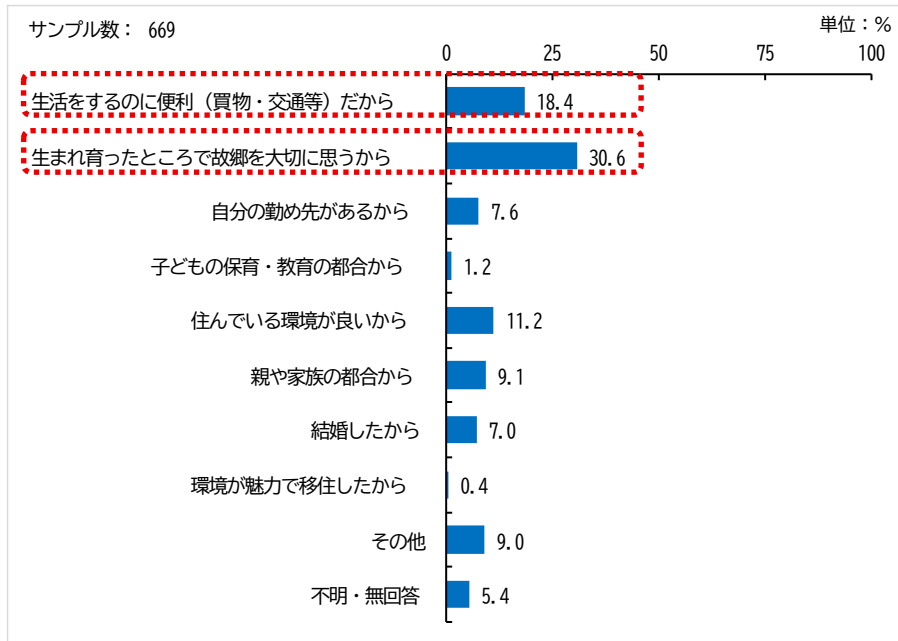
●四万十市の住みやすさについて

「住みやすい・どちらかといえば住みやすい」という回答が 63.0%と、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」を大きく上回っていますが、前回調査と比べると住みやすい評価がやや少なくなり、「どちらともいえない」が 5.7%上昇しています。



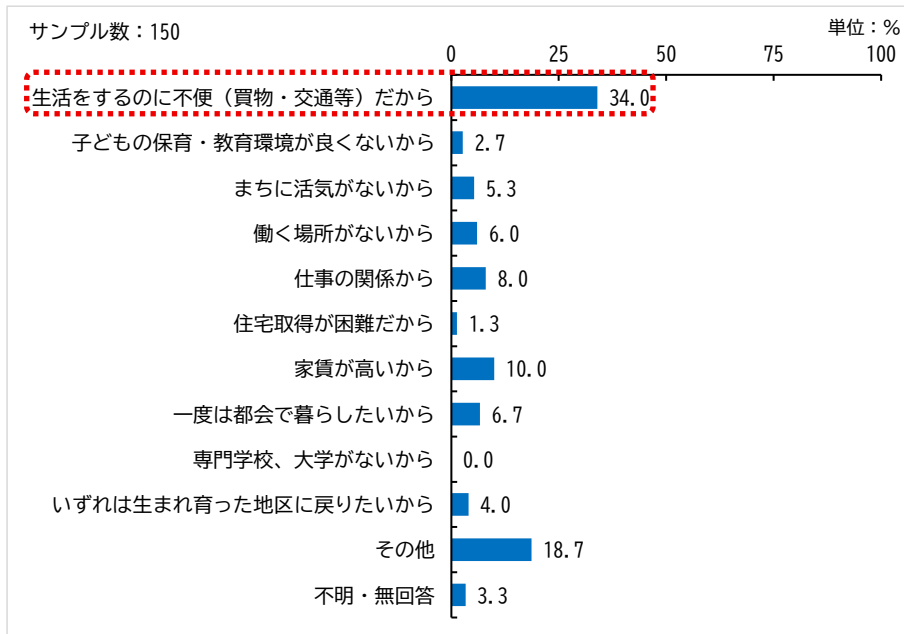
●現在の地区に住み続けたい理由

「生まれ育ったところで故郷を大切に思うから」が30.6%で最も多く、次いで「生活をするのに便利（買い物・交通等）だから」となっています。



●いずれは別の地区又は市外に住みたい理由

回答者そのものが少数ではありますが「生活をするのに不便（買い物・交通等）だから」という理由が最も多くなっています。



●毎日の生活の各面における評価

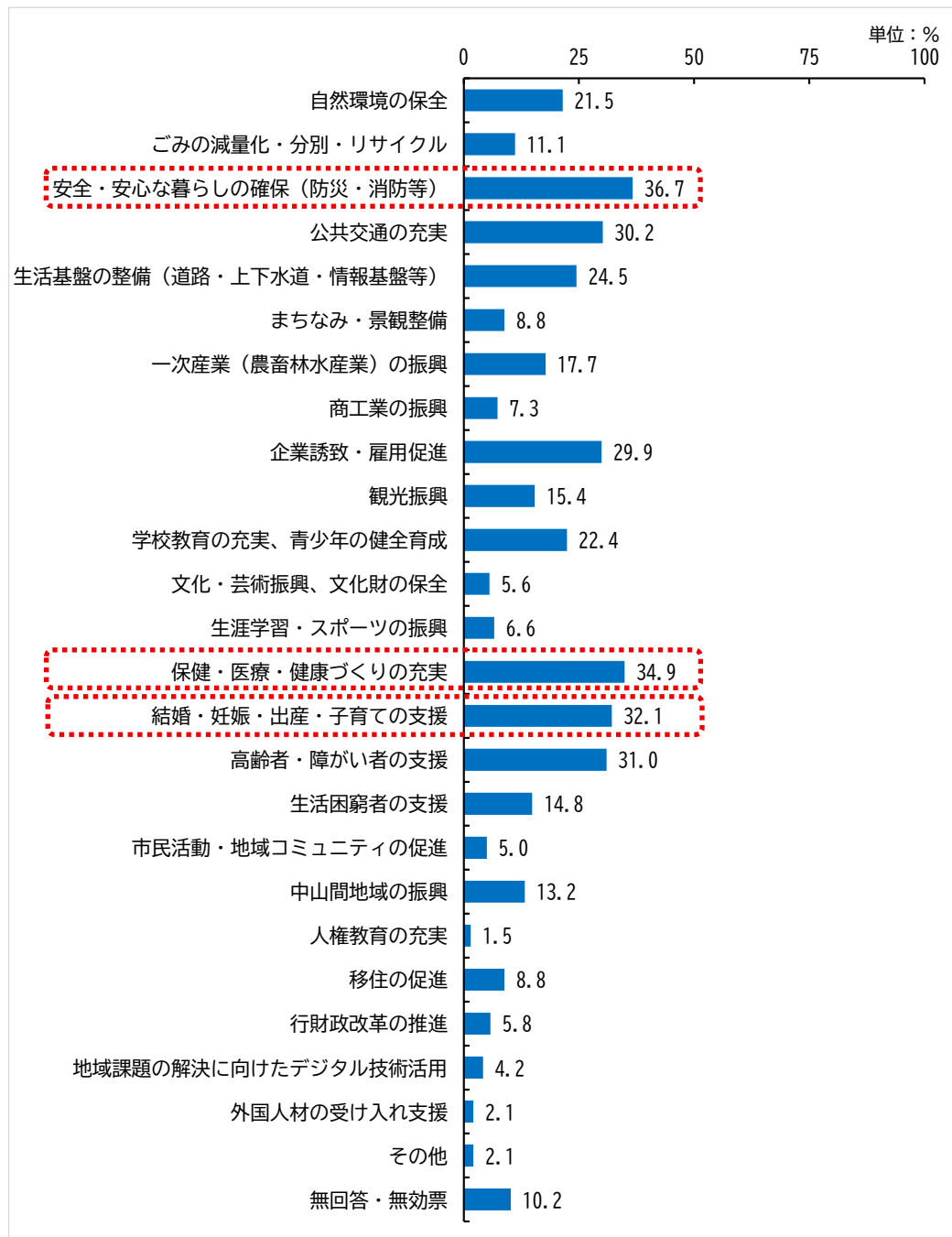
満足度が高いのは「緑、水や自然の豊かさ」が最も高く、その他では「暴力や犯罪が少ないこと」「ごみの減量・分別・リサイクルの取り組み」となっています。

一方、不満度では、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」と「公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ」に対する割合が高く、その他、「商業の振興や中心市街地の活性化」や「雇用の場が確保されている」、「企業誘致」についての不満も多くみられます。

暮らしの安全	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
地震や津波からの安全性	28.4	28.4	25.2	30.4	26.7	20.0
台風・豪雨災害からの安全性	23.0	30.1	19.0	31.7	20.0	33.3
災害時の避難路及び避難場所の整備	21.0	30.5	16.9	35.9	13.3	33.3
暴力や犯罪が少ないこと	55.1	6.3	55.2	5.4	53.3	6.7
夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	17.4	46.3	11.8	50.4	6.7	80.0
消費者保護のための相談体制と情報提供	10.5	22.8	4.9	23.3	6.7	33.3
暮らしの安心	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
健康診断、健康相談や健康増進活動のサービスの機会が多い	20.7	11.0	20.7	7.1	20.0	26.7
病院・医院・診療所等が身近で充実している	29.5	29.5	28.8	32.9	13.3	46.7
介護を必要とする高齢者へのサービスが充実している	18.7	22.2	15.0	21.8	6.7	33.3
高齢者の憩いの場や集まる機会が多い	12.7	23.9	13.1	21.7	14.3	28.6
高齢者や障がいのある人が暮らしやすい	9.2	32.0	6.6	33.5	0.0	35.7
保育内容や子育て相談サービスが充実している	10.4	23.8	10.5	19.5	15.4	30.8
雇用の場が確保されている	8.6	49.9	5.8	48.6	0.0	46.2
暮らしの利便	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
日用品・食料品などの買物の利便さ	31.8	24.1	36.6	22.2	33.3	20.0
通勤・通学・通院の利便さ	24.6	26.7	23.0	27.8	13.3	33.3
銀行・郵便局など金融機関利用の利便さ	30.3	17.9	27.6	17.0	26.7	13.3
公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	13.1	48.1	7.5	51.6	6.7	46.7
身近な地域での道路の使いやすさ	18.4	27.5	17.4	23.6	20.0	13.3
国道などの幹線道路の使いやすさ	20.6	23.8	15.8	20.6	20.0	13.3
市役所や総合支所の身近さ	22.8	17.1	22.1	16.7	26.7	26.7
携帯電話やブロードバンド（インターネット）通信の利便さ	19.6	27.3	14.7	19.0	13.3	33.3
暮らしの快適	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
緑、水や自然の豊かさ	69.3	2.0	70.2	1.4	73.3	0.0
子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	28.7	23.7	33.2	17.5	33.3	26.7
まちの美観や周囲の景観	24.3	12.4	27.2	14.9	33.3	26.7
上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	36.8	12.3	32.6	9.3	14.3	21.4
下水・排水の処理対策（生活排水処理）	27.6	19.1	26.6	13.6	7.1	21.4
ごみの減量・分別・リサイクルの取り組み	42.6	7.1	39.2	9.0	21.4	7.1
快適な住環境（宅地）の購入環境	13.2	16.0	13.3	13.3	0.0	25.0
教育・文化	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
学校教育の充実	13.0	18.8	14.2	17.3	7.7	46.2
誰もが気軽に参加できる生涯学習の機会	8.5	19.9	11.6	18.0	14.3	28.6
子どもたちが健全に成長できる環境	16.7	14.6	17.8	12.5	28.6	21.4
芸術・文化に親しむ機会が多い	8.8	32.5	9.1	34.3	7.1	50.0
スポーツを楽しむ機会が多い	10.6	27.0	10.1	23.3	21.4	42.9
伝統文化の保存・継承がされている	9.7	20.6	8.6	22.2	21.4	21.4
産業振興	男性		女性		性別無回答	
	満足派	不満派	満足派	不満派	満足派	不満派
農業の振興	8.7	29.1	10.1	21.5	25.0	41.7
林業の振興	7.0	31.5	8.0	22.5	25.0	41.7
水産業の振興	5.9	28.1	9.4	21.1	25.0	41.7
商業の振興や中心市街地の活性化	5.1	48.6	5.3	47.6	0.0	50.0
工業の振興	2.1	48.6	3.6	35.9	0.0	50.0
企業誘致	3.1	58.1	3.4	44.4	0.0	41.7
観光の振興やおもてなしの観光地づくり	8.0	36.4	10.1	32.1	8.3	41.7
地域資源の掘り起こし・活用	3.7	44.1	5.4	35.8	0.0	50.0

●重点的に取り組むべき施策

「安全・安心な暮らしの確保（防災・消防等）」が最も割合が高く、災害に対する備えが強く望まれています。次いで、「保健・医療・健康づくりの充実」、「結婚・妊娠・出産・子育ての支援」の順に割合が高くなっています。



2 四万十市 こども・若者に関するアンケート調査及び 四万十市の子育て支援に関するニーズ調査結果

1) 調査の概要

<目的>

令和6年度まで、本市における子ども・子育て支援事業の基本的な考え方を示す「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画を推進してきましたが、少子化対策・子育て支援の重要性がより高まっていることから、四万十市において、【こども】【家庭】により寄り添った子育て支援の取り組みが実施できるよう、国のこども大綱の方針に則った「四万十市こども計画」を令和7年度までに新たに策定することとしました。

この計画策定にあたり、当事者である①高校生本人・②中学生保護者・③小学生保護者・④乳幼児保護者に対しそれぞれ「現在の状況」や「今後の希望」などをヒアリングするため、アンケート調査を行いました。

<調査実施時期>

- ① 高校生本人調査 令和6年1月16日～令和6年2月21日
- ②・③・④ 中学生保護者・小学生保護者・乳幼児保護者調査
令和6年1月10日～令和6年1月25日

<調査対象>

- ① 高校生本人調査 四万十市在住の高校生 773人
- ② 中学生保護者調査 四万十市在住の中学生を持つ保護者 788人
- ③ 小学生保護者調査 四万十市在住の小学生を持つ保護者の方 1,114人
- ④ 乳幼児保護者調査 四万十市在住の未就学児を持つ保護者の方 1,014人

<回収状況>

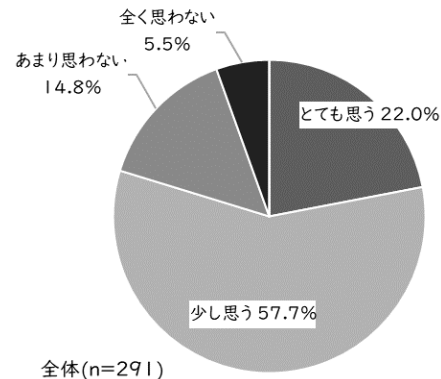
- | | | |
|------------|----------|-------------|
| ① 高校生本人調査 | 回収数：291人 | 有効回収率 37.6% |
| ② 中学生保護者調査 | 回収数：509人 | 有効回収率 64.6% |
| ③ 小学生保護者調査 | 回収数：911人 | 有効回収率 81.8% |
| ④ 乳幼児保護者調査 | 回収数：670人 | 有効回収率 66.1% |

2) 主な結果（高校生編）

調査結果の詳細は、別冊「四万十市子ども・若者に関するアンケート調査結果報告書 高校生編」（令和6年3月）に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

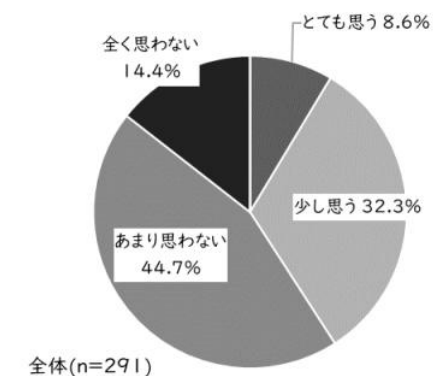
●あなたは四万十市を住みやすい街だと思いますか

全体では「少し思う」が57.7%と最も多くなっています。「とても思う」22.0%を合わせると、約8割の高校生が、四万十市を住みやすい街と感じていることが分かります。



●あなたは将来も四万十市で生活したいと思いますか

全体では「あまり思わない」が44.7%と最も多くなっています。「全く思わない」14.4%を合わせると、約6割の高校生が、将来も四万十市で生活したいと思っていない状況であることが分かります。

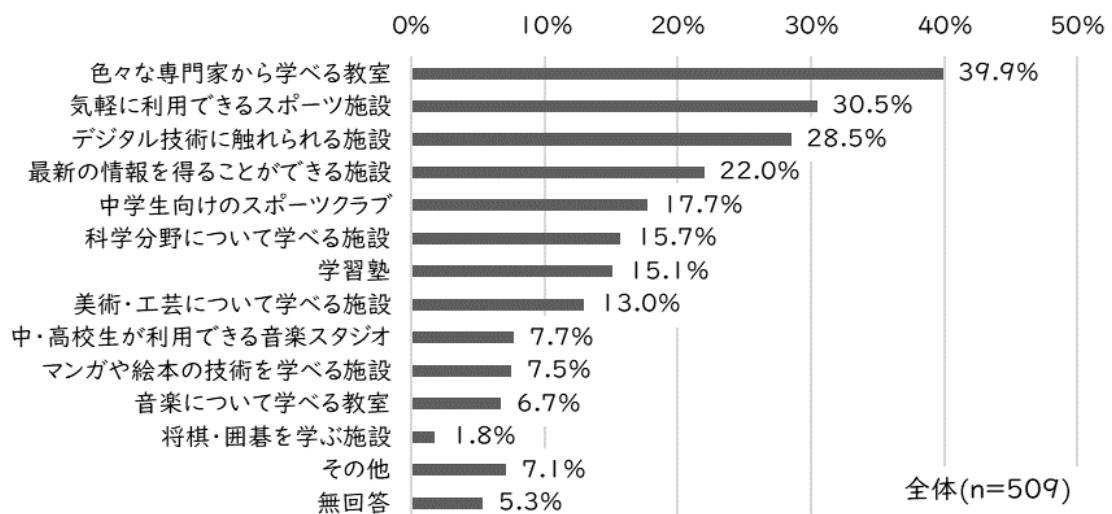


3) 主な結果（中学生保護者編）

調査結果の詳細は、別冊「四万十市の子育て支援に関するニーズ調査結果報告書 中学生保護者編」（令和6年3月）に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

●お子さんの成長につながる取り組みや場所について、あなたが四万十市内に不足していると思うものがあればお答えください

全体では「色々な専門家から学べる教室」が39.9%と最も多くなっています。

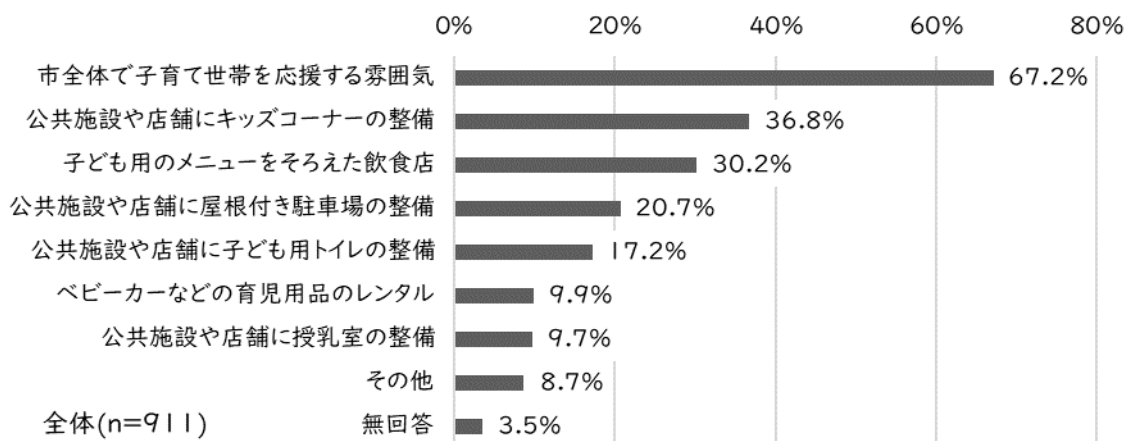


4) 主な結果（小学生保護者編）

調査結果の詳細は、別冊「四万十市の子育て支援に関するニーズ調査結果報告書 小学生保護者編」（令和6年3月）に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

●あなたは、四万十市が子育てしやすい街になるために何が必要と思いますか

回答者のうち 67.2%が「市全体で子育て世帯を応援する雰囲気」を選択しています。次いで「公共施設や店舗にキッズコーナーの整備」36.8%、「子ども用のメニューをそろえた飲食店」30.2%となっています。

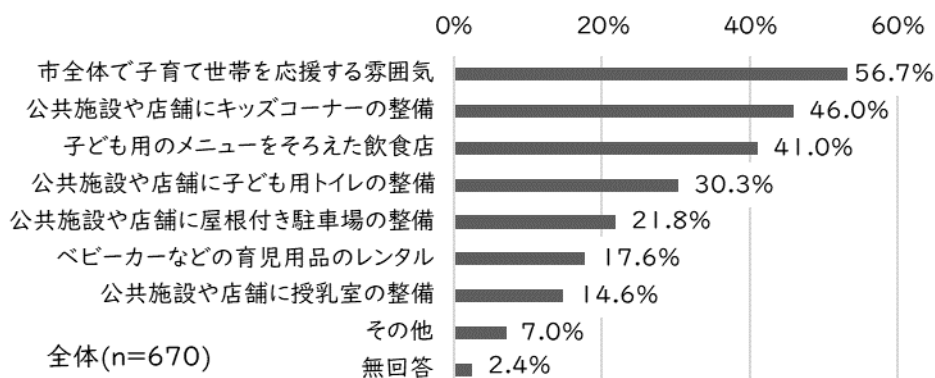


5) 主な結果（未就学児童保護者編）

調査結果の詳細は、別冊「四万十市の子育て支援に関するニーズ調査結果報告書 未就学児童保護者編」（令和6年3月）に取りまとめています。ここではその中の主なものを掲載しています。

●あなたは、四万十市が子育てしやすい街になるために何が必要と思いますか

回答者のうち 56.7%が「市全体で子育て世帯を応援する雰囲気」を選択しています。次いで「公共施設や店舗にキッズコーナーの整備」46.0%、「子ども用のメニューをそろえた飲食店」41.0%となっています。



1 時代の潮流

● 人口減少と少子高齢化の進行による社会ニーズの変化

人口減少と少子高齢化の進行は、これまで経験したことのない速さで進み、日本社会の構造を根本から揺るがしています。全国的に出生数は過去最低を更新し続け、将来的には多くの地域で人口減少により集落の機能維持が困難になることが懸念されます。

また、生産年齢人口の減少は、産業や地域コミュニティの担い手を急速に減らし、地域経済の縮小や生活基盤の衰退といった課題が現実のものとなりつつあります。

一方で、高齢化の進展により、医療・介護・福祉などの分野では需要が急増しており、限られた人材と財源でこれらのサービスを持続していくことが大きな課題となっています。人口減少は単なる数の問題ではなく、地域の機能そのものを脅かす深刻な構造的課題です。

こうした中で、地域経済を発展させ、子どもから高齢者までが安心して暮らせる社会を築いていくためには、既存の産業を支えるとともに、地域資源や特性を生かした新たなビジネスや雇用の創出、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

また、将来を担う世代が地域に定着し、次の世代を育てていけるようにするためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが欠かせません。そのため保育や教育の充実に加え、働きながら子育てできる仕組みづくりや地域ぐるみの子育て支援など、「暮らし続けたい」と思える地域づくりが求められています。

● 東京圏への人口一極集中

東京圏への人口一極集中は、地方の過疎化・若年層の流出・地域経済の衰退を加速させる要因となっており、全国的な課題とされています。これを是正するためには、単に移住を促すだけでなく、地域と多様なかたちで関わる「関係人口」の創出・拡大が重要な役割を果たします。

関係人口とは、観光や二地域居住、リモートワーク、地域活動などを通じて継続的に地域と関わる人々を指し、必ずしも定住を前提としない新しい人口のあり方です。このような人々が地域に関心を持ち、仕事や暮らしの一部を地方で営むことで、地域の活性化や担い手の補完、都市部との交流促進につながります。

今後は、ICT※等の活用による多様な働き方の受け皿となる環境整備や地域資源を活かした魅力的な体験の提供などを通じて、都市と地方の新たな関係性を築き、東京一極集中の緩和と地方の持続可能な発展を両立させることが求められます。

※ICT（情報通信技術）：コンピュータによる情報処理技術と通信技術を組み合わせ、情報の収集・蓄積・分析・共有を可能にする技術の総称

● 防災・減災意識の高まり

切迫する南海トラフ地震は、甚大な被害が想定されており、防災・減災に対する社会的な意識がこれまで以上に高まっています。

特に地方都市や沿岸地域では、災害に強いまちづくりが重要な課題となっており、ハード・ソフト両面からの対策が求められています。地域の防災力を高めるためには、インフ

ラの耐震化や避難体制の整備に加え、住民一人ひとりの防災意識向上や日頃からの備えも不可欠です。こうした取り組みを通じて、災害時にも命と暮らしを守る、持続可能で安全・安心な地域社会の実現が必要です。

● AI・ICT等のデジタル技術の発達と普及

近年、AI※やICT等のデジタル技術の進展と普及は著しく、私たちの暮らしや産業に大きな変革をもたらしています。これらの技術は、業務の効率化やサービスの質の向上だけでなく、人口減少や人手不足といった社会課題への対応にも寄与しています。まちづくりにおいても、行政手続のオンライン化、防災情報のリアルタイム発信など、多様な活用が可能です。地域の実情に応じた技術導入を進めることで、誰もが安心して暮らせる、効率的かつ持続可能なまちの実現が期待されます。

※AI（人工知能）：人間が行う判断や学習、予測といった知的な働きを、コンピュータ上で再現する技術

● 国際化と多文化共生社会の進展

近年、世界的な人の移動や経済活動の広がりを背景に、日本社会の国際化は一層進んでいます。

また、今後、少子高齢化が進み多くの産業や地域で人手不足が深刻化するなか、外国人住民や留学生、観光客など多様な人々との関わりを持ち、共に成長していくことが、これからの日本の持続的な発展を支える大切な要素となっています。多様な文化的背景を持つ人々が安心して暮らし、社会で活躍できる共生社会の実現を図ることが必要です。

● 脱炭素社会への対応

地球温暖化の進行や、中東情勢の混迷によるエネルギー供給不安定化のリスクが高まるなか、脱炭素社会への対応は地域にとっても喫緊の課題です。本市においては、四万十川に代表される豊かな自然や森林資源が地域の大きな魅力であり、これらを次世代へと引き継いでいくことが重要です。そのためには、地域資源の保全と活用を両立させた持続可能な取り組みが求められており、自然と調和した再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進などにより、地域の特性を生かした脱炭素社会の実現を図ることが必要です。

● 地域コミュニティの再生と協働のまちづくりの推進

近年、人口減少と少子高齢化の進行により、地域の人材不足が深刻化しています。

高齢者のみの世帯や独居高齢者の増加により、地域の見守りや支え合いの必要性が高まる一方で、地域生活を支える仕組みそのものが脆弱化しつつあるのが現状です。

今後は、地域活動を支える人材を育成・確保し、地域ぐるみで支援する体制の再構築が重要となっています。

南海トラフ地震をはじめとする自然災害に対し自助・共助の取り組みを促し、地域の防災意識を高めるとともに、住みやすい地域づくりへ自らが参画していく意識の醸成を図ることが必要です。

2 人口の見通し

1) 日本の人口動向と将来の見通し

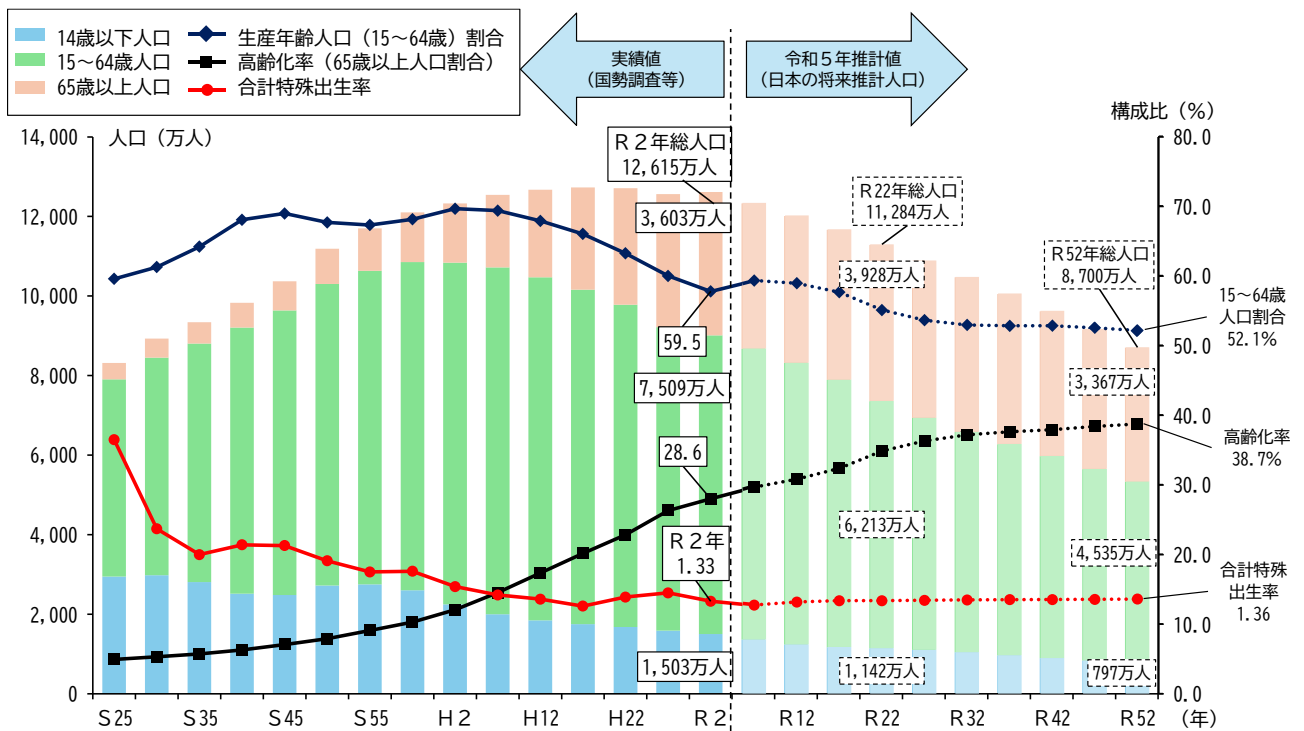
日本の人口は平成20年をピークに、その後は減少傾向が続いており、「人口減少社会」に転じています。

国の施策として少子化対策に力を入れ、合計特殊出生率を少しでも上げる取り組みがなされていますが、当面はこの減少傾向が続くことを前提にする必要があります。

各自治体においてはそれぞれのまちづくりの工夫を行い、人口減少の抑制や、新たな人口流入対策に取り組んでいるところですが、高知県下でも、この5年間（国勢調査）で全ての自治体で人口減少となっています。

今後は、人口の減少を極力抑制していくという考えを基本にしながら、人口の増減だけではなく、住んでいる住民の幸福度をいかに高めていくか、また、人口の年齢構造の変化にいかに対応していくか、さらには、投資対効果という観点も踏まえいかにコンパクトなまちづくりを目指すか、といったことも長期的視点で取り組んでいくべき課題であると考えます。

●日本の人口動向と将来の見通し



(資料) 厚生労働省

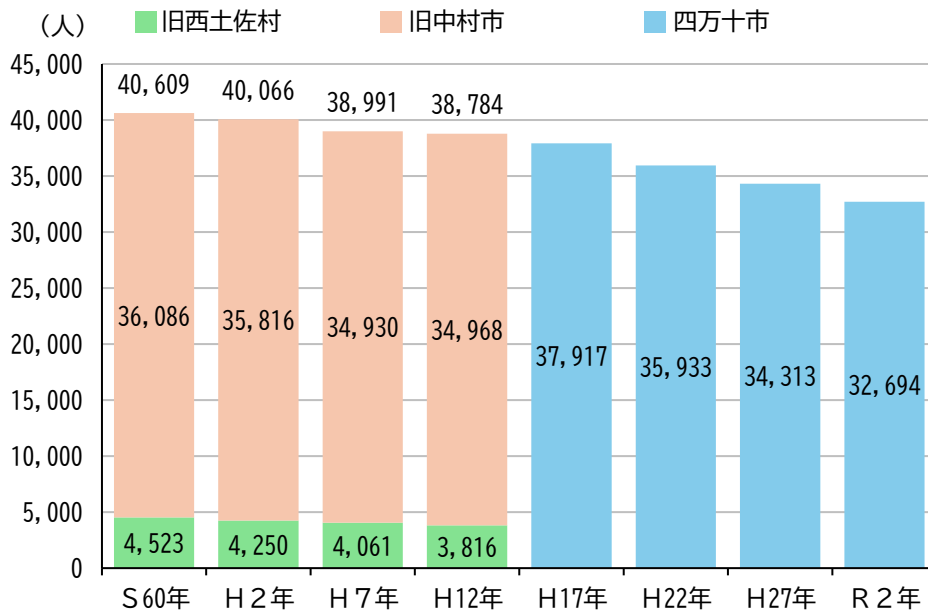
2) 本市の人口の見通し

本市の人口の動きを国勢調査でみると、次のようになっています。

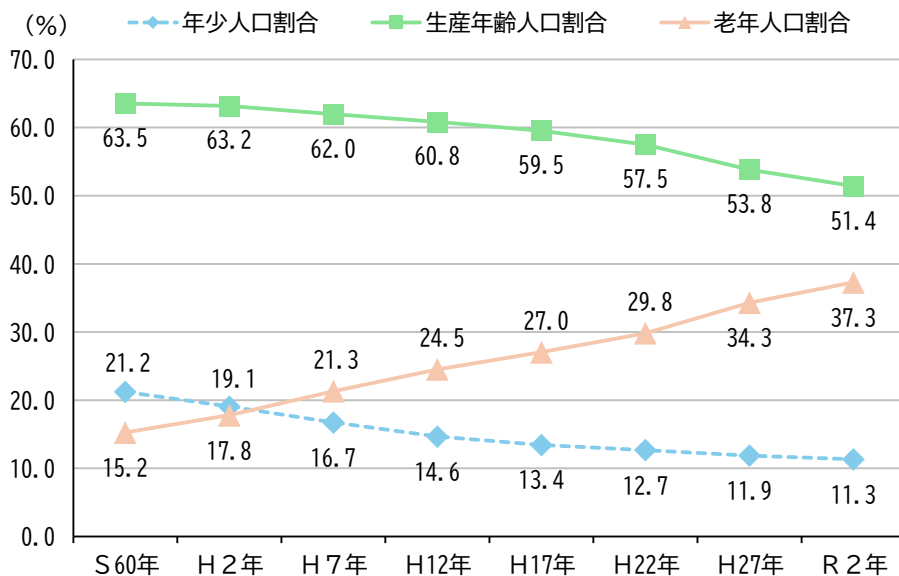
昭和60年からは減少傾向が続き、令和2年には32,694人になっています。

年齢別でみると、少子高齢化の状況が顕著に表れており、「年少人口(0～14歳)」と「生産年齢人口(15～64歳)」は減少し、「老年人口(65歳以上)」は逆に増加した結果、令和2年の高齢化率は37.3%となっています。

●四万十市の総人口の推移

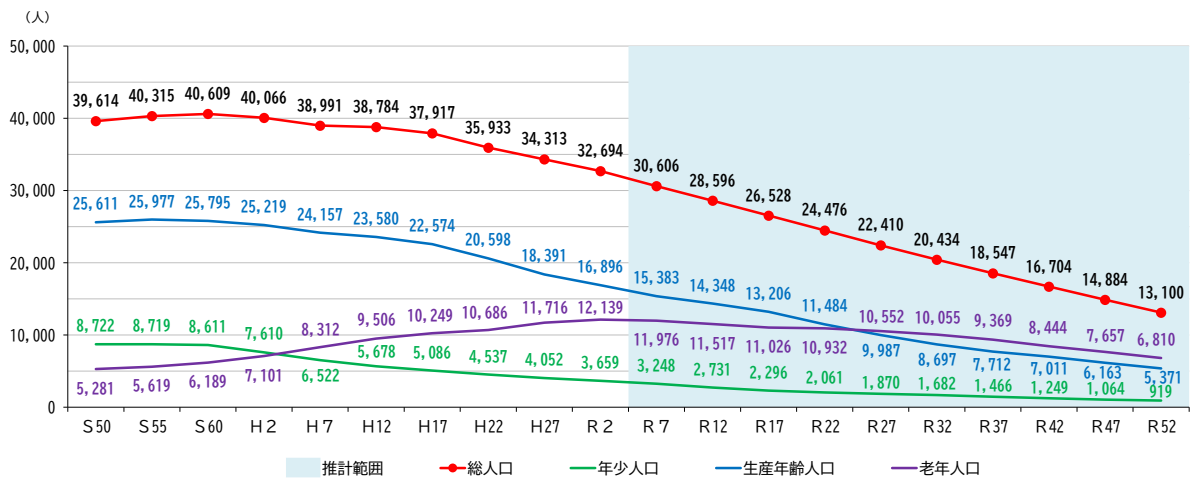


●年齢3区分別の構成比率の推移



このような状況を背景に、令和 17 年の人口の見通しとしては、令和 2 年の 32,694 人に対し、26,500 人程度になることが推計されます。

●本市の将来人口の見通し



このような見通しを踏まえ、今後の人口についての考え方は次のとおりとします。

<自然動態からみて>

- 死亡数は 500 人前後で推移しており、高齢化の影響により、近年は増加傾向にあります。
- 出生数は平成 27 年から平成 30 年までは毎年 250 人前後となっていました。令和元年度から減少傾向となり、近年は 200 人を下回る状況となっています。
- 出生数を増やしていくことは大きな課題ですが、引き続き子育て支援等に努めていく必要があります。
- ただし、自然動態全体からみると、自然減を自然増に転じさせることは難しい状況にあります。

<社会動態からみて>

- 転出超過の状態が続いています。
- 転出超過は転入者数の減少によるものが大きいため、今後、定住環境や雇用環境を高めることで、転入者を増やすことが重要となります。
- 転出者の減少傾向については、少子化により、進学や就職などで転出する若者の絶対数が減ったことが一因として考えられ、市内に留まる若者が増加しているものではないため、決して楽観視できるものではありません。

<今後の見通し>

- 日本全体が人口減少社会に転じた中において、本市においても、多くの他市町村と同様に人口の減少が続くと考えられています。
- しかしながら、今後のまちづくりを支えるためにも、人口維持は重要な問題であり、本市の特性を活かしながら、自然減を極力少なくし、社会増減をプラスにしていこうと目指し、取り組みを加速させる必要があります。
- このため、転出者を減らし、転入者を増加させるための要因の一つである雇用の場の確保をはじめ、生活しやすい環境整備と移住対策を強化するなど、複合的な対策を講じていくことが重要です。

V

今後のまちづくりの視点

1 四万十市の課題と方向性

本市を取り巻く社会情勢の変化（時代の潮流）と地域特性や市民ニーズから、今後のまちづくりに向けた課題を整理し、その方向性を定めます。

● 自然環境の保全と持続可能な利用

四万十川をはじめとする豊かな自然環境は、重要な資源であるとともに、古来より本市の文化や暮らしを形作ってきたものです。これらの財産を継承するため、気候変動や生態系の変化への対応、森林・水環境の保全、脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、自然と共生した環境管理を進めるとともに、地域資源の適切な活用を図る必要があります。

○今後の方向性：四万十川をはじめとする豊かな自然環境をいかに守り活用するか

- ・森林・水環境の保全と生態系への配慮
- ・脱炭素社会に向けた省エネ促進・再エネ活用の推進
- ・環境教育や地域参加型の保全活動の推進

● 産業の活性化

本市では、農林水産業の担い手不足と高齢化が進んでいます。令和2年国勢調査就業状態等基本集計によると、50歳以上の農業、漁業の就業者が、全体の70%以上を占めており、林業についても40%を超えるなど、生産力の維持が困難となっています。スマート農業や6次産業化による高付加価値化、販路拡大と観光・商工業連携を強化し、新産業創出や外国人材の受入環境を整備することが課題です。

○今後の方向性：一次産業をはじめ市全体の産業力をいかに高めるか

- ・優れた農林水産物の生産力の維持・強化
- ・地域資源（豊かな自然環境、豊富な一次産品、食や歴史・文化など）を活かした産業間連携による高付加価値化（6次産業化など）と販売促進
- ・産官学金の連携による産業の新たな展開
- ・ICT環境の整備充実による産業立地の推進
- ・外国人材の確保

● 中山間地域対策の推進

本市の中山間地域では、人口減少と高齢化の進行により、区への加入世帯数や産業の担い手が減少しており、地域活動の維持や生産基盤の継承が困難となっています。地域資源を活かした持続的経営やグリーンツーリズムの展開、移住・二地域居住の促進が求められています。

○今後の方向性：地域の特性を生かしたビジネスの創出と集落の維持をいかに図るか

- ・地域における組織的な生産活動と支え合いの拠点づくり
- ・森林資源の有効活用
- ・グリーンツーリズムなど交流人口の拡大に向けた取り組み
- ・移住や二地域居住の場としての活用

● 関係・交流人口の拡大

人口減少が進む中、地域の活力維持には関係・交流人口の拡大が不可欠です。本市の観光入込客数は平成27年から令和元年は約120万人で横ばいでしたが、コロナ禍の令和2年に約100万人へ減少しました。その後は、国及び県と連動した取り組みの推進により回復に転じており、現在は、概ねコロナ前の水準に戻っています。観光地として成熟し、関係・交流人口の拡大を目指すために、観光資源の磨き上げと魅力発信、外国人観光客の受入体制の拡充を図る必要があります。

また、本市の活力維持には産業の振興に加え雇用の創出を図ることが不可欠ですが、本市では地理条件等の立地の制約があるため、大規模なものづくり企業の誘致は困難です。このため、勤務場所等にとらわれない、多様な働き方を見据えた企業誘致を図るため、リモートワークやワーケーションの拠点を整備し、関係人口の拡大を図る必要があります。

○今後の方向性：広域圏の中核都市としてふさわしい市街地をはじめ本市の魅力をいかに高めるか

- ・ 中心市街地の景観整備
- ・ 交通アクセスの利便性向上と集客機能の強化
- ・ 観光資源や地元産品等の「四万十らしさ」の発信
- ・ シェアオフィスやコワーキングスペースの整備
- ・ 外国人観光客の呼び込み

● 人口減少の抑制

本市においても担い手の減少や地域機能の維持が大きな課題となっています。安心して子どもを産み育てる環境づくり、若者の地元定着・雇用の場の確保、移住・定住促進などを中心とした施策を展開し、人口減少に歯止めをかける必要があります。

○今後の方向性：人口減少に対して、いかに歯止めをかけるか

- ・ 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実
- ・ 若者の就業の場の確保
- ・ 移住・定住の促進

● 教育環境の充実

人口減少と地域構造の変化が進む中、市内すべての子どもが安心して学び、将来に希望を持てる教育環境の整備が求められています。学校施設の改善、ICT教育の充実、地域と連携した探究的な学びの推進により、「学び続ける力」を育む教育基盤を強化していく必要があります。

○今後の方向性：すべての子どもが安心して学び、個性や能力を伸ばせる教育環境をいかに整備するか

- ・ ICTを活用した学習環境の拡充と教員負担軽減
- ・ 地域資源を生かした探究学習やキャリア教育の推進
- ・ 学校施設の計画的な整備・更新

● 歴史文化の継承と活用

本市の文化資源は、まちの独自性を示す重要な財産です。これらを未来へ継承するとともに、文化芸術活動や観光振興、地域教育との連携を通じて、歴史文化の価値をまちづくりに生かしていく視点が求められています。

- 今後の方向性：歴史文化を継承し、新たな地域価値として磨き上げる取り組みが必要
 - ・歴史文化資源の保存・活用と景観形成の推進
 - ・学校教育・生涯学習との連携による継承活動
 - ・地域住民・団体との協働による文化振興

● 医療提供体制の確保

総務省病院事業決算状況・病院経営比較表及び病院決算書によると、市民病院の職員数は年々減少を続けており、令和2年度時点の常勤職員は107人となっておりますが、令和5年度には90人になっています。将来にわたって医療体制を確保するため、人材の確保や地域医療機関の連携強化が喫緊の課題となっています。急性期から在宅医療まで切れ目のないサービス提供体制の構築や、医療情報の共有化・デジタル化の推進により、地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが必要です。

- 今後の方向性：限られた医療資源をいかに活用し、地域全体の医療体制を確保するか
 - ・地域医療機関の連携強化と役割分担の明確化
 - ・オンライン診療や医療情報のデジタル化の推進
 - ・医師・看護師など医療人材の確保対策と働きやすい環境整備

● 市民の福祉環境の維持・増進

本市においても、高齢化による医療・介護需要の増大と人材不足が深刻化しています。地域包括ケアシステムの体制強化と、子育て支援の一体的推進を図るとともに、高齢者や障害者が安心して暮らせる共生社会の実現が求められています。

- 今後の方向性：少子・高齢化を踏まえ、市民の暮らしの充実をいかに図るか
 - ・子育てするなら四万十市といった受け入れ環境の整備
 - ・安心して子どもを産み育てることができる切れ目のない相談・支援体制の充実
 - ・高齢者の生きがいと健康づくりとして「まちづくり」への積極的な参加促進
 - ・障害の理解促進と障害者の社会参加

● 防災・減災対策の強化

南海トラフ地震などの大規模災害に備えた体制整備に向け、インフラの耐震化、防災拠点や避難路の適正管理とともに、自主防災組織の強化など、災害対応力の一層の向上が必要です。

○今後の方向性：南海トラフ地震をはじめとする自然災害への防災・減災対策をいかに強化するか

- ・公共インフラや住宅等の耐震化、防災施設整備などの「命を守る」対策の継続
- ・避難環境整備や防災備蓄など「命をつなぐ」対策の充実
- ・事前復興まちづくりなど被災時に速やかに「生活を立ち上げる」対策の推進
- ・自主防災組織の充実と、地域ぐるみによる要援護体制の充実
- ・防災・減災体制へ向けた地域との連携や意識向上、広域連携の強化

● 持続可能な行財政の運営

人口減少や少子高齢化の進展等により、今後、本市の財政運営は一層厳しいものとなることを見込まれます。将来的な人口や財政規模等を考慮し、限られた財源の適正配分や行政運営の効率化により、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

○今後の方向性：将来的な人口や財政規模を考慮したまちづくりをいかに図るか

- ・選択と集中による適正な予算配分
- ・DXの推進による行政運営の効率化
- ・社会資本ストックの適切な維持・管理

※DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用し、業務の効率化だけでなく、行政サービスや暮らしの仕組みを見直し、より便利で質の高い社会を実現する取り組み

2 SDGs・ESGとの関連

総合計画は、地域課題の解決と将来世代に向けて責任ある地域づくりを行う観点から、「SDGs」や「ESG」を踏まえたものとします。

●SDGsについて

「SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」は、平成27年9月に国連で採択された、令和12年までに達成すべき国際目標です。

「持続可能な世界」を実現するために、貧困・教育・環境・ジェンダー・経済成長・平和などの分野における17の目標（ゴール）と169のターゲットが定められています。

貧困や環境、福祉、教育、産業など多岐にわたる課題を包括的かつ相互的に捉える枠組みであり、自治体が直面する多様な地域課題と密接に関係しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●ESGについて

「環境（Environment）」、「社会（Social）」、「ガバナンス（Governance）」の頭文字をとった言葉で、企業が長期的に持続可能な経営を行う上で重視すべき3つの観点を指します。従来の「利益重視」だけではなく、持続可能性や社会的責任を考慮して企業を評価しようという考え方です。

本市は令和7年3月に、「四万十市ESG推進都市宣言」を行っています。このなかで、本市及び市内企業等の持続的な成長に資するため、上記の3つの課題について、これまで以上に戦略的かつ強力で推進し、未来を見据えた持続的成長基盤を整備することを宣言しています。



基本 構想

- I 基本理念
- II 将来像
- III 基本目標
- IV 施策の体系

第2期 四万十市総合計画

少子高齢化と人口減少が全国規模で深刻化するなか、四万十市でも地域の活力維持と次世代への継承が重要な課題となっています。加えて、気候変動による自然災害の激甚化、デジタル化・住民ニーズの多様化といった社会環境の変化や、南海トラフ地震のリスクに、地域としての確かつ効率的に対応していくことが求められています。

こうした状況の中、四万十市では、四万十川に代表される豊かな自然を活かし、観光や産業振興につなげるとともに、子育てや教育の環境整備を進め、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現、大規模災害に備えた防災・減災対策や、地域のつながりによる支え合いの仕組みの強化も必要となります。

また、市民アンケートからは、「四万十の自然」や「治安の良さ」が高く評価されている反面、「公共交通の利便性」や、「商業振興や中心市街地の活性化」は評価が低くなっており、本市の強みと課題が明確となってきています。

さらに、施策としては「安全・安心な暮らし（防災・消防等）」を望む声が最も多く、災害リスクに対し、一層の備えを図る必要があります。

以上の背景を踏まえ、本計画では、以下の基本理念を定め、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、持続可能で安全・安心な四万十市の実現を目指します。

うっ 受け継ぐ

四万十川に代表される豊かな自然、地域に根づく伝統や文化といった、「この地らしさ」を大切にし、未来の世代へと引き継いでいく意思を表します。少子高齢化が進むなかで、「何を守るか」「どのように残すか」を地域全体で見つめ直し、暮らしの質や郷土への誇りを継承する姿勢を象徴します。

むす 結ぶ

行政と市民、若者と高齢者、中心市街地と山間集落、住民と企業、そして国内外から訪れる人々や地域で暮らす外国人など、多様な背景を持つ主体が、互いの文化、価値観を尊重し、力を活かし合うことで、ともに課題に向き合っていくことを意味します。安全・安心な暮らしの確保、公共交通や福祉、教育、まちのにぎわいなどを再構築する上でも、この「結び合い」の姿勢は不可欠です。「結び合い」の姿勢は、単なる協力ではなく、共感や信頼を育てる「関係性の再編」を示す要素です。

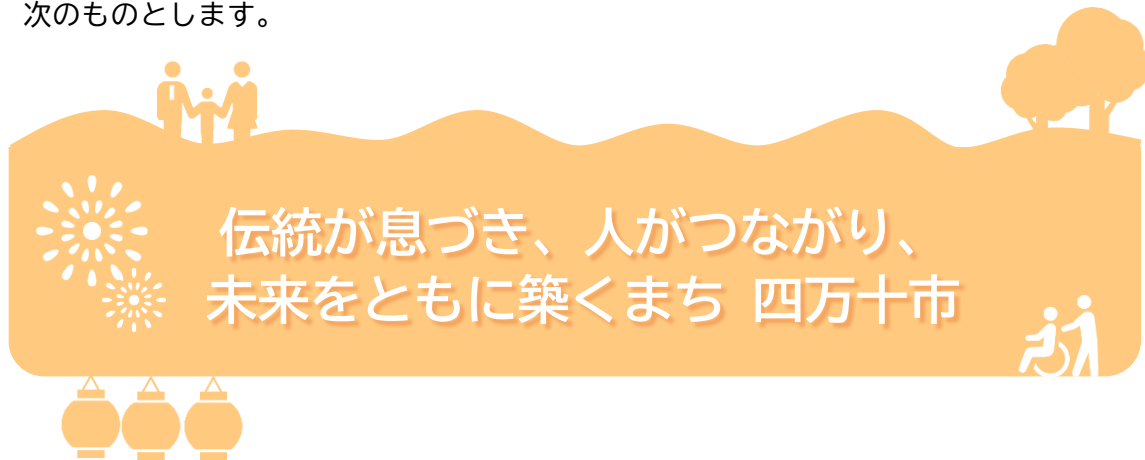
ひら 拓く

気候変動による災害リスクの増加やデジタル化、人口構造の変化といった時代の課題に対し、守るだけでなく「変えていく・創っていく」意志を表します。DXによる行政改革、新たな働き方の導入、地域資源を活かした観光・産業振興など、市民とともに新たな未来を切り拓く創造的なまちづくりの視点を込めています。

Ⅱ

将来像

このまちの将来イメージと、基本理念「受け継ぐ、結ぶ、拓く」から、本市の将来像は次のものとします。

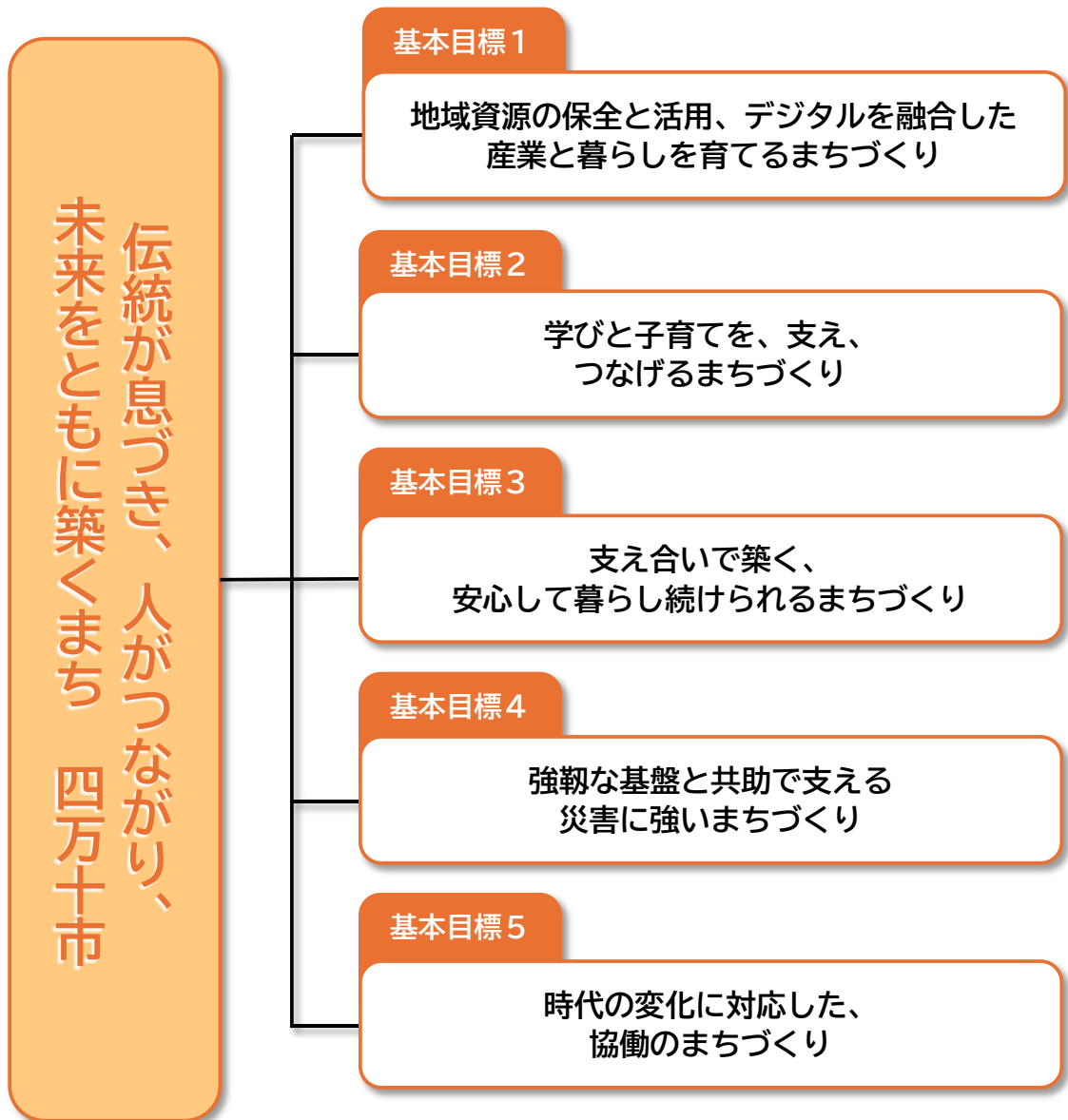


四万十市は、四万十川をはじめとする豊かな自然と、受け継がれてきた文化や暮らしが息づくまちです。これまでと同様に、豊かな自然と、人と人とのつながりを大切にしながら、観光・移住・産業の分野で新たな交流を広げ、誰もが安心して暮らせる環境を築いていきます。

「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」には、地域資源や歴史、文化を生かし、世代を超えて支え合い、変化を恐れず、持続可能な未来をともに切り拓いていく、四万十市の未来に向けての姿勢を表現しています。

- 「**伝統が息づき**」とは、四万十川に象徴される豊かな自然環境や、歴史・文化、そして地域に根ざした暮らしが大切に受け継がれていくことを意味しています。地域の風土や先人たちの知恵が、今の生活や地域活動の根幹を成しています。これらのかけがえのない財産を将来にわたって守り育て、若い世代に手渡していくことが、地域の誇りと魅力につながります。
- 「**人がつながり**」とは、あらゆる人々が、個人の幸福の追求と自由を保障され、お互いを尊重しながら、支え合っている姿を表しています。この言葉には、地域住民のつながりはもちろん、観光・移住・産業といった外部との新たな「関係人口」の形成も含まれており、多様な人々との支え合いや交流を通じて地域の活力を生み出そうとする意志が込められています。
- 「**未来をともに築く**」とは、過去から受け継いだ伝統と現在のつながりを礎に、住民一人ひとりが主体となってまちをつくっていく姿勢を示しています。自然や文化を守るだけでなく、デジタル技術の活用や地域産業の振興など若い世代の発想や力も生かしながら新しい挑戦に積極的に取り組み、変化を受け入れつつ、持続可能な社会を次世代へとつないでいくという決意が込められています。

将来像達成のための基本目標は次の5つとします。



Ⅳ

施策の体系

基本目標1 地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり

本市の財産である、四万十川に代表される自然環境や景観の保全、脱炭素社会への移行に向けた循環型の取り組みにより、地域全体の環境と生活の質を高めるまちづくりを進めます。

また、豊かな自然の恵みを十分に生かした「既存産業の振興」と、リモートワーク環境の整備やIT企業のサテライトオフィス誘致等の「新たな仕事の創出」の両面から、持続可能な産業と暮らしの基盤を構築することを目指し、地域の強みである農林水産業の生産性や価値を高めて次世代につなぎ、地域で暮らし稼げる環境を整備します。

さらに、SNSを活用した魅力発信や地域資源を生かした製品の販路拡大を推進することで、関係・交流人口の拡大につなげ、経済活性化とにぎわいの創出を図ります。

政策	施策
1 自然環境・景観の保全と共生の推進	1 豊かな自然環境の保全
	2 美しい水環境・景観の形成
	3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止
2 地域資源を活かした産業の育成	4 地域で暮らし稼げる農業の振興とスマート農業の推進
	5 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり
	6 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興
3 魅力の発信と観光振興等による関係・交流人口の拡大	7 地域の魅力を生かした、にぎわいを呼び込む観光振興
	8 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出
	9 多様な働き方を支える企業誘致と雇用創出の推進

**基本
目標2**

学びと子育てを、支え、つなげるまちづくり

子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、家庭・地域・行政が一体となって学びと子育てを支援する環境づくりを目指します。学校教育の質の維持・向上と、地域文化を通じた郷土愛の醸成に加え、子育て世代の不安や負担を軽減するため、相談体制や支援制度の充実を図ります。

さらに、子育てに関する行政手続や相談窓口のデジタル化や、必要な情報・サービスにワンストップでつながる利便性の高いサービス提供を進めることで、子育て家庭に寄り添う仕組みづくりを強化します。

政 策	施 策
4 子育て・教育環境の整備	10 デジタル化と地域協働による子育て環境の充実
	11 教育環境の整備
	12 学校教育の充実
	13 青少年・若者の育成
5 歴史・文化の継承とスポーツの振興	14 地域文化の再発見・保全
	15 生涯学習・スポーツ・文化の振興

**基本
目標3**

支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくり

すべての世代が安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。医療体制の確保と生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、子どもから高齢者、障害のある方まで誰もが地域で自分らしく暮らせるよう、切れ目のない福祉サービスの提供体制を整備します。特に、高齢化の進展や多様化する福祉ニーズに対応するため、地域ぐるみの見守りや支援体制の強化、住民主体の地域福祉を推進します。

また、子育て家庭への支援や多世代の交流を促すことにより、地域の絆を深め、互いに支え合う持続可能なまちづくりを進めていきます。

政 策	施 策
6 住民みんなの健康づくりの推進	16 医療体制の確保
	17 生涯健康づくりの推進
7 支え合う地域づくりの推進	18 地域福祉の持続化と推進
	19 高齢者福祉の充実
	20 障害者福祉の充実

基本
目標 4

強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり

自然災害等に備え、日常と非常時の両面において、すべての人が安心して暮らせる安全な地域づくりを目指し、防災・減災に配慮した空間づくりや都市機能の充実を図ります。

また、「被災後の復興」に向けた事前準備に取り組むことで、地域全体のレジリエンス※を高めるとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

加えて、住民一人ひとりの意識と行動を支える仕組みや、人と人とのつながりを活かした共助の体制づくりを通じて、災害に強い地域社会を形成します。日常のにぎわいと非常時の対応力が両立する、しなやかで力強いまちを目指します。

※レジリエンス：災害や事故、社会的変化などの外的なショックを受けても、被害を最小限に抑え、速やかに回復・適応する力を指します。

政 策	施 策
8 安全・安心の確保	21 災害に強いまちづくりの推進
	22 消防・救急体制の充実
	23 地域コミュニティの活性化による共助の体制づくり
9 拠点都市機能の充実	24 にぎわいのある市街地の形成
	25 交通基盤の整備
10 住みやすさの確保	26 良好な居住環境の整備
	27 都市基盤の整備・充実
	28 防犯・交通安全の推進

基本
目標 5

時代の変化に対応した、協働のまちづくり

少子高齢化や価値観の多様化、社会構造の変化といった現代の課題に柔軟に対応しながら、住民と行政がともに地域の未来を築いていくことを目指すものです。住民自治や地域活動の活性化を基盤に、人権が尊重され、誰もが参画できる開かれた地域社会の形成を推進します。

また、DX等により限られた財源・人材の中でも持続可能な行政運営や効率的な公共サービスの提供にも取り組むとともに、住民・団体・行政が役割を分かち合い、協働によって地域の課題を解決する、共創型のまちづくりを進めていきます。

政 策	施 策
11 市民参画と協働のまちづくり	29 住民自治と地域活動の推進
	30 人権が尊重されるまちづくり
12 行財政の運営	31 効果的な行財政運営
	32 自治体DXの推進による業務のスマート化
	33 広域行政の推進



基本 計画

- 第1章 地域資源の保全と活用、
デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり
- 第2章 学びと子育てを、支え、つなげるまちづくり
- 第3章 支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくり
- 第4章 強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり
- 第5章 時代の変化に対応した、協働のまちづくり

第2期 四万十市総合計画

第1章

地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり

政策1 自然環境・景観の保全と共生の推進

施策1 豊かな自然環境の保全

現状と課題

本市の特徴である山・川・海の豊かな自然環境は、かけがえのない財産であり、私たちにはこの財産を次世代に引き継いでいく責務があります。自然環境は、産業を支える資源であるとともに、地球温暖化の抑制や、人々に安らぎを与え心身の緊張をほぐす保健休養の場となるなど、多面的な機能を有しています。

本市では、市民・事業者・行政が協働し、自然環境の保全と資源循環に取り組んでいます。あわせて、水源の涵養などの役割を担う森林を保全していくため、森林環境譲与税を活用した森林整備、人材育成、普及啓発の取り組みも推進しています。

一方で、豊かな生態系を育んできた自然環境も変化してきており、外来生物による生態系への影響も懸念されるほか、地域の人口減少や担い手不足などにより、十分な管理体制を確保できない農地が広がっています。

里地里山環境の保全活用に向けては、地域の自主的な活動を尊重しつつ、保全活用に関する取り組みの活性化が求められます。

さらに、本市の豊かな自然を市の大切な財産と位置付け、特に自然に触れる機会が減少している次世代を担う子どもたちに対して、環境学習の機会を拡充するなど、自然環境の保全に対する意識の醸成を図ることが重要です。



取り組みの方向性

(1) 自然環境の保全と活用の両立

本市の財産である山・川・海の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政が連携し、環境の保全と活用の両立を図る取り組みを強化します。森林環境譲与税などの活用により、森林整備や人材育成、地域活動の支援を推進します。

(2) 多様な生態系の保存と外来生物対策

多様な生態系を育む自然環境の変化や外来生物による生態系への影響といった課題に対して、関係機関の意見も取り入れながら地域ぐるみでの対策を図ります。里地里山環境の荒廃は、産業構造・生活様式の変化や担い手不足による荒廃農地等の拡大にも起因することから、人々の活用による持続的な環境保全体制を整備します。

(3) 環境学習と意識の醸成

自然との関わりが希薄になりつつある次世代に向けて、環境学習の機会を拡充し、市民全体の環境意識の醸成を図ります。四万十川学遊館やトンボ自然公園などを環境学習の拠点として活用し、子どもたちの自然観察や体験学習の充実を図ります。こうした取り組みを通じて、本市のかけがえのない自然環境を守り育てる地域づくりを推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第2次環境基本計画	H29	H30～H9



施策2 美しい水環境・景観の形成

現状と課題

豊かな森林と、そこから育まれた清らかな水が、四季折々に美しい風景を映す河川や田畑へと流れ込み、本市の特徴である豊かな自然環境を象徴しています。

この恵まれた自然環境の中でも、四万十川は川本来の原風景を今に残し、220種以上の魚類が確認されるなど、全国でも有数の魚種多様性を保持しています。

また、アユ漁、アオノリ漁、ゴリ漁といった人と自然の関わりに根ざした伝統的な漁業文化が現在も息づく、極めて貴重な川です。

こうした価値が評価され、平成21年には5市町（津野町、梶原町、中土佐町、四万十町、四万十市）にわたる「四万十川流域の文化的景観」が、流域として全国で初めて「重要文化的景観」に選定されました。本市では、重要文化的景観の保存・活用に向け、令和3～4年度に「四万十川流域の文化的景観『下流域の生業と流通・往来』保存活用計画」を改定し、令和5～6年度には「整備計画」を改定しています。現在は、流域連絡協議会の枠組みのもと、専門家の意見を取り入れながら、景観保全の推進及び整備・活用に向けた取り組みを進めています。

一方で、近年は社会資本の整備や生活様式の変化により、流域の自然環境が徐々に変化し、地域固有の景観が損なわれることが懸念されています。本市では、平成20年に策定した「四万十川景観計画」を改定し、景観上の配慮事項を整理するとともに、山と川が織りなす風景の保全と、一定の開発との両立を目指しています。

また、貴重な水産資源であるアユやスジアオノリの漁獲量は、浅場（汽水域）の減少や環境変化の影響により減少傾向が続いています。特にスジアオノリは、令和2～5年度にかけて漁獲量ゼロの年が続くなど、厳しい状況にあり、資源回復が喫緊の課題となっています。今後は、各種調査・研究に基づくデータ収集を進め、水産資源の回復・増殖に向けた科学的な対策が求められます。

汚水処理事業では、家庭や事業所からの排水を原因とする水質汚濁による環境への影響が懸念されることから汚水管路・四万十市中央下水道管理センターについて段階的に整備を進めます。市の財産である美しい水環境の保全を図るためには、森林や農地からの流域管理に加え、景観や水質の保全を含めた総合的な取り組みが不可欠です。

今後も、産・学・官・民が連携・協働しながら、自然と共生する持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

取り組みの方向性

(1) 流域環境の保全と計画的取り組みの推進

市を象徴する四万十川は、多様な魚種と漁撈文化を育む貴重な自然資源であり、その景観と生態系の保全は極めて重要です。各種計画の運用において整合と連携を図り、自然と人の営みが調和する流域環境の保全を推進します。

(2) 産・学・官・民の連携の推進

国・県・流域市町をはじめ、産・学・官・民の多様な主体が連携・協働し、汽水域の浅場再生(コアマモ場・スジアオノリ場の再生)などの四万十川自然再生事業を推進します。あわせて、高知大学との連携による海藻資源の回復、四万十川総合保全機構による清流保全活動、四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会との協働など、流域全体での持続的な環境保全を進めます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第2次環境基本計画	H29	H30～R9
四万十川景観計画	H20 (R8改定)	—
四万十川流域の文化的景観 『下流域の生業と流通・往来』保存活用計画	R4	—
四万十川流域の文化的景観 『下流域の生業と流通・往来』整備計画	R6	R7～R11



施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止

現状と課題

21世紀は「環境の世紀」ともいわれ、環境保全は我が国のみならず、世界的に取り組むべき重要課題となっています。本市は、四万十川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた地域であり、この大切な財産を後世に継承し、次世代に伝えていく責務があります。

本市では、「四万十市環境基本条例」に基づき、平成20年に「環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の三者が協働しながら、総合的かつ計画的に環境保全に取り組んできました。その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上など、一定の成果が見られています。現在は「第2次四万十市環境基本計画」を継続運用しており、令和6年4月に、地球温暖化対策分野の急速な技術進展・制度変更・気候リスクの増大を鑑み改定を行いました。今後も本計画に基づき、三者協働による良好な環境保全の取り組みを一層推進していく必要があります。

一般廃棄物の処理については、「四万十市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制、資源化の推進、適正処理を図ることを基本に取り組んでいます。令和8年度を中間目標年度として点検・見直しを行う方針であり、幡多広域のリサイクル・処理施設（幡多クリーンセンター等）と連携し、資源化の推進と最終処分量の抑制を図っています。

さらに、本市は令和3年に「ゼロカーボンシティ宣言」、令和7年に「四万十市 ESG 推進都市宣言」を表明しました。庁内及び市所有の施設においては、「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」に基づいて温室効果ガス排出削減や省エネルギー対策に率先して取り組んでおり、令和7年10月に策定した「DX推進計画」に基づき、ペーパーレス化を進め、デジタル技術の活用による持続可能で効率的な循環型社会の実現を図っています。あわせて市内全域の脱炭素社会を目指す「四万十市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」において市民、事業者、行政が一体となり取り組むための対策・施策を提示し、温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比46%以上を削減目標とするなど、令和32年カーボンニュートラルを見据えた基本方針を示し、取り組みを進めているところです。

今後も、ごみ排出量の抑制やリサイクル率の向上に加え、再生可能エネルギーの導入を景観・生態系への配慮を前提に推進し（四万十川流域の景観配慮ルールに基づく対応）、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく必要があります。

取り組みの方向性

(1) 環境保全と循環型社会の推進

四万十川をはじめとする豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ責務のもと、「第2次四万十市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が連携して環境保全と循環型社会の実現に取り組みます。令和6年改定版の計画を踏まえ、ゼロカーボンと資源循環の強化を全市的に推進します。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

令和32年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの実現と、「四万十市ゼロカーボンシティ宣言」に沿った脱炭素社会の実現に向け、「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」及び「四万十市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」に基づいて、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発や省エネルギーの推進などの重点施策に取り組んでいきます。庁内においては、庁内会議や資料作成、事務処理等をデータ・WEBベースで実施し、ペーパーレス化と業務効率化を進めます。これにより、環境負荷の低減と行政運営のスマート化を同時に図ります。

(3) 資源循環・再生可能エネルギーの推進

ごみの減量化やリサイクルの徹底、幡多クリーンセンターとの連携による最終処分量の抑制を引き続き進めます。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、四万十川流域の景観や生態系への配慮を徹底します。

さらに、グリーン購入の促進や市民への環境啓発活動を強化し、持続可能な地域づくりを推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第2次環境基本計画	H29	H30～R9
市役所地球温暖化防止実行計画（第4次）	R4	R5～R12
地球温暖化対策実行計画 区域施策編	R5	R5～R12
一般廃棄物処理基本計画	H28	H29～R8

政策2 地域資源を活かした産業の育成

施策4 地域で暮らし稼げる農業の振興とスマート農業の推進

現状と課題

農業は、食料の生産・供給にとどまらず、国土や自然環境の保全、美しい景観の形成など、多面的な機能を有しています。

また、安全・安心で高品質な農畜産物は、近年高まる日本の食文化への関心の中で、国や地域の食文化の豊かさを支える重要な基盤となっています。

本市の農業は、水稻をはじめ、多品目の園芸野菜、ゆずなどの果樹、畜産と多様な分野にわたりますが、特定品目の産地としての地位は十分に確立されていないため、ゆず・栗・米ナス・ぶしゅかん等を「戦略品目」に位置づけるとともに、水稻においては、「しまんと100年40010日プロジェクト」※の趣旨に沿って栽培された「しまんと農法米」についても、生産拡大・産地化・ブランド化に向けた取り組みを進めています。

また、高齢化や人口減少の進行に伴って、荒廃農地の拡大や担い手不足が課題となっています。これら課題への対応として、集落営農の組織化を軸に進めてきたところですが、今後は、集落営農組織の法人化、広域連携化といった組織の発展も推進し、さらなる営農体制の強化を図っていく必要があります。新規就農者の育成については、市の研修施設を活用し、研修・試作支援・育苗などの受け皿整備を進めています。

農業の効率化・省力化に向けては、スマート農業の普及を推進しています。近年では地域の営農組織による防除用ドローンの導入や操縦ライセンス取得が進み、共同利用と人材育成の動きが広がっています。

一方で、スマート農業機械を効果的かつ安定的に運用するためには、円滑なバックアップ体制の整備が求められます。

「戦略品目」に位置づけ、振興を図っている粟では、園地の再整備等により生産量の回復を目指しています。

また、ぶしゅかんでは、新植・改植を促して需要開拓を図り、計画的な栽培面積の拡大を目指し、荒廃農地発生 of 未然防止につなげています。

農作物の販売は、JA系統出荷や幡多公設地方卸売市場への出荷が中心であり、限られた販路は、生産量拡大やブランド力向上に向け、課題となっています。

これまで、市場の買受人や出荷者の拡充を進め、流通の裾野を広げるとともに、直販、量販店インショップ、県外市場への展開も含め、「出口戦略」の強化に取り組んできたところですが、こうした多様な販路確保に加え、食品加工、グリーンツーリズムなどとの連携を通じた6次産業化を進め、地元農産物を使った「食」の発信や商品開発、外商活動を一体的に推進することが重要です。

野生鳥獣による農作物被害については、加害鳥獣の多様化といった課題がある中、猟友会や高知県の鳥獣対策専門員とともに近隣市町と連携し、ICT機器等先進的な防止対策の研究・普及等に取り組みながら、捕獲や防護柵設置等により対策を講じています。

※しまんと100年40010日プロジェクト：100年後も四万十川を清らかな姿のまま後世につなごうというコンセプトのもと、四万十川の環境保全に配慮された手法で生産される農産物等の生産・販売拡大プロジェクト

取り組みの方向性

(1) 地域農業の競争力強化とブランド化の推進

農業を取り巻く環境変化に応じ、戦略品目及び産地提案品目※1を見直すとともに、これらの品目やしまんと農法米をはじめとする四万十市産米のブランド化を通じて、市場競争力のある地域農業モデルを確立します。あわせて、法人化等による集落営農発展に向けた支援、基盤整備の推進により、生産性の向上と営農体制の強化を図ります。

(2) 担い手の育成と就農支援の充実

就農支援や人材育成の仕組みを整備し、研修の受け皿を整備するとともに、就農相談会への出展、デジタルツールの活用による情報発信を通じて新規就農者の確保・定着を図り、就農後のフォローアップを強化します。

(3) 農地利用の明確化

地域計画※2の更新とともに、農用地の担い手への集積化を図ります。
また、集積、集約化に向けて、農地中間管理機構を積極的に活用します。

(4) スマート農業の普及と支援体制の整備

国や県の支援制度を活用し、農業用ドローンをはじめとするスマート農業機械の整備を積極的に支援し、農作業の省力化を図ります。
また、操縦ライセンス取得や機械導入の支援を通じて、スマート農業に対応できる体制を整備するとともに、集落協定等による人材育成や共同運用の定着及び普及を促進します。

(5) 販売力の強化と地域活性化の推進

生産者等が行う直販、外商、体験交流など多様な販路開拓や、環境に配慮した農業への取り組みを支援し、農業を核とした地域経済の活性化を推進します。あわせて、食品加工やグリーンツーリズムへの展開や他産業との連携による6次産業化と食文化の発信を推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R 7	R 8～R11
地域計画※2	R 6	—

※1 産地提案品目：四万十市で長く農業経営を続けていただくため、気候などの諸条件を考慮し、新規就農希望者等に斡旋している品目。現在は、ピーマン、ミディトマト、米ナスを指定。
 ※2 地域計画：農業者や関係機関等の話し合いにより、策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画。

施策5 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり

現状と課題

森林は、国土の保全や水源の涵養、景観や生物多様性の保全、脱炭素社会の実現に資するCO₂吸収など、多面的な機能を有しています。

一方で、輸入材価格や為替変動、労働力不足といった構造的課題は依然として続いています。しかし、令和3年の法改正により木材利用促進の対象が「公共建築物」から「建築物一般」へ拡大されるなど、国や県の政策のもと、木材利用の重要性が再評価されています。

本市は、市域の約84%を森林が占め、全国有数のヒノキ資源を有しています。これまで、資源の計画的活用に向け、長伐期施業の推進や「四万十ヒノキ」のブランド化、森林経営の集約化（森の工場）などに取り組んできました。

一方で、戦後に植栽された森林が利用期を迎える中、民有林では皆伐後の再造林が進まず、荒廃する森林の増加が課題となっています。

また、全国的に、林業従事者の確保が困難となっており、新たな人材の育成とともに、限られた人員で効率的に施業を行う体制づくりが求められています。

このため、長期的な視点に立った森林経営のもと、施業の集約化・効率化・低コスト化やスマート林業の導入を進め、地域林業を担う中核的事業体の育成、担い手の確保、技術力の向上を図っていく必要があります。あわせて、山や森林に関心を持つ若者や森林保育活動グループの育成支援を進め、将来の担い手としての成長を後押しすることも重要です。

また、本市は全国有数のヒノキの蓄積量を誇るものの、ヒノキの木材・木製品の産地としての地位は高いとは言えず、建築物等への市産材の利用も十分ではありません。今後は、加工事業者の生産力強化を図るとともに、生産・加工・流通・販売の各段階における事業者間の連携を促進し、「原木産地」としてはもちろん「製品産地」としてのブランド力向上が求められます。その一環として、公共建築物への市産材利用を率先して進め、民間建築物等への利用拡大も必要となってきます。

また、森林においては、シカなどによる食害が下層植生に影響を及ぼす状況が続いていることから、地域ぐるみの有害鳥獣被害対策（捕獲、防護柵設置、集落環境整備）の強化が求められます。市の広報やウェブサイトを通じて住民参加の取り組みを周知するとともに、県の専門的知見を活用しながら、より一層の捕獲体制の充実と新規狩猟者の育成を推進する必要があります。

取り組みの方向性

(1) 計画的・効率的な森林経営の推進

四万十市森林整備計画等に基づき、長伐期施業による長期的な視点に立った森林整備や、林業適地での計画的・効率的な森林経営を推進します。

(2) 市産材利用の拡大と需要創出の促進

四万十市産材利用促進方針に沿って、公共建築物や民間建築物への市産材活用を進めることで、市産材の需要拡大を図ります。

(3) スマート林業の推進と森林情報のデジタル化

最先端技術を活用し、林業の省力化や効率化を進め、林地台帳のデジタル地番整備を推進し、資源情報の一元化・共有と施業計画の更新・管理の効率化を図ります。

また、造林検査にドローンを活用し、活着状況などのモニタリングを効率化・高度化し、これにより、精度と透明性の高い検査体制の確立を目指します。

(4) 林業従事者の確保

林業従事者の確保・定着に向け、スマート林業の推進とともに、林業事業者が行う研修期間における従事者育成や技術指導、賃貸住居の家賃補助等を支援します。これらの取り組みにより、担い手の安定的な確保と林業の持続的発展を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R 7	R 8 ~ R 11
四万十市森林整備計画	R 4	R 4 ~ R 14

施策6 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興

現状と課題

水産資源の豊かさは、地域の自然、生活文化の豊かさを表す重要な指標でもあります。四万十川には伝統的な漁法が今も息づき、本市の水産物は、高いブランド力を持っていますが、内水面、海面ともに水産資源量の減少、漁獲量の不安定さから、ブランド力の低下が危惧され、水産資源の回復・維持が重要な課題となっています。とりわけ四万十市産の天然スジアオノリは、令和元～5年度に漁獲量がゼロとなる年が続くなど厳しい状況にあり、資源回復が喫緊の課題です。

本市では、漁業協同組合や生産者等と連携し、種苗放流、生育環境（漁場環境）の調査・研究や整備を進め、適正な漁期・漁区などの設定に努めるなど資源量の回復に取り組んでいます。内水面においては、稚アユ放流事業や、四万十川漁業振興協議会を通じたアユの生態調査のほか、高知県等と連携したカワウ被害対策など、また海面においては、漁業協同組合施設の改修支援や、漁礁の設置などを行いました。

さらに、漁業協同組合が行うアオサ（ヒトエグサ）養殖に対する支援や、四万十市産スジアオノリの陸上養殖場整備を支援し、陸上養殖の実装に向けた取り組みを進めています。

また、漁業就業者の高齢化は著しく、担い手の確保、育成が課題です。本市は計画に基づき、水産資源の回復に取り組むことで漁業就業者の収入増加・安定化を図り、若者が参入しやすい状況を作り出す必要があります。そして、漁業協同組合などが行う次世代への技術継承を後押しすることで、水産業が持続可能な産業として成り立つよう取り組むことが重要です。

漁業協同組合の販売力の強化については、他の産業分野（商工業、観光）と連携し、地元水産物を使った「食」の発信やアユ等を使った川魚料理による食文化の磨き上げ、商品開発（6次産業化）、漁業体験などのグリーンツーリズム、グルメイベントなどにより、販路拡大、漁家所得の向上を図ることも必要です。



取り組みの方向性

(1) 水産資源の回復と生産量の向上

水産資源の回復や生産量UPを軸とした取り組みを推進します。

内水面においては、環境調査や稚魚放流、養殖技術の高度化など、科学的根拠に基づく資源管理を強化し、資源の適正利用と保全の両立を図ります。

また、海面においては、漁礁の設置や藻場再生を行い、水産資源の回復を図ります。

(2) 養殖技術の高度化とスマート化の推進

高知大学と連携し、陸上養殖を基盤とした安定供給と品質確保を図ります。

「しまんと海藻エコイノベーション共創拠点」の「スマート海藻養殖システムの研究開発」を通じて、海藻類の安定生産と品質向上に資する技術の実装を進めます。

(3) 担い手の確保と育成

水産業従事者の確保・定着に向け、新たな人材を受け入れる体制づくりを進めるとともに、業務のスマート化により作業効率の向上と負担軽減を図ります。

さらに、「しまんと海藻エコイノベーション共創拠点」を通じて将来の担い手を育成する研修や技術習得の支援にも取り組み、持続可能な水産業の実現と安定的な人材確保を目指します。

(4) 産業連携による付加価値向上と販路拡大

観光や商工分野と連携し、地元水産物を活用した商品開発や食文化の発信、体験交流などを通じて、市民・消費者・遊漁者への資源保護の周知を図るとともに、付加価値の向上と販路拡大を推進します。これにより、水産業の再生を促進し、観光誘客につながる地域の魅力発信を強化します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R 7	R 8 ~ R 11

政策3 魅力の発信と観光振興等による関係・交流人口の拡大

施策7 地域の魅力を生かした、にぎわいを呼び込む観光振興

現状と課題

国は、人口減少・少子高齢化が進む中で、観光を成長戦略の柱、地域活性化の切り札として位置付け、「持続可能な観光」「消費拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、戦略的な取り組みを行っています。

高知県や本市においても、全国に先駆けて人口が減少している中、域内経済は縮小しており、観光振興による観光消費額の拡大は、重要な取り組みとなっています。

そのような中、本市は、四万十川をはじめ、豊かな農林水産物、歴史・文化など多様な観光資源（地域資源）を有しています。幡多広域での修学旅行の受け入れや「はた旅商品」の利用促進、四万十市観光協会の旅行商品等により、観光入込客数は年間110万人、宿泊者数は24万人を超える水準にあります。

また、四万十市観光協会の公式サイトやSNS、幡多広域観光サイト「はた旅」では、多言語対応や動画発信を強化しているほか、市としても、統一ロゴ等を活用したシティプロモーションを展開し、観光・商工・農林水産のみならず、子育て、教育、福祉、防災など幅広い分野の情報を「四万十市の魅力」として一体的に発信することで、観光誘客やふるさと納税、移住促進につなげています。

一方で、観光施設や観光遊覧船の通年稼働の確保、滞在延長の促進、宿泊者数の増加など、滞在型・通年型観光地への転換に向けた課題への対応として、域内で周遊を促すための観光二次交通（駅間連絡・市内循環等）においては、利便性の向上や閑散期の利用促進、持続可能な運行体制の構築が求められています。

また、国内における観光のトレンドは、家族や友人単位の個人旅行が中心となっていることから、観光客自らが情報を収集し、観光地や体験を自由に選択する「自律型観光」への対応が必要です。全国的に増加傾向にある外国人観光客については、アクセス面での不利を越え、県中心部や隣接県からの幡多エリアへの流入促進が必要であり、幡多広域観光協議会を中心とした広域連携の取り組みが一層求められています。あわせて、インバウンド対応や受入環境の整備も課題となっています。

こうした状況の中で、本市は「市全域をフィールド」として、四万十川を中心に面的な回遊を促すルート整備や体験商品の磨き上げを進めています。あわせて、地域の強みである「食」の魅力のブランディング、観光事業者や市民によるおもてなし意識の向上、多角的な情報発信を通じて、リピーターの獲得と来訪動機の強化を図ることが求められています。

今後は、発地やターゲット層（家族、女性、シニア層など）を意識した戦略的な情報発信と旅行商品の販売促進を強化する必要があります。あわせて、県や広域との連携を深めるとともに、本市の観光振興を担う組織や人材の育成を進めることが重要です。

さらに、体験型観光、教育旅行、ワーケーション、スポーツツーリズムなどの受入拡大、観光客による市内の回遊性を高める取り組みを進め、地域観光を軸に地場産品や体験事業、飲食、宿泊、交通などへの波及を促すことで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る必要があります。

また、持続可能な観光の実現に向けて多種多様な観光施策を安定的かつ計画的に推進するため、宿泊税の導入など観光振興財源の確保についても検討が必要となっています。

取り組みの方向性

(1) 滞在型・通年型観光地づくりの推進

本市が有する四万十川をはじめとした自然、食、季節行事（イベント）、観光施設、歴史文化等の観光資源を有機的に連携させた魅力ある体験型観光メニューを造成し、滞在期間を延長させることにより、他業種への波及、観光消費拡大を促進し持続可能な通年型観光地の実現を目指します。

(2) シティプロモーションと地域ブランドの強化

統一感のあるブランディングにより域外へのプロモーション活動を推進するとともに、市内におけるシビックプライドの醸成、ロゴ・ノベルティ・QR導線を活用した横断的な情報発信を強化します。

(3) 広域連携による周遊観光の推進

観光振興には、高知県、幡多広域、四万十川流域など広域的に連携することが不可欠であり、各組織の役割分担を明確にし、戦略的に統一的なプロモーションを展開します。

それぞれのエリアの色を活かした周遊観光プランの造成・発信・販売に取り組み、各組織が連携することにより相乗効果を生み出し、効果的な周遊観光を推進します。

(4) 観光二次交通の利便性向上と持続可能な運行体制の構築

既存の公共交通機関では、一次交通を活用した観光客の滞在型周遊観光には対応できない場合もあるため、公共交通と連動した観光二次交通の充実を図ります。整備にあたっては、既存公共交通を含め、時刻や路線などを最適化し、持続可能な運行体制の構築を目指します。

(5) 多様な観光形態への対応とインバウンド対応の強化

体験型観光、教育旅行、ワーケーション、スポーツツーリズムなどを組み合わせ、多様な選択肢を備えた観光地としての魅力向上と交流人口の拡大を推進します。

また、多様な旅行メニューでインバウンドにも対応するとともに、多言語表示などの受入環境整備やセミナーなどを通じておもてなし意識と対応力の向上を図ります。

(6) おもてなし環境の整備

観光人材の確保及び育成等の受入環境を整備し、魅力ある観光地として成長することで、再来訪の動機付けを図り、観光リピーターの増加を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R 7	R 8～R 11

施策8 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出

現状と課題

地域に根ざした商工業の振興は、農林水産業の発展や交流人口の拡大、地域文化の醸成にもつながる重要な要素です。

本市は、高知県西南地域の経済拠点として商業やサービス業を集積してきましたが、高齢化や人口減少に伴う市内消費購買力の低下、郊外型店舗の増加、ネット販売の拡大、原材料・人件費の高騰などにより、商店街をはじめとする小売業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

商業集積地である中心商店街では、空き店舗への出店支援や拠点施設を核としたにぎわい創出に継続的に取り組んできましたが、店舗数は減少傾向にあります。

また、人口千人当たりの飲食店が全国平均を上回る集積となっている一方で、観光客（個人・団体）の回遊動向や「食」に関する具体的なニーズの把握が十分でなく、観光客などを呼び込む仕組みが確立されていないことから、中心部の飲食店等への経済波及効果が限定的であることが課題です。

さらに、中心商店街以外の地域においても、人口減少に伴う購買力の低下により商店の減少が進み、地域住民の生活に不可欠な商業機能の維持が課題となっています。

製造業は、機械器具などの大規模なものづくり産業の集積に乏しく、食料品、窯業・土石製品、木材・木製品などが中心です。地域資源である農林水産物の多くは素材のまま販売されており、加工した商品の販売や素材を活かした商品開発などによる外商活動の強化が引き続き求められます。

建設業は、本市の第二次産業の大半を占めていますが、高齢化などにより従業員の減少が進み、熟練技術の継承が課題となっています。こうした中、防災対策に資する施設の長寿命化や防災関連施設整備などを通じて建設事業費を確保し、技術継承につながる人材育成を進めることが重要です。

商工業の各分野においては、担い手・労働力不足や事業者の高齢化、事業承継の遅れが共通の課題であり、地域経済の持続に向けて早期の取り組みが求められます。



取り組みの方向性

(1) こだわりや個性ある商工業の振興

地域資源を活かした商品開発・販路開拓を推進するため、商工団体や観光団体などの関係団体と連携して、開発からプロモーションまでを一体的に支援します。

製造業においては、製造過程の安全性の向上や効率化、地域素材の付加価値化などを後押しするとともに、観光分野との連携による販売機会の創出を継続します。

建設業では、公共施設の長寿命化、防災・減災対策などを計画的に実施し、地域インフラを支える体制の維持と技術継承に努めます。

(2) 地域に応じた商業機能の維持

中心市街地、商業地、中山間地など、地域の状況に応じた商業機能の維持に努めます。中心市街地においては、拠点施設を中心とした回遊性を高めることでのぎわいの回復を図り、商業地においては創業などの支援、中山間地においては移動販売や商業地までの移動手段の確保、集落などでの加工品づくりの支援など、地域に応じた住民の生活に必要なサービスの維持に対する支援を行います。

(3) 持続可能な経営のための支援

商工団体、金融機関など関係団体と連携しながら、比較的経営が不安定な創業初期のリスクを軽減するため、経営計画の策定等の支援を行うとともに、担い手、労働力不足を解消するため、業務効率化による経営改善、外国人労働者の受入などの支援に取り組みます。

また、後継者不足の対応として事業承継相談や事業承継マッチングなどを行い、持続可能な経営の支援を行います。

(4) 地域デジタル活用拠点の整備と産学官連携の促進

地域のデジタル活用や産業DXを支える拠点として、「四万十市イノベーションセンター（しまんとS i X s）」を設置し運用を開始しています。引き続き、産学官連携によるイノベーションのハブとして機能強化を図ります。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R 7	R 8 ~ R 11
地域商業機能維持・活性化計画（仮称）	R 7	R 8 ~ R 10

施策9 多様な働き方を支える企業誘致と雇用創出の推進

現状と課題

人口減少に伴う地域経済の縮小が進行する中、地域に新たな企業を呼び込み、安定した雇用の場を確保することで、経済の好循環を生み出す仕組みづくりが、これまで以上に重要となっています。

しかしながら、本市は、地理的・地形的・環境的な制約から大規模なものづくり企業の誘致は困難なため、市独自の誘致活動は十分に進んでいませんが、サテライトオフィス等に活用可能な遊休施設や既存公共施設が複数あり、一定水準の高速通信網も整備されていることから、これらを活用した企業誘致に取り組んでいます。

また、近年のICT技術の進展や働き方改革の推進により、テレワークやリモートワークが普及し、都市部と同等の機能を備えたオフィス環境を地方で提供することが可能となり、地方においても多様な働き方や雇用の機会が生まれつつあります。

今後は、働き方の多様化等の現状を踏まえ、市内での新しい働き方を可能にするための環境整備として、コワーキングスペース、シェアオフィス等の整備に取り組むこととしています。特に若者にとって魅力的な仕事を確保するため、既存の働き方に限らず、新たな産業、雇用創出につなげていくことが求められます。



取り組みの方向性

(1) コワーキングスペース等の整備

利用者ニーズ（集中作業、コミュニケーション、WEB会議など）に応じた施設整備や運営体制の検討を行い多様な働き方やコミュニケーションを可能とする公共サービスの実現を目指します。

(2) 将来を見据えた誘致と持続的な地域経済の形成

市内で活用可能な遊休施設の選定や運営方針の検討を行い、段階的な受入体制整備を図ります。将来的には「ひと・しごと・おかね」を包括的に呼び込む「まるごと誘致」の考え方のもと、サテライトオフィスの誘致を目指し、持続可能な地域経済の活性化を推進します。

(3) 地域デジタル活用拠点の整備と産学官連携の促進【再掲】

地域のデジタル活用や産業DXを支える拠点として、「四万十市イノベーションセンター（しまんとSixs）」を設置し運用を開始しています。引き続き、産学官連携によるイノベーションのハブとして機能強化を図ります。

関連計画

（取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します）

名 称	策定年度	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	R7	R8～R11

政策4 子育て・教育環境の整備

施策10 デジタル化と地域協働による子育て環境の充実

現状と課題

少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。

本市では、「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から出産後、こどもの自立に至るまで、子育て家庭が継続的・包括的な相談支援が受けられるよう、子育てに関する地域の関係機関との連携・協働の仕組みづくりと切れ目のない支援体制整備に努めています。

支援が必要な家庭がこども家庭センター等の相談窓口や必要な資源につながるようにするためには、子育て家庭にとって、手に取りやすく、分かりやすい情報発信の仕組みが重要であり、デジタル化による環境整備もその手段のひとつです。

この仕組み作りの一環として、本市ホームページに設置した「子育て応援サイト」や「子育て応援ひろば」では、子育て世帯への幅広い情報発信を一元的に行っており、イベント情報や地域資源の情報発信を日々行っています。

また、具体的な手続きの効率化においては、マイナポータルにおける電子申請の機能を活用し、妊娠届や児童手当、保育所の入所申請等を行えるようにしており、令和5年には、子育て応援アプリ「おやこっこ」を導入し、予防接種のスケジュール表示や子育て情報のプッシュ通知等、子育てに関する情報をいち早く確認できる仕組みを強化しました。同アプリでは保健師へのオンライン相談の予約機能を設け、アプリを活用したデジタル支援の拡充を図っています。

一方で、「おやこっこ」の利用率や通知活用は十分とは言えず、利活用の促進が課題となっています。

さらに、県の「小児科オンライン医療相談」の活用により、遠隔での相談体制も整備されています。

保育分野では、児童数が減少する一方で、低年齢児や障害児保育の需要が増加しており、加配保育士の確保や一時預かり・延長・病児保育など、多様なニーズへの対応が求められています。「しまんとファミリーサポートセンター」では病児も含めた子どもの一時的な預かりを実施し、利用料の減免制度も整備しています。

また、幼児教育・保育の無償化により経済的負担は軽減したものの、核家族化や転勤などにより孤立しがちな家庭も増えており、相談や交流支援の継続が必要です。本市においては主に地域子育て支援センター【中村地域1か所、西土佐地域1か所】が相談や交流支援の役割を担っています。

子どもの放課後の居場所としては、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館を通じて遊びや体験活動を支援し、家庭の子育てを補完しています。中村地域ではNPO法人に委託、西土佐地域では市直営で運営し、児童館では0歳から18歳までの子どもと保護者が交流できる環境を整え、健全育成を推進しています。

取り組みの方向性

(1) デジタル連携型の子育て支援体制の強化

従来の対面支援に加え、オンライン予約やアプリを活用したデジタル連携型の子育て支援体制を強化し、保護者の多様なニーズに応えます。母子健診では、マイナンバーカードによる受付やスマートフォンでの問診入力、妊婦支援給付金や産後ケア利用申請等の電子申請の導入を検討し、手続きの効率化を図ります。

また、マイナポータルを活用した電子申請に対応するための庁内体制を整備し、電子母子健康手帳の運用にあわせて母子保健・予防接種・公費負担医療等とのデータ連携を推進します。

子育て情報の発信については、市HPやSNSを活用した配信を継続するとともに、イベント情報や学びにつながる情報が子どもたちにダイレクトに届くようにデジタルコンテンツを活用した発信方法を検討します。

(2) 妊娠・出産・育児期を通じた切れ目のない支援の推進

妊娠期から出産・育児期まで一貫した支援体制を充実させるため、児童福祉・母子保健両分野の支援や社会資源接続を横断的に行う「こども家庭センター」の設置運営を継続します。

また国のデジタル施策との整合を図りながら、「Public Medical Hub (PMH) ※」などの医療・福祉情報基盤に対応し、地域全体で母子保健機能の向上を目指します。

※Public Medical Hub (PMH)：介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診・妊婦健診）、公費負担医療や自治体独自の医療費助成などに関する情報を、自治体・医療機関・対象者間で連携するためのシステム。

(3) 多様化する保育ニーズへの対応

低年齢児及び障害児保育の需要増加に対応するため、保育所の再編や加配保育士の確保など、柔軟な受入体制を整備します。一時預かり・病児保育・延長保育の拡充を図り、保護者が安心して働き、子育てできる環境を整えます。

(4) 放課後の居場所づくりと健全育成の推進

放課後児童クラブや、放課後子ども教室、児童館などを活用し、子どもが安心して過ごせる居場所を確保します。

また、遊びや多様な体験活動を通じて、心身ともに健全な成長を支援し、地域全体で子どもの育ちを見守る体制を推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第4期地域福祉計画	R 6	R 7～R 11
こども計画	R 6	R 7～R 11
第3期保育計画	R 6	R 7～R 11

施策 11 教育環境の整備

現状と課題

本市では、「四万十市立小・中学校再編計画（第2次）」に基づき、児童生徒が再編を2度経験することが無いよう、特に教員配置や部活動などの課題が多い中学校から先行して再編の取り組みを進め、令和5年度末に中学校の再編が完了しました。小学校においても、児童数の減少による小規模化が進行しており、小規模校の課題が大きくなることが懸念されます。あわせて、喫緊の対応課題である学校施設の老朽化に向けた大規模改修や、その他教育環境の整備などについて、学校再編への対応も含めた総合的なものとして検討する必要があります。

現在、学校再編への対応としては、再編後の学校へ通学する手段としてスクールバスを運行することで遠距離通学の対策を講じていますが、すべての子どもたちが安心して通学するためには、通学距離が長い児童の通学手段の確保が課題となっています。

学校の部活動においては、生徒数の減少により部活動の設置・運営が困難な状況も発生しており、子どもたちが希望する部活動の運営や専門となる指導者の確保が必要です。あわせて、学校で働く教員においては、全国的にも長時間勤務が課題となっています。この影響は教員のみならず児童生徒にも波及します。そのため長時間勤務の解消に向けた対策が求められています。



取り組みの方向性

(1) 学校規模の適正化

「四万十市立小・中学校再編計画（第2次）」に基づき、各校の児童数の推移や複式学級の状況、通学条件などを総合的に考慮しながら、必要に応じて小学校の再編実施時期を具体的に検討します。

また、児童数の減少が著しい小規模校については、地域や保護者との意見交換を重ね、地域の実情を踏まえたうえで総合的に判断しながら再編に取り組みます。

(2) 学校施設の安全性・長寿命化の推進

児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、学校施設の長寿命化や大規模改修を計画的に進め、安全性の確保と教育環境の質の維持・向上に努めます。

(3) 通学手段の確保と最適化

通学手段を確保するため、路線バス等も含めて、既存のスクールバスを拡充すると同時に通学手段の最適化を図ります。

(4) 働き方改革の推進

教員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにするため、学校が担う業務の整理をはじめ、教員業務支援員や部活動指導員を配置し負担軽減を図るとともに、部活動の地域展開・地域連携等、働き方改革に資する取り組みを計画的に進めます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第3期教育振興基本計画	R 6	R 7～R 10
四万十市立・小中学校再編計画（第2次）	H 30	—

現状と課題

学校は、子どもたちの「知・徳・体」の育成のみならず情操や社会性を育む教育の場であり、子どもたちが楽しく、元気に、安心安全に学校生活を送るという社会全体の願いを叶える場です。

本市では教育の理念に「自分の良さや可能性を信じ、未来に向けて、学び続ける人材の創造」「多様性を認め合い、他者と協働し、互いを高め合える人材の創造」「ふるさとを愛し、広い視野を持って、地域社会に貢献できる人材の創造」を掲げ、これからの時代や社会の著しい変化に的確に対応する人材の育成を図っています。

学校教育において、これからの時代に求められる力の育成を目指しており、すべての小・中学校で、1人1台端末を効果的に活用する「授業DX」に取り組み、児童・生徒一人ひとりの主体的な学びを育む教育への転換を進めています。あわせて、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進する中で、地域の歴史や文化、自然を学び、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育む「ふるさと教育」に取り組み、各学校が特色ある学びを進めています。

また、特色ある学校づくりとして、外国語教育やふるさと教育、防災教育や複式教育など、チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に向けた取り組みを継続しています。

さらに、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携など、切れ目ない指導・支援にも力を入れるとともに、特別支援教育の充実を図っており、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりに取り組んでいます。

学力については、小学校は安定した学力の定着が見られますが、中学校では教科によって課題もみられます。

また、学力の二極化も課題となっています。今後も検証を踏まえ、組織として共有し、全職員でこれらの取り組みを継続していく必要があります。

一方で、課題である不登校児童生徒への多様な居場所づくりの一つとして、四万十市教育支援センター「ふれあい学級」による支援のほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、校内サポートルーム支援員など人的な配置を行い、不登校児童生徒への関わりを切らさないよう支援を継続しています。



取り組みの方向性

(1) ICTを活用した学びと校務のデジタル化の推進

GIGAスクール構想に基づき、ICTを効果的に活用した学習環境の充実と校務のデジタル化を段階的に進めます。

(2) キャリア教育の充実

教育活動全体を通して、基礎的・汎用的能力である「人間関係形成力・社会形成力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応力」「キャリアプランニング力」を育成するため、各学校のキャリア教育全体計画や年間指導計画に位置付けて体系的に実施します。

また、中学校区においてキャリア教育に関する活動を記録し、学習の様子や将来についての考えを振り返るための記録資料であるキャリアパスポートを活用して、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

(3) 保育所等・学校・家庭・地域と連携した学びの推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携を深め、目指すこども像を共有して切れ目ない指導・支援に努めます。

また、コミュニティ・スクールを通じて、家庭・地域とともに子どもを育む学びを広げます。

(4) 学力の向上

学習指導要領に定められている資質・能力を育成するため「主体的・対話的で深い学び」「教科の見方・考え方を働かせる授業」といった視点で授業改善に取り組みます。

また、「個別最適な学びと協働的な学び」を通じて、児童生徒一人ひとりの特性や学習進度に応じた授業を展開し、学力の二極化の解消を目指します。

(5) 不登校や特別な支援が必要な児童生徒への支援強化

教育支援センター等の機能を活用し、不登校や特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を継続・強化し、子どもの安心と成長を支えます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第3期教育振興基本計画	R6	R7～R10

現状と課題

子どもたちの心や社会性は、学校教育だけでなく、家庭や地域、社会全体で育まれるものです。

本市では、就労する保護者が多い環境において、放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室推進事業を通じ、放課後や長期休業期間中の子どもの居場所づくりを進めています。現在、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を実施しており、中村地域では民間法人に委託、西土佐地域では市直営で運営するなど、地域の実情に応じた体制整備を進めてきました。

一方で、共働き共育ての推進により、保護者ニーズが高まっており、早急な対策が求められています。

また、青少年が成長する過程では、生まれ育ったまちの歴史や自然、文化、産業の特性を理解し、自らや地域の将来について考える機会を持つことが重要です。本市では、「四万十市青少年健全育成会議」を中心に、郷土の歴史や文化に触れる体験事業や講演会などを実施し、学校や博物館等と連携した学びの場を提供するほか、令和7年度より開始した「しまんとこどもプロジェクト」事業により、子どもたちが主体的にまちづくりを考え提案・審査・実行すべてを行うことで、将来を担う人材の育成を図っています。

一方で、青少年を取り巻く社会環境にも変化が見られ、近年は公園等での迷惑行為や深夜徘徊は一定の落ち着きをみせているものの、スマートフォンの所持率が上昇する中、インターネット利用に起因する被害が県内でも報告されており、家庭や地域におけるルールづくりや情報リテラシー教育を徹底・継続する必要があります。

このため、市では街頭巡回や相談活動、インターネット利用の実態調査に取り組むとともに、「適切なインターネット利用の教室」や「防犯教室」の開催など、警察との連携による啓発活動を実施しています。

引きこもりや、中学校・高等学校を卒業又は中退後に進学・就職に結びつかないなどの若者を取り巻く様々な課題に対しては、市が設置するこども家庭センター等の相談窓口が、関係する各機関につなぐ調整役として機能していますが、連携の取り組みを継続し、子どもや家庭の悩みを早期に受け止める相談体制を維持していく必要があります。

取り組みの方向性

(1) 放課後の居場所づくりの充実

現行の実施体制を基本に、運営の安定化と環境改善を図り、必要とする児童が安心して利用できる放課後の居場所づくりを進めます。

(2) 青少年の健全育成の推進

関係機関との連携体制を軸に、郷土の歴史や文化に触れる体験や学びの場を提供するとともに、子どもが主体となってまちづくりに関わる機会を設けることで、青少年の健やかな成長を支援します。

(3) 非行・犯罪等の被害防止の推進

地域巡回や相談活動の継続に加え、関係機関連携による啓発活動を展開し、青少年が安心して過ごせる地域環境の維持に努めます。

(4) インターネット利用に関する教育と啓発の強化

学校・関係機関・警察・家庭が連携し、情報リテラシー教育と被害防止の啓発を続けます。家庭・学校・地域が一体となり、子どもの心と社会性を育む取り組みを推進します。

(5) こども家庭センターによる支援機関への調整及び連携

こども家庭センターが家庭や学校から受ける、引きこもりや、中学校・高等学校を卒業又は中退後に進学・就職に結びつかないなどの若者を取り巻く様々な課題に関する相談に対しては、相談内容から連携すべき支援機関を検討し、調整のうえ適切な機関につながります。

この取り組みにより、若者世代を含むこどもや家庭の悩みを早期に受け止める相談体制の維持に努めます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
こども計画	R 6	R 7～R 11
第3期教育振興基本計画	R 6	R 7～R 10

政策5 歴史・文化の継承とスポーツの振興

施策14 地域文化の再発見・保全

現状と課題

本市の自然環境や長い歴史の中で培われてきた地域文化は、先人から受け継ぎ、次の世代へと引き継いでいくべき大切な財産です。

本市の文化的景観は「四万十川流域の文化的景観（下流域の生業と流通・往来）」として、平成21年2月12日に国の重要文化的景観に選定されており、流域5市町（津野町・梶原町・中土佐町・四万十町・四万十市）が連携して保全・活用・整備に取り組んでいます。

本市の重要文化的景観については、「下流域の生業と流通・往来」を核に、地図づくりやガイド養成、沈下橋や四万十川橋など河川景観要素の保全・修繕に取り組み、黒尊川・河口域を含む多様な生業・往来の歴史を踏まえた情報発信を強化しています。

四万十川流域には、自然や地形に寄り添って営まれてきた暮らしがあり、各時代の足跡を物語る有形・無形の文化財が数多く残されています。市内には約250か所の遺跡のほか、有形文化財44件（うち国指定重要文化財3件）、記念物27件（うち国選定重要文化的景観1件）、民俗文化財4件が指定されており、今も多くの伝統行事が受け継がれています。

自然と共生してきた四万十川流域の生活文化には、世界に誇るべき価値があります。その価値を市民に広く伝え、未来へ引き継ぐために取り組む必要があります。四万十の自然や歴史の中で育まれてきた文化的風土を今に活かし、次の世代へ伝えていくためには、歴史・文化に関する調査や掘り起こしを進め、その成果を評価・整理し、必要に応じて文化財に指定するなど適切な保全の措置が求められています。

埋蔵文化財については、歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な歴史遺産である出土品等の調査・整理を行い、その成果を学校への出前授業や文化財めぐり、見学受け入れ、郷土博物館などにおいて地域学習に活用しており、今後も継続的な対応が求められています。

市史の編さんについては、市民が郷土の歴史や文化に対する理解と愛着を深め、後世へ継承し、歴史・文化に根付いたまちづくりを推進するため、これまでの研究成果や調査等で新たに把握した史実を総括的に取りまとめた市史の編さんに取り組んでいます。

また、郷土博物館やしまんとぴあ等を拠点とした学習・体験の機会については、学校・地域・観光分野の関係団体と連携して、市民が市の歴史や文化について豊かに語り合える場を提供できるよう取り組むなど、文化財の保護と活用が両立した継続的な取り組みが求められています。

取り組みの方向性

(1) 文化的景観の保全・活用の推進

国選定の文化的景観を核として、流域5市町が連携し、保存活用計画や整備計画に基づき普及啓発・整備・情報発信を流域一体で推進します。協議体を中心に、調整と連携を図りながら着実な保全・活用を進めます。

(2) 文化財の保護・継承と学習拠点の活用

有形・無形の文化財は必要に応じて指定を行うなど適切な保全に努め、埋蔵文化財については計画的な調査・整理・管理を実施します。いずれも、郷土博物館や文化施設を拠点に、学校や地域と連携して公開・学習の機会を提供することで、歴史・文化を次世代に継承します。

市史の編さんにあたっては、市内に残る多様な資料を調査し、市の歴史と文化を裏づける基礎的な図書を作成します。収集した資料や情報については、適切に整理・保存し、将来にわたって地域学習や歴史研究に活用できるようにします。

(3) 景観計画の適正運用と景観配慮の徹底

四万十川の沈下橋や集落景観を尊重し、景観計画の適正な運用を徹底します。あわせて、再生可能エネルギーなどの新たな開発に対しても、地域景観への十分な配慮を求めます。

(4) 市民・地域団体・関係機関との協働による地域文化の継承

市民、地域団体、関係機関が協働し、四万十川流域の暮らし・景観・歴史文化を守りながら、将来に確実に引き継ぐ体制を構築します。

(5) 歴史的土木資産の次世代への継承

四万十川流域の重要文化的景観を構成する要素としての価値を保全するため、シンボルであり歴史的土木資産である沈下橋や四万十川橋について関係機関と連携し、次世代への継承を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
四万十川景観計画	H30	—
四万十川流域の文化的景観『下流域の生業と流通・往来』保存活用計画	R4	—
四万十川流域の文化的景観『下流域の生業と流通・往来』整備計画	R6	

現状と課題

生涯を通じた学習やスポーツ・文化活動は、市民の心身の健康を支えるだけでなく、豊かな情操を育む地域文化を形成する上でも重要な役割を果たしています。本市では、文化・学習・スポーツの拠点整備とプログラム拡充を並行して推進しています。

文化・学習活動では、四万十市芸術祭、四万十市美術展、四万十川こども演劇祭などの文化イベントを実施しているほか、老朽化した「文化センター」「中央公民館」「働く婦人の家」を再編した文化複合施設「四万十市総合文化センター しまんとぴあ」が、令和6年4月29日に開館しました。大小ホールやスタジオ、創作室などを活用し、講座や自主事業を展開しているほか、住民主体の生涯学習活動による地域コミュニティの活性化が図られる取り組みを推進しています。

読書活動については、本市では市庁舎の2階に図書館を設置しており、多くの市民に利用されています。図書館では四万十川や郷土の歴史・偉人に関連する資料展示のほか、子どもの頃からの読書習慣の定着に重点的に取り組んでいます。西土佐総合支所1階の西土佐分館も引き続き運営し、地域間格差の解消に努めています。今後も、市民ニーズを把握しながら、図書館環境の整備や事業内容の充実について検討していく必要があります。

生涯スポーツの分野では、市民スポーツセンター、四万十スタジアム、武道館、温水プール、テニスコート、卓球場、弓道場、スケートパークなどに加え、学校体育施設を開放し、多くの市民が利用しています。スポーツ推進委員と連携し、生涯スポーツの振興を通じて市民の体力維持・健康増進を図っていますが、指導者の確保や施設の保全・更新が課題となっています。

また、安並運動公園等の体育施設を拠点に、大学等のスポーツ合宿誘致を継続して推進しており、今後は受入体制や情報発信のさらなる強化を図るとともに市内宿泊施設等と連携し、スポーツ合宿を通じた地域活性化につなげ、スポーツ協会を総合窓口として、施設予約から宿泊手配、観光メニューの提供、補助制度の活用までを一元的に対応できる体制の充実を図る必要があります。

さらに、観光商工部門との連携を一層強化し、合宿地としての利便性や魅力を効果的に発信することで、リピーターの確保や新規団体の誘致を進める必要があります。大会等の開催誘致にあたっては、人的ネットワークの活用も含め、より効果的な手法を検討していくことが求められます。

競技スポーツでは、陸上、水泳、ソフトテニス、カヌーなど多くの種目で優秀な成績を収めるなど、活発な活動が展開されています。

一方で、少子化等の影響により低年齢世代におけるスポーツ離れや中学校部活動の地域展開が課題となっており、関係団体と連携した競技力向上や参加人口拡大の取り組みが必要です。

また、四万十川ウルトラマラソンなど、市外から多くの参加者を迎えるスポーツイベントが定着しており、市民協働による運営体制の強化を図ることで、スポーツを通じた地域交流とにぎわいの創出を進めていく必要があります。

取り組みの方向性

(1) 生涯学習の振興と文化活動の推進

すべての人を対象に生涯学習をはじめ「きっかけづくり」を重要な取り組み事項として生涯学習の振興を図り、新たに活動をはじめ団体・個人や、すでに生涯学習活動を行っている団体・個人に対しても自主的に活動が継続できるよう、学習機会の充実に努め、市民の主体的な文化活動の支援や地域文化の継承と創造を図ります。

総合文化センター「しまんとぴあ」をはじめとする文化拠点を活用し、鑑賞・創造・交流・育成の各分野における事業を計画的に実施します。

(2) 読書活動の推進

図書館機能の充実を図るとともに、「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの頃からの読書習慣の定着を促進します。市民の学びの機会を拡充し、生涯にわたる学習環境の充実を進めます。

(3) 生涯スポーツの振興と施設環境の整備

社会体育施設や学校施設の開放を活用し、関係団体と連携して生涯スポーツを促進します。指導者の確保や施設の保全・更新に計画的に取り組み、市民の健康増進と体力向上を支援します。

また、スポーツ離れが懸念される低年齢世代に対しては気軽に体験できる場を通じてスポーツの魅力や楽しさを感じるきっかけづくり、中学校部活動の地域展開においては、地域クラブ活動の支援など子どもたちの文化・スポーツ活動の環境整備を行い、生涯スポーツにつながるよう取り組みます。

(4) スポーツツーリズムと交流人口拡大の推進

スポーツ大会及び合宿の受入や市民協働によるスポーツイベントの安全・安心な運営を進め、地域交流の拡大と魅力発信を図ります。あわせて、幡多広域観光協議会や近隣市町村等と連携し、広域的な受入体制の整備を推進します。大会参加者や合宿団体による市内観光施設等の利用促進を通じ、閑散期における周遊観光の促進と経済波及効果の拡大を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第3期教育振興基本計画	R 6	R 7～R 10
第三次子ども読書活動推進計画	R 4	R 5～R 9

政策6 住民みんなの健康づくりの推進

施策16 医療体制の確保

現状と課題

人口減少と少子高齢化の進行により、地域医療を担う人材確保が一層困難となり、医療体制の維持・継続が大きな課題となっています。

また、幡多医療圏域は、県の中央部から距離があるという地域の特性上、圏域内で救急医療をはじめとした二次医療を完結させることが求められており、幡多圏域が一体となって医療の確保に取り組む必要があります。地域医療提供体制については、令和7年には、幡多保健医療圏全体の医療資源を有効に活用し、住民に切れ目のない医療を提供することを目的に、幡多圏域の6つの医療機関により「地域医療連携推進法人はたまるパートナーズ」を設立し、連携を強化する体制整備を進めています。

市民病院は、中村地域の公立病院として救急医療や新興感染症の受入れを担い、幡多地域の中核的医療機関として重要な役割を果たしていますが、医師・看護師などの人材確保の難しさに加え、エネルギー価格や医療材料費、人件費の高騰などにより経営環境は依然として厳しい状況にあります。こうした中、令和6年3月に策定した四万十市立市民病院経営健全化計画の目標である「持続可能な医療提供体制構築」の実現に向け、「人材確保と働き方改革」「経営効率化」などの基本方針に基づき、病院職員が一体となって経営健全化に取り組んでいます。

また、市民病院は「災害医療救護計画」において救護病院の一つとして指定され、DMAT※を中心に災害訓練や被災地支援を通じて対応力の強化を図っています。

西土佐地域では唯一の医療機関である国民健康保険西土佐診療所が、住民の健康を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域医療の維持・継続に努めています。

救急医療体制については、休日の急病患者に対する一次救急医療を確保するための在宅当番医制を、平日夜間においては、輪番制方式により入院を必要とする重症患者の二次救急医療を整えています。加えて、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）を活用することで、救急医療情報や災害時の医療機関の受け入れ、医療救護所の開設情報及び備蓄物資などの情報を広域的に得ることができる体制となっています。

小児科・産科の確保は子育て環境の充実における課題ですが、令和7年12月に新たな小児科診療所の開院を支援し、地域の小児医療を補完しました。

さらに、高知県による「高知家オンライン医療相談（小児科オンライン）」の開始により、夜間・休日の遠隔相談が可能となり、保護者の不安軽減や適切な受診行動の促進が期待されています。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加などにより、医療と介護の連携体制の強化が求められており、多職種連携による支援体制構築に取り組んでいます。

※DMAT：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

取り組みの方向性

(1) 地域医療体制の確保

幡多医師会及び幡多の市町村と連携し、幡多圏域で救急医療をはじめとした二次医療を完結できる体制整備に努めます。今後は、幡多圏域の6つの医療機関により設立された「地域医療連携推進法人はたまるパートナーズ」において連携を強化し、患者サービスの向上、人材育成、経営効率化を推進することで、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制の確立を目指します。

また、幡多医師会と連携した救急医療体制を維持するとともに「こうち医療ネット」や電話相談「#7119」の周知を強化し、適正受診の促進を図ります。

小児科・産科の確保については、幡多の市町村及び高知県と連携し、幡多圏域の小児医療体制及び産科医療機関の確保に努めます。

(2) 公立病院の役割と体制の確保

中村地域唯一の公立病院である市民病院は、地域の医療機関との連携と役割分担により、救急や手術などの急性期医療を維持するとともに、急性期一般病床と在宅や介護施設への復帰支援を行う地域包括ケア病床の運用を行っていきます。加えて、地域医療連携推進法人はたまるパートナーズの取り組みを推進し、連携と協働により地域医療体制の維持・確保を図ることで、市民の安心な暮らしを守ります。

また、救護病院としてDMA T（災害派遣医療チーム）の育成・運用を継続し、災害対応力の強化に努めます。

西土佐地域では、地域になくてはならない医療機関として、西土佐診療所が地域の様々な変化に適切に対応しながら、住民が安心して生活できるよう地域医療を支えます。

(3) 在宅医療・介護の連携強化

保健・医療・介護・福祉の各分野が切れ目なく連携し、一体的かつ効率的なサービス提供体制を確保することで、「地域包括ケアシステム」の実現を推進し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
四万十市立市民病院経営健全化計画	R 5	R 6～R 9
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	R 5	R 6～R 8

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組み。

施策 17 生涯健康づくりの推進

現状と課題

少子高齢化の進展や多様な働き方の広まりなどにより社会が多様化する中で、個人の健康課題も多様化していることから、誰一人取り残さない健康づくりの推進により、健康寿命のさらなる延伸と健康格差の縮小が求められています。

本市においては、特定健診における HbA1c（糖尿病の指標）で基準値を超える人の割合が全国平均より高く、人工透析患者の約4割が糖尿病性腎症を原因としています。これらの背景には、多量飲酒や定期的な健診受診習慣の定着が進んでいないことなどが課題として挙げられます。

また、咀嚼くに支障を感じている人の割合が全国に比べて多く、歯と口の健康づくりの推進も重要な課題です。加えて、心の健康に関する課題や自殺予防への対応も必要とされています。

さらに、高齢化の進展に伴い、フレイルや介護予防の推進、地域での集いの場の確保も早急に取り組むべき重要な課題となっています。

市民が心身の健康を保持・増進していくためには、妊娠期から高齢期までの切れ目のない支援が重要です。

本市では、保健活動を通じて医療機関、学校、職場、地域と連携し、一人ひとりが主体的に健康づくりを継続できるよう取り組みを進めています。



取り組みの方向性

(1) 一人ひとりの健康意識の向上と健康の保持増進

健康寿命のさらなる延伸を目標に「健康増進計画」に基づき、妊娠期から高齢期までライフステージに合わせた健康づくりを推進します。生涯にわたっておいしく食べることができる歯と口の健康づくりや地域における食育の推進を健診や保健指導と一体的に実施し、市民一人ひとりの健康意識の向上と健康の保持増進に取り組みます。

生活習慣病対策については、「データヘルス計画」及び「特定健診等実施計画」に沿って、医師会等の関係機関と連携を図り、健診受診勧奨の強化や早期介入による重症化予防に取り組みます。

(2) 地域ぐるみの健康づくりとフレイル予防の推進

地区健康福祉委員会を軸として、地域ぐるみでフレイル予防や通いの場の整備、食育や生活習慣病予防に関する健康教育・健康相談を計画的に実施し、住民主体の健康づくりを支援します。これらの活動を通じ、高齢者を対象とした保健事業（疾病予防・重症化予防）と介護予防（生活機能の改善）を一体的に推進し、高齢者の多様な課題に対応できる体制づくりとフレイル予防に取り組みます。

(3) 心の健康づくりと関係機関連携の強化

精神保健業務については、本人の背景や状況を丁寧に把握し、必要に応じて関係各課及び関係機関と連携しながら役割分担を明確にし、効果的な支援を進めます。

また、自殺対策計画に基づき、悩みや不安を抱える人に対して、早めの気づきと対応が行えるよう、ゲートキーパー養成等の取り組みを推進します。

(4) デジタル技術を活用した健康づくりの促進

デジタル技術を活用した健康管理や行動変容支援の仕組みを検討し、地域活動と連動させながら、市民が主体的に生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる環境づくりを目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第4期地域福祉計画	R 6	R 7～R 11
第4期健康増進計画 第4期食育推進計画 第3期歯と口の健康づくり基本計画 第2期自殺対策計画	R 7	R 8～R 17
国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 第4期特定健康診査等実施計画	R 5	R 6～R 11
高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	R 5	R 6～R 8

政策7 支え合う地域づくりの推進

施策18 地域福祉の持続化と推進

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進む社会において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的支援だけでなく、住民同士が支え合う地域の力が不可欠です。人口減少と高齢化が進む中で、ライフスタイルの変化などにより地域コミュニティの機能が低下しており、住民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズが多様化するなか、行政のみでは地域生活の維持が困難になっています。このため本市では、地域座談会を通じて、住民自らが地域住民のニーズ、生活課題を把握し、地域として取り組みを行う活動に対して助言等を行う地域づくり事業を市社会福祉協議会に委託をして実施しています。

また、平成24年度には「健康・福祉地域推進事業」を創設し、地区ごとに健康福祉委員会を組織しており、住民が主体となって支え合い、安心して暮らせる地域づくりを推進してきました。同委員会では、健康づくりや介護予防などの活動のほか、令和6年度からは従来の見守り支援に加え、地域の実情に応じ、生活支援も実施しているほか、「あったかふれあいセンター」による送迎・買い物支援や、商店が少ない地域における民間移動販売が行われています。

さらに、西土佐大宮地区では、平成25年度に開所した集落活動センター「みやの里」による地域の支え合い活動が継続されており、地域資源の循環と生活の維持に大きく寄与しています。

こうした住民主体の取り組みを今後も行政として支援・連携していく必要があります。推進体制としては、あらゆる福祉関連計画の上位計画となる地域福祉計画及び高齢者福祉の課題と取り組みを具体化した高齢者福祉計画・介護保険事業計画により総合的に推進していく必要があります。

取り組みの方向性

(1) 重層的支援による切れ目ない支援体制の構築

関係機関との連携を今まで以上に強固なものとするため、令和6年度より重層的支援体制整備事業に基づき、保健・福祉といった対象者の属性を問わない相談支援を展開することで、複合化、複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備しており、継続的な支援を行います。

(2) 評価と情報公開による協働体制の定着

事業の評価・点検と情報公開を通じて、行政と地域、関係団体が協働する仕組みを定着させ、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 自助・共助意識の醸成と地域づくりの推進

社会福祉協議会、あったかふれあいセンター等と連携し、住民の健康と福祉の向上を目的に、自助・共助の意識を育む研修会や地域活動の支援を行います。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第4期地域福祉計画	R 6	R 7～R 11
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	R 5	R 6～R 8



施策 19 高齢者福祉の充実

現状と課題

国では、総人口が減少する中、65歳以上の高齢者が増加し、高齢化率は上昇し続けています。

本市においても、総人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢化率は上昇し続けており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には高齢化率は38%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年には、高齢化率は42.5%に達すると予測しています。

このような状況の中、本市では、健康寿命のさらなる延伸に向け、各種健診や歯と口の健康づくり等に取り組むとともに、フレイル予防・介護予防の推進、地域での集いの場の確保等に積極的に取り組んでいます。

フレイル予防・介護予防の推進については、生活機能改善のための短期集中予防サービス（通所型サービスC）のほか、温水トレーニング教室、まちなかサロン等を、また、令和3年度からはフレイルサポーターを養成し、フレイルサポーターとともに、フレイルチェックを通じた啓発活動にも取り組んでいます。

地域での集いの場の確保については、地区ごとに健康福祉委員会を組織しており、同委員会ではフレイル予防・介護予防のほか、地区内で困っている世帯の把握、見守りと生活支援を行う支えあいの地域づくりに力を入れています。

また、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターでは、障害者・高齢者等に居場所の提供や、相談・訪問等により日常生活での課題を把握し必要な支援につなげるなどのほか、生活支援サービスの提供、社会参加への支援などを実施し、見守り、生きがいづくりや介護予防等に取り組んでいます。

さらに、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者の社会参加を促進しています。しかしながら、各種の事業や活動については、参加者の固定化がみられ、参加につながる情報の提供や移動手段の確保が課題となっています。

また、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、介護ニーズの増大に加え、ニーズは複雑化・多様化・高度化しており、生産年齢人口の減少による介護現場における人材不足への対策は喫緊の課題となっています。地域包括ケアシステムをより充実・推進するためにも介護人材の確保や資質の向上、離職防止のための対策等が重要となります。このような状況に対応するため、令和4年度より介護人材の確保を目的とし、訪問介護員としても従事できる資格取得の機会として介護職員初任者研修を実施するなど、介護人材の確保に向けた取り組みも行っていきます。

また、高齢化の進展により、独居や認知症高齢者への対応も課題となっています。市内には、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいも充実してきていますが、要介護状態になっても、安心して自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を整備していくことが求められています。

生涯健康で、自分らしい生活を継続することはすべての人の願いであり、身近な地域で、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していくためには、本市に息づく地縁や住民同士の助け合いを基本に、専門職と住民が連携して安心できる支援体制を築いていくことが重要となります。

取り組みの方向性

(1) 介護予防の推進・生活支援体制の充実

介護予防の取り組みを推進するとともに、健康寿命の延伸に向け、高齢者自身が健康の保持増進や重症化への防止に努められるよう意識の醸成を図り、高齢者の居場所づくりや多様化するニーズに対応できる支え合いの地域づくりを進めていきます。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに努めます。

(3) 介護保険サービスの充実及び適正な運営

介護サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、中長期的に介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性向上に努め、サービスの質の向上と介護保険制度の安定的な運営を目指します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	R 5	R 6～R 8



現状と課題

今日、障害者を取り巻く環境は、障害者の自己決定権を尊重し、地域で支え合い共生できる社会を目指す方向へと大きく変化し、特に地域における障害者の自立した生活を支援するため、在宅サービスを中心とした障害者施策の一層の充実が求められています。

令和7年4月1日現在の本市における障害者手帳の所持者数は、身体障害児・者が1,482人、知的障害児・者が359人、精神障害児・者が287人となっています。

本市では令和6年3月に「四万十市障害者支援プラン」を策定し、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いに支え合う「共生」のまち（相互理解とバリアフリー）、地域生活を支える「支援」のまち（生活支援と権利擁護）、意欲と生きがいに満ちた「豊か」なまち（リハビリテーションと社会参画）づくりを進めてきました。

また、手帳の交付をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成などの経済的支援、介護給付、就労支援、相談支援、補装具や日常生活用具の給付などの各種障害福祉サービスの提供を実施するとともに、市独自の事業としてタクシー利用の助成を行っています。

障害者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等を提供できる人材確保・育成・定着、障害や障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者がある能力や適性に応じて地域社会で活躍できるよう、引き続き就労支援の充実や就労の場の確保を図り、自分に合った働き方をみつけるサポートを行う必要があります。

また、自己決定に基づく適切なサービス利用等を支える相談支援やサービスの量・質の確保など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていくことが重要です。

取り組みの方向性

(1) 障害者の地域生活支援の充実

障害福祉サービス及び地域生活支援事業により、必要な支援を継続的に提供し、地域で安心して生活できる環境の維持・充実に努めます。

(2) 障害理解の促進と差別・偏見の解消

市民や事業者等を対象に研修や啓発活動を実施し、障害への理解を深めるとともに、差別や偏見の解消を進め、共生社会の形成を推進します。

(3) 相談支援体制の充実

地域の相談支援事業所における一般的な相談支援に加え、市内の相談支援拠点として設置した「基幹相談支援センター（ゆくり）」において、総合的・専門的な相談対応を実施します。

また、相談支援事業所への専門的支援や人材育成を行い、相談支援の提供体制を充実させます。

(4) 障害者の就労支援と自立促進

就労移行支援や就労継続支援、就労選択支援などの障害福祉サービスを通じ、就労に必要な知識・技能の習得を支援するとともに一般企業への就職支援や福祉的就労の推進により、障害者の社会参加と経済的自立を図ります。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第4期地域福祉計画	R 6	R 7～R 11
第4期障害者計画	R 5	R 6～R 12
第7期障害福祉計画	R 5	R 6～R 9
第3期障害児福祉計画	R 5	R 6～R 8

政策8 安全・安心の確保

施策21 災害に強いまちづくりの推進

現状と課題

本市は、風水害や地震・津波による災害が発生しやすい自然条件下にあり、過去より甚大な自然災害を経験してきました。

また、近年の異常気象により全国各地で自然災害が激甚化・頻発化するなか、本市でも風水害の脅威とともに南海トラフ地震の切迫性が高まっています。

これまで本市では東日本大震災を教訓に、自助・共助による身近な防災対策や意識啓発に努めてきました。ハード面では避難路や一時避難場所、津波避難タワーや緊急用ヘリコプター離着陸場の整備とあわせ、防災行政無線のデジタル化による情報伝達手段の強化や住宅の耐震化など、発災直後の「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

また、防災活動拠点や防災コミュニティセンター、耐震性貯水槽の整備など「命をつなぐ」対策として施設の機能強化を進めています。

今後は各防災施設の適正な維持管理と運営はもとより、変化に応じた防災計画等の更新や防災情報システムの機能強化、また、各種訓練等を通じ地域防災力の向上を図ることが重要です。

一方、切迫する南海トラフ地震は、被害が広範囲に及ぶことが想定されており、多様な災害リスクを想定したソフトパワーの強化とともに「生活を立ち上げる」対策となる、被災後の復興まちづくりに向けて事前の準備を進めていくことが重要です。

ライフライン分野では、大規模災害時の救命・救助や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の機能確保が重要です。

また、海岸・河川においては、水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の観点のもと、段階的に推進することが重要です。



取り組みの方向性

(1) 防災体制の充実・強化

地域防災計画や職員初動マニュアル等について、最新の知見に基づく見直し等により、職員一人ひとりの災害対応能力の向上に取り組むとともに、関係機関や自主防災組織等との連携を促進し、防災体制の充実・強化を図ります。

また、災害時に迅速な医療救護活動を行うため、関係機関との連携を図りながら、災害時の医療救護体制の整備・充実を図ります。

(2) 地域防災力の向上

防災訓練や研修等を通じ、市民の防災意識の向上や自主防災組織等の充実・活性化に努め、地域の総合的な防災力の向上を図ります。

(3) 避難対策の充実・強化

総合ハザードマップに基づく避難訓練等を通じて、市民へ地域の災害リスクを周知するとともに、避難施設等の適正な維持管理と備蓄の確保などの機能向上に取り組むことで、避難対策の充実・強化を図ります。

また、地区や自主防災組織と連携し避難行動要支援者の安全確保に努めます。

(4) 事前復興の準備

過去の大規模災害を教訓に、被災から復興までの期間を少しでも短縮するため、被災後の復興まちづくりに向けた事前の準備を進めます。

また、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、仮置場の確保や収集・運搬体制の整備、関係機関との連携を含む処理体制の強化に取り組みます。

(5) 防災DXの推進

災害時における情報通信ネットワークの構築や防災情報システムの機能強化に取り組み、防災DXを推進します。

(6) ライフラインの機能強化

大規模災害に備え、「命の道」となる四国横断自動車道などの緊急輸送道路の早期構築に努め、道路・橋梁の耐震化はもとより、流域治水の観点で海岸・河川の機能強化を図ります。

また、上水道施設では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設の耐震化を優先に段階的に整備を進めるとともに、下水道施設については、老朽化対策としてリスクを評価したうえで施設の点検・調査、修繕、改築を実施し施設全体の最適化に努めます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
地域防災計画	R 7 (改)	—
津波避難計画	H25(改)	—
国土強靱化地域計画	R 2	—
南海トラフ地震応急期機能配置計画	H29	—
業務継続計画 (南海トラフ巨大地震編)	H27	—
受援計画	R 3	—
事前復興まちづくり計画	R 9 (予定)	—
災害時医療救護計画	R 2	—
災害廃棄物処理計画	R 3	—
上水道施設耐震化計画	R元 (改)	
下水道総合地震対策計画	H31 (改)	





施策 22 消防・救急体制の充実

現状と課題

南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害への備えはもとより、日常生活において、安全で安心なまちを実現するためには、火災予防や初期消火体制の充実、また、急病や事故等に迅速に対応するための救急体制の確保が重要となります。

消防行政は、人口が減少していく中であっても、災害等に即時に対応するために体制を維持し続けることが不可欠であり、人員、車両、資機材等の限られた消防資源を最大限に有効活用していくことが求められます。

また、多様化・複雑化する災害への対応力を確保するために、消防業務の高度化・専門化も課題となっており、持続可能な組織運営を行うことができる広域化構想の議論が進んでいます。

これまで本市では、あらゆる災害を想定し消防水利をはじめ、消防団に係る消防車両、資機材など計画的な整備を進めてきました。しかし、地域の安全・安心に寄与する消防団は高齢化が進み、若年層の確保が大きな課題となっています。

また、災害時の防災拠点となる四万十消防署は昭和 59 年に建設され、老朽化が進んでいるほか、狭隘な庁舎と敷地から高度化する消防業務に支障をきたしているのが現状です。

急激な人口減少の進行に加え、多様化・複雑化する災害など、今後、消防が直面する社会環境等の変化は非常に大きいため、将来にわたり持続可能な消防体制を確立するためには、消防の広域連携をはじめ、消防団、自主防災組織、女性防火クラブなど多様な主体の参画による地域防災力の充実強化が重要です。



取り組みの方向性

(1) 消防力の強化と広域化

大規模災害の防災拠点として機能するため、新消防庁舎の建設及び消防水利や車両、資機材の整備を計画的に進めます。

また、消防団員が活動しやすい環境づくりに向け、装備の充実や処遇の改善、活動PRなどを図り、消防団員の確保に努めます。

また、高知県が消防力の確保を目的として進めている消防広域化構想については、今後も検討を継続し、持続可能な組織運営を図れるよう取り組みます。

(2) 人材育成の充実

周辺市町との人事交流（相互派遣）や合同訓練を強化し、指揮・救助・救急など専門的能力を、地域を超えて共有・育成します。

(3) 女性の活躍推進

人材確保のため、女性に対し消防の仕事の魅力やキャリアパスについて積極的にPRします。勤務環境では、育児支援やワークライフバランスの向上を図り、女性が継続して活躍できる職場づくりを進めます。

(4) 関係機関・団体との連携強化

大規模災害の発生時には、本市単独での対応には限界があることが想定されます。このため、国・県及び他の市町村との広域的な連携をはじめ、医療機関やライフライン事業者など防災関係機関との協力体制を平時から強化していきます。

また、広域的な災害に備え、自主防災組織同士の連携をはじめ、消防団や防犯団体など地域の関係団体との協働を進め、災害対応力の向上を図ります。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
地域防災計画	R 7 (改)	—
国土強靱化地域計画	R 2	—

現状と課題

本市では、人口減少・少子高齢化が進展する中、コミュニティの弱体化、人材の不足等による問題が顕在化しています。厳しい財政状況のもと、多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには、行政中心の取り組みだけでは限界があり、課題解決を推進するための大きな原動力として、住民をはじめ、自治会や自主防災組織など多様な主体が参画した、共助による地域づくりを推進していくことが重要となっています。

こうした共助による人と人の結びつきにより、地域住民の暮らし方や意識に変化を与え、人口減少社会においても、地域住民一人ひとりの幸福度の向上につながることを期待する一方で、住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっている状況です。地域によっては、自治会や自主防災組織のメンバーが固定化・高齢化しているため、地域の関係者が高い関心を持ち、住民間の連携が深まるような取り組みが重要となります。切迫する南海トラフ地震などの大規模災害に備えるためには共助の推進は不可欠であり、特に防災・地域福祉といった地域住民の関心が高い分野においては、市の活動支援が必要となっています。

このような中、本市では、地域コミュニティの活性化を通じた共助体制の構築を、市民・事業者・行政の協働で進めており、地区健康福祉委員会では、住民が主体となって支え合い、安心して暮らせる地域づくりを推進してきました。

また、防災分野では、自主防災組織を基礎に運用を行っています。大規模災害時の犠牲者を最小限にとどめるためには、まずは自助の意識が求められます。発災時あるいはその前段階において、情報を的確に取得できる仕組みを整備し、その情報に基づき自らの判断で適切な避難行動を取ることが重要です。次に、自力で避難が困難な世帯や、避難情報の取得に支障のある世帯については、地域による共助の体制によって避難を支援することが求められます。

地域共助の要となるのは、避難を要する際に支援が必要な方を、自主防災組織等の地縁の団体が把握することであり引き続き避難行動要支援者名簿への登録を促す必要があります。

取り組みの方向性

(1) 地域福祉の推進と見守り体制の強化

地区ごとに健康福祉委員会を組織しており、住民が主体となって支え合い、安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

同委員会では、健康づくりや介護予防などの活動のほか、令和6年度からは従来の見守り支援に加え、地域の実情に応じ、生活支援も実施しており、各地区健康福祉委員会の活動の充実に努めます。

(2) 防災体制の維持と市民意識の醸成

自主防災組織の体制と活動を維持するため、若い世代や子育て世代へ積極的な参加を呼びかけるとともに、防災士会と連携した防災学習を実施します。

また、訓練等を通じて、防災意識の向上と地域コミュニティの確保に努めます。

(3) 要支援者への対応と平時からの備えの強化

発災時に医療ケアの中断が生命維持に関わる在宅医療的ケア児・者については、避難行動要支援者名簿への未登録者に対して説明・登録を促進し、平時からの備えを強化します。これにより、災害時における支援体制を確実なものとしします。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第4期地域福祉計画	R6	R7～R11
地域防災計画	R7(改)	—
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	R5	R6～R8



政策9 拠点都市機能の充実

施策24 にぎわいのある市街地の形成

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行に加え、郊外型大型店舗の進出による中心市街地の空き店舗の増加など、地方都市を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

さらに、EC（電子商取引）やキャッシュレス決済の普及、観光需要の回復とインバウンド（外国人観光客）の増加など、地域経済を取り巻く動向は大きく変化しており、これらの変化に対応した柔軟かつ戦略的な取り組みが求められています。

こうした中で、本市の商圈は幡多地域全域に加え、愛媛県愛南町など近隣県の一部も含めて10万人以上とされますが、人の流れは依然として郊外型商業地に集中しており、中心商店街の集客回復には依然として課題が残っています。本市では中心商店街の拠点施設の集客効果を活用しながら活性化策を進めてきたものの、十分な利用者増加にはつながっていません。

一方で、本市は幡多地域の行政・経済の中核を担い、中心市街地は交通の要衝として重要な役割を果たしています。四国横断自動車道については令和6年に全線着手が公表され、片坂バイパスの開通に続き、窪川佐賀道路、大方四万十道路、佐賀大方道路などで整備が進められており、広域的な交流人口の増加や都市構造への影響が見込まれます。

また、本市の象徴である四万十川においては、水辺空間の魅力向上や利活用の機運が高まりつつあり、中心市街地と連携した回遊性の向上や、新たなにぎわい創出へとつながる可能性が見られています。これらの動きは、中心市街地の活性化と相乗的な効果をもたらすものとして期待されています。

こうした状況を踏まえ、今後は中心市街地の拠点施設を核として回遊性を高め、にぎわいの回復に取り組むことが必要です。本市街地が再び活力を取り戻すためには、四国横断自動車道の整備進展を見据えた将来像の明確化とともに、来街者の回遊を促進する公共空間やモビリティの再編（歩行者空間化や面的な駐車場運用など）を進めることが重要です。

また、都市機能の適正な立地と誘導、商業・観光と都市基盤の連携を図り、「土佐の小京都」としての地域特性を生かした魅力の向上に取り組むことが求められます。

さらに、市北部の拠点である「道の駅よって西土佐」については、地域コミュニティの維持や地産地消・地産外商の促進に向け、拠点施設としての機能を一層発揮させることが重要です。

取り組みの方向性

(1) 中心市街地の活力維持・再生

令和6年に四国横断自動車道の全線着手が公表されたことは、本市が幡多地域の中核都市として中心市街地の役割を再構築する重要な契機となります。一方で、人の流れは依然として郊外型商業地に集中し、中心商店街では空き店舗の増加や集客力の低下が続いています。このため、拠点施設を核とした回遊動線の再構築や歩行者空間化、面的な駐車場運用など公共空間の再編を進め、滞在・回遊型の市街地形成を図ります。あわせて、四万十川の水辺空間の利活用と中心市街地を結び付け、交流人口の市街地への誘導を促進し、「土佐の小京都」としての魅力を生かしたにぎわいの再生に取り組みます。

(2) 西土佐地域拠点の機能活用と連携強化

「道の駅よって西土佐」を地域拠点として位置付け、地産地消・地産外商の促進や地域交流の場としての機能を発揮させます。

また、四万十川が結ぶ「川上（西土佐）と川下（中心市街地）」という圏域構造を活かし、文化・観光・物流等の視点も含めた往来を促進することで、両地域の連携を強化します。これにより、地域経済の好循環や生活利便性の向上につなげます。

(3) 高規格道路整備を見据えたまちづくりの推進

高規格道路の延伸を見据え、「四国西南の拠点都市としての役割」を意識したまちづくりを推進します。高規格道路整備に伴う残土を有効活用し、消防拠点整備やインターチェンジへのアクセス道路となる国道の無電柱化など、防災基盤の強化を推進します。

さらに、インターチェンジを核とした道路ネットワークの強化を進め、交通利便性と災害時の機能確保を高めます。

あわせて、事業化区間の整備促進や、引き続き関係機関と連携して残土処理場の確保にも取り組みます。これらの取り組みにより、高規格道路の整備効果を地域全体へ波及させ、広域交流の拡大、地域経済の活性化、安全・安心な都市基盤の形成を図ります。

(4) 四万十川と連携したにぎわい創出の推進

本市の象徴である四万十川の水辺空間について、魅力向上や利活用に向けた取り組みを進め、中心市街地との連携による回遊性の向上と新たなにぎわいの創出を図ります。歩いて楽しめる公共空間の形成や民間活力の活用を促し、治水・景観との調和を図りながら、自然と都市が一体となった魅力あるまちづくりを推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
都市計画マスタープラン	H29	H29～R9
立地適正化計画	R元	R2～R19
地域商業機能維持・活性化計画（仮称）	R7	R8～R10
四万十川かわまちづくり計画	R6	—

施策 25 交通基盤の整備

現状と課題

道路や鉄道等の交通基盤は、単に人やモノの移動手段としてだけではなく、それに伴う様々な交流を促進させる重要な機能を担っています。

本市は、幡多地域の交通の要衝となっており、四国横断自動車道の全線事業化に伴い、延伸後の効果を吸引できるような特徴あるまちづくりに向けた関連整備が必要となっています。本市では、四国横断自動車道の円滑な進捗に向け、関係機関と連携した要望活動を継続するとともに、地籍調査の活用や残土受入地の調整など、事業効率化とストック効果の最大化に取り組んでいます。

国道 441 号・439 号の整備促進は、地域住民の長年の要望であり、市内各地域がより緊密に結びつくことで“真の合併”を実感できる生活圏の改善につながります。

また、これらの路線は、平時の広域交流を支える幹線であると同時に、災害時には市民の生命を守る「命の道」として極めて重要であり、早期改良の実現が求められています。

加えて、本市が保有する道路、橋梁、トンネルといった膨大な社会資本ストックは、建設から相当の年月が経過し、急速な老朽化が進行しています。これにより、維持管理にかかるコストが増大する一方で、限られた財源と技術職員の不足という課題に直面しています。そのため、施設の長寿命化を図り、市民の安全・安心な地域交通を将来にわたって確保するためには、予防保全の観点に基づいた計画的な維持管理への転換が急務となっています。

公共交通機関について、鉄道では土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が市の南部を、JR 予土線が市の北部を通過しており、沿線住民や観光客の足の確保維持に向け、高知県、愛媛県、関係市町村と連携し、財政支援や利用促進に向けた取り組みを行っています。

また、バスについては、それぞれの主要駅を起終点とした市内外を結ぶ 10 路線のバスに加え市街地循環デマンドバスをはじめ、各拠点を連絡するコミュニティバスが運行しています。

公共交通機関を取り巻く環境は、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続く中、運行事業者の経営状況や、ドライバー不足など、既存の公共交通の維持が大きな課題となっていますが、高齢者や学生をはじめとする交通弱者には、なくてはならないものとして、重要性はさらに高まっています。

これら課題を踏まえ、令和 7 年 3 月に地域の維持・発展に貢献する持続可能な地域公共交通を再構築（リ・デザイン）するためのマスタープランとして「四万十市地域公共交通計画」を策定しています。この計画では、既存の地域公共交通網及び利用者の維持を念頭に、財政負担や事業者の抱える問題や住民ニーズも踏まえ、運行形態の最適化に取り組んで行くこととしており、その内容を着実に実行し、持続可能な公共交通体制を構築していくことが課題となっています。

取り組みの方向性

(1) 高規格道路整備を見据えたまちづくりの推進【再掲】

高規格道路の延伸を見据え、「四国西南の拠点都市としての役割」を意識したまちづくりを推進します。高規格道路整備に伴う残土を有効活用し、消防拠点整備やインターチェンジへのアクセス道路となる国道の無電柱化など、防災基盤の強化を推進します。

さらに、インターチェンジを核とした道路ネットワークの強化を進め、交通利便性と災害時の機能確保を高めます。

あわせて、事業化区間の整備促進や、引き続き関係機関と連携して残土処理場の確保にも取り組みます。これらの取り組みにより、高規格道路の整備効果を地域全体へ波及させ、広域交流の拡大、地域経済の活性化、安全・安心な都市基盤の形成を図ります。

(2) 国道 441 号・439 号の整備促進

地域住民の安全・安心な生活と円滑な広域交流及び、災害時における「命の道」としての機能を強化するため、国道 441 号・439 号の早期改良と整備促進に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

(3) 道路・橋梁・トンネルの維持管理と老朽化対策の推進

橋梁・トンネルの老朽化対策については、5年に一度の法定点検結果に基づき策定した修繕計画に沿って、計画的な維持管理と長寿命化対策を着実に進めます。

また、沈下橋の修繕進捗に応じて必要となる市道整備を計画的に実施し、安全性の確保と地域交通の信頼性向上を図ります。

(4) 関係自治体との連携による鉄道の利用促進対策

関係自治体、事業者との連携のもと、沿線内外への利用促進事業を実施します。

また、各協議会において、利用促進事業を精査し地域住民や観光客の移動手段として利用者数の確保に向けた取り組みを推進します。

(5) 地域公共交通の再構築（リ・デザイン）の推進

令和7年3月に策定した「四万十市地域公共交通計画」に基づき、本市のまちづくりの将来像を見据えながら、各公共交通の役割を明確化します。交通DX・GX※の推進や地域関係者との連携・協働を通じて、利便性と持続可能性を高め、地域の維持・発展に貢献する持続可能な地域公共交通の再構築を進めます。

※交通DX・GX：デジタル技術を活用し、業務効率化、利便性向上等と環境負荷の低減を図り持続可能で利便性の高い交通システムを目指す取り組み

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
地域公共交通計画	R 6	R 7～R 11
橋梁長寿命化修繕計画	R 7	R 7～R 16
トンネル長寿命化修繕計画	R 7	R 7～R 16

政策 10 住みやすさの確保

施策 26 良好な居住環境の整備

現状と課題

市民の生活圏の広がりは単一自治体で完結するものではなく広域化しており、各市町村では少子高齢化対策や交流人口の拡大等、共通の行政需要が生じています。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するためにも、広域行政や広域連携の重要性は一層高まっています。

本市では、「四万十市立地適正化計画」に基づき、居住や生活サービスの適正配置、都市機能の誘導を進め、生活利便性と安全性を両立するまちづくりを段階的に行っています。都市公園については、「四万十市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な保全・更新の枠組みを構築したうえで、市内 58 か所の都市公園を対象に、維持管理における質の向上と長寿命化に取り組んでいます。

また、「四万十市公共施設等総合管理計画」等に基づき、道路等の公共施設の適正な維持管理に努めています。

住宅供給の面では、中心部では民間の宅地・賃貸住宅が一定程度ニーズに応えています。低所得者層などの居住安定の確保に向け、市営住宅の計画的な修繕・更新を進めています。特に西土佐地域では、民間賃貸住宅の選択肢が限られ、昭和から平成初期に建設された市営住宅の老朽化が進んでいることから、入居者募集を行いつつ、長寿命化や住戸改善に取り組んでいます。

一方で、空き家への対応は引き続き重要な課題です。本市では、「高知県宅地建物取引業協会」及び「全日本不動産協会高知県本部」と連携し、空き家所有者と民間事業者のマッチングを行う「四万十市空き家等利活用促進モデル事業」を推進しています。

また、空き家バンクの運用や、移住者の受け入れを目的とした空き家改修補助を設けることで、空き家の利活用と住宅供給の掘り起こしを進めています。

さらに、老朽化した空き家については除却に対する補助制度を設けるなど、倒壊・延焼・道路閉塞などのリスク低減に取り組むほか、住宅の耐震化も進めていますが、高知県内の耐震化率を下回っているのが現状です。

取り組みの方向性

- (1) 立地適正化計画に基づく都市構造の形成

「四万十市立地適正化計画」に基づき、中心市街地をはじめとする各拠点の性格や役割に応じた都市機能の誘導を図るとともに、公共交通の利便性を踏まえ市街地整備事業区域や駅周辺など生活サービス機能の高い地域への居住を推進します。
- (2) 都市公園の長寿命化と維持管理の高度化

「四万十市公園施設長寿命化計画」に沿って、公園施設の計画的な保全・更新を進めるとともに、子どもから高齢者まですべての世代が安全かつ快適に利用できる視点を持った維持管理、公園機能の水準向上と利用環境の改善を図ります。
- (3) 道路・橋梁・トンネルの維持管理と老朽化対策の推進【再掲】

橋梁・トンネルの老朽化対策については、5年に一度の法定点検結果に基づき策定した修繕計画に沿って、計画的な維持管理と長寿命化対策を着実に進めます。

また、沈下橋の修繕進捗に応じて必要となる市道整備を計画的に実施し、安全性の確保と地域交通の信頼性向上を図ります。
- (4) 市営住宅の更新・地域特性に応じた改善

市営住宅については、計画的な修繕・更新を継続し、特に民間賃貸住宅が少ない西土佐地域では、老朽ストックの長寿命化と住戸改善を推進していきます。
- (5) 住宅への総合的な対策

「四万十市空家等対策計画」に基づき、空き家の利活用を推進するとともに、空き家バンクの運用を継続し、改修補助など既存支援制度を活用して移住・定住を促進します。

また、住宅の耐震化や老朽住宅除却等への支援を継続し、安全・安心な住環境の確保に努めます。
- (6) 中間管理住宅制度の活用による移住促進

民間の空き家を市が借り受けて改修し、移住希望者等へ貸し出す「中間管理住宅制度」を活用し、移住・定住の受け皿づくりを進めます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
公営住宅等長寿命化計画	R元	R2～R11
公園施設長寿命化計画	R元	R元～R10
都市計画マスタープラン	H29	H29～R19
立地適正化計画	R2	R2～R19
空家等対策計画	H28	H28～R11
橋梁長寿命化修繕計画	R7	R7～R16
トンネル長寿命化修繕計画	R7	R7～R16

施策 27 都市基盤の整備・充実

現状と課題

都市活動を展開していくためには、さまざまな施設が必要です。しかしながら、時代の変化とともに施設に求められるニーズは多様化し、老朽化も進行しています。特に、四国横断自動車道などの広域交通ネットワークの延伸効果を最大限に引き出すため、都市内の幹線道路やアクセス道路等の整備・強化が都市基盤整備の重要な要素となっています。

また、今日では施設などのハード整備に加え、情報通信ネットワークの整備も都市基盤として欠かせない要素となっています。

本市では、「四万十市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の再整備や整理統合を進めています。教育施設の長寿命化や郷土博物館の耐震補強などを実施するとともに、老朽化した文化センター・中央公民館・働く婦人の家の機能を再編した文化複合施設「四万十市総合文化センター（しまんとぴあ）」を整備し、令和6年4月29日に開館しました。

今後は、都市機能の適正配置と集約の考え方にに基づき、防災対策を含めた早急な改修や、市民ニーズに即した新たな施設整備の在り方を検討していく必要があります。特に、学校施設については、休校等含め、校舎の有効活用を進めていく必要があります。

今後の都市基盤整備においては、「公共施設等総合管理計画」に基づく社会資本ストックの最適化を進めるとともに、情報通信基盤については、利活用の推進と情報モラル・セキュリティ対策の強化が必要です。



取り組みの方向性

(1) 高規格道路整備を見据えたまちづくりの推進【再掲】

高規格道路の延伸を見据え、「四国西南の拠点都市としての役割」を意識したまちづくりを推進します。高規格道路整備に伴う残土を有効活用し、消防拠点整備やインターチェンジへのアクセス道路となる国道の無電柱化など、防災基盤の強化を推進します。

さらに、インターチェンジを核とした道路ネットワークの強化を進め、交通利便性と災害時の機能確保を高めます。

あわせて、事業化区間の整備促進や、引き続き関係機関と連携して残土処理場の確保にも取り組みます。これらの取り組みにより、高規格道路の整備効果を地域全体へ波及させ、広域交流の拡大、地域経済の活性化、安全・安心な都市基盤の形成を図ります。

(2) 公共施設の長寿命化と適正配置の推進

「四万十市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽度や機能、コストを踏まえ、LED化を含む電気設備の改修更新等による既存施設の長寿命化、将来の人口動向に応じた更新・適正配置を計画的に進めます。

(3) 情報通信基盤の整備とデジタル化対応の強化

個人情報の適正管理を徹底し、安全で効率的な行政運営を支えるデジタル基盤を強化します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
公共施設等総合管理計画	H28	H29～R8
立地適正化計画	R2	R2～R19
行政手続オンライン化計画	R4	—
DX推進計画	R7	R7～R11

現状と課題

近年、盗難などの一般犯罪に加え、子どもや高齢者、さらには消費者が被害者となる犯罪の増加がみられます。特に、特殊詐欺やSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺、フィッシング詐欺など、デジタル化に伴う手口が多様化・巧妙化しており、最新の犯罪動向に即した注意喚起と対策の強化が求められています。こうした犯罪を防止するためには、警察力の向上のみならず、地域住民が一体となって防犯意識を高め、被害を未然に防ぐ体制づくりが重要です。

また、防犯カメラの適正な設置・運用を支援し、地域ぐるみの見守り体制を強化することも不可欠です。

本市では、消費者被害への対応として、幡多広域市町村圏事務組合に設置された「幡多広域消費生活センター」を通じ、高齢者をはじめとする消費者の保護に努めています。近年は、特殊詐欺やSNS型投資詐欺などの最新手口に対応した出前講座や注意喚起活動を実施するとともに、地域住民との見守り・通報体制の連携強化にも取り組んでいます。加えて、防犯カメラの整備促進や適正運用の周知にも努め、地域特性に応じた防犯対策を進めています。

犯罪手口の多様化・巧妙化が進む中で、引き続き関係機関との緊密な連携を図り、官民一体となった対策の強化が必要です。特に、警察・行政・地域団体・金融機関・通信事業者などが協働し、情報共有と被害防止の仕組みを強化することが求められます。

また、交通事故の発生は依然として社会課題となっています。運転者はもとより、歩行者側の安全意識の向上も求められています。特に、令和8年4月から自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度」が導入されることから、新たな交通ルールの周知・徹底を図る必要があります。

本市では、中村地区地域安全協会など関係機関と連携し、被害を未然に防止するための地域安全活動を展開しています。交通安全分野では、交通安全指導員を中心に街頭指導や広報活動、小学校等での交通安全教室を実施しています。

また、高齢者ドライバー対策として、運転免許返納支援制度の推進や高齢者世帯訪問などを通じ、交通安全意識の啓発を行っています。免許自主返納を支える支援制度や、県内の協賛制度との連携も継続して進めています。

さらに、本市は通過交通や観光交通が多い交通の要衝であることから、地域ぐるみで交通安全意識を高め、事故防止に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。あわせて、歩行者が安心して移動できる生活道路環境のあり方が問われており、ゾーン30プラスやシェアードゾーン※といった歩行者優先の道路空間づくりの考え方も参考にしながら、地域の状況に応じた安全な道路環境形成の方向性を検討していくことが求められています。

※ゾーン30プラス：速度規制と道路構造対策を組み合わせ、生活道路の安全性を高める取り組み

※シェアードゾーン：歩行者等が優先され、利用者が空間を共有することで安全を確保する道路

取り組みの方向性

(1) デジタル化に対応した犯罪・詐欺防止対策の強化

急速なデジタル化に伴い多様化・巧妙化する詐欺や不正行為に対し、警察・行政・金融機関・通信事業者等の関係機関が連携し、知見や情報を共有します。注意喚起・相談・見守りを組み合わせた地域ぐるみの仕組みを構築し、被害の未然防止力を高めます。

(2) 防犯環境づくりと地域共助の推進

通学路や中心市街地などの公共空間において、防犯カメラ等の整備による犯罪抑止と、プライバシーへの配慮を両立した安全な環境づくりを進めます。

また、地域住民による巡回・声かけなどの共助活動を継続的に支援し、地域全体での防犯意識を高めます。

(3) 交通安全の推進と歩行環境の整備

最新の交通ルールやマナーの周知・徹底を図るとともに、通学路・生活道路などにおいて、歩行者の視点に立った安全で安心な歩行空間の整備を推進します。

(4) 歩行者優先の道路環境の構築

歩行者が安心して移動できる生活道路環境の実現に向け、ゾーン30プラスやシェアードゾーンなど、歩行者優先の道路空間づくりに関する取り組みの推進を図ります。

また、地域の特性や交通状況を踏まえつつ、関係機関や地域住民との協働のもと、安全で快適な交通環境のあり方を探り、まち全体の交通安全の向上につなげていきます。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第11次交通安全計画	R3	R3～R7

政策11 市民参画と協働のまちづくり

施策29 住民自治と地域活動の推進

現状と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化する中で、住民自治の基盤となる組織の維持や行政のみならず多様な主体の協力、それぞれが役割を発揮し、互いに協働して課題を解決していくことが求められています。

本市では、地域における共同活動の基盤となる自治会や自主防災組織等が全地区で組織されており、それらの構成員である個人や家庭の連帯や互助によって、住みやすく安心できる生活が支えられています。行政は、地区活動推進交付金制度や訓練等への補助制度などによりその活動を支援していますが、人口減少や核家族化の進展、生活様式や価値観の多様化により、地域を支える人材が不足するとともに、区への加入世帯も年々減少し、地域のコミュニティ力も低下しています。

また、区長や地区役員、民生委員・児童委員などの高齢化が進み担い手の確保も難しくなっています。心豊かに地域で暮らし続けるために重要な役割を持つ自治会活動について、今まで以上に丁寧に説明を行い地域の方の共感を得て活躍いただける人材を確保することが求められます。

今後は、地域づくり事業等を通じて、周知・啓発に努めるとともに、地域の課題を地域の共助の中で解決を図る取り組みを後押しし、子どもから高齢者までが安心して暮らせる地域社会の構築を目指す必要があります。

人口減少や担い手不足が進む中、持続可能なまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが主体的に関わる「住民自治」の確立と、多様な主体による協働の推進が不可欠です。行政主導にとどまらず、市民、地域団体、ボランティア、NPO法人、事業者などがそれぞれの強みを生かしながら地域課題の解決に取り組む「共創」のまちづくりを進める必要があります。

その基盤となるのが、市民参画を促すための分かりやすく的確な情報発信です。広報紙や市公式ホームページの充実を図るとともに、SNSやオンライン対話の活用により、迅速かつ双方向の情報共有を推進する必要があります。また、多言語対応やアクセシビリティに配慮し、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが必要な情報にアクセスできる環境を整える必要があります。

さらに、紙・対面・デジタルなど多様な手法により市民の意見を受け止め、地域の課題を共有し、ともに考え、ともに行動する仕組みを強化するため、情報発信と対話を通じて信頼関係を深め、市民参画による住民自治の充実と地域活動の活性化を図る必要があります。

取り組みの方向性

(1) 地域共生と自治会活動の支援

地域共生の視点から体制整備を進め、持続可能な自治会活動の実現に向けた支援を推進します。地域が主体となって支え合える仕組みづくりを強化します。

(2) 新たな人材の確保

地域活動の担い手対策として、地域や NPO 法人等と連携した移住促進に取り組み、新たな人材を確保します。

(3) 情報発信・意見収集体制の充実

月刊「広報しまんと」の発行、公式ホームページ及び公式 SNS による情報提供を継続します。

また、「ご意見箱」やオンライン意見提出フォーム、審議会等の公募委員登録制度など既存の窓口・制度を併用し、市民の声を幅広く受け止める体制を維持します。

(4) 公共施設を活用した学習・文化・交流の促進

「四万十市総合文化センターしまんとぴあ」や郷土博物館等の拠点機能を活かし、市民の学習・文化・交流の機会提供を継続し、地域コミュニティの活性化を推進します。

(5) 行政のデジタル化の推進

行政手続オンライン化計画等に基づき、公開済み手続のオンライン提供と周知を継続し、行政サービスの利便性向上を図ります。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第3期教育振興基本計画	R 6	R 7～R 10
行政手続オンライン化計画	R 4	—
D X推進計画	R 7	R 7～R 11



施策 30 人権が尊重されるまちづくり

現状と課題

豊かで平和な社会を築くためには、性別や国籍、世代、障害の有無にかかわらず、すべての人が人権意識を高め、人権尊重の実現に向けて積極的に取り組むことが求められます。令和6年4月からは、改正障害者差別解消法により、事業者による障害のある人への「合理的配慮」の提供が義務化され、社会全体での取り組みが一層重要となっています。

また、地域の活力を高め、誰もが暮らしやすい地域社会を形成するためには、女性の意見を政策や方針の企画・立案過程に反映させることが極めて重要です。しかし、現状では、意思決定の場における男女の参画格差など、依然として多くの課題が残されています。

さらに、令和5年に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」を踏まえ、SOGI※に関する理解の促進や差別防止の取り組み強化も求められています。

本市では、平成19年度に「四万十市人権施策基本方針」を策定するとともに、人権尊重社会の実現に向けて、市及び市民の責務や施策の方向性を示した「四万十市人権尊重の社会づくり条例」及び「第3次四万十市人権施策行動計画」に基づき、人権施策を推進しています。

また、令和5年3月に改定した「第2次四万十市男女共同参画計画」を、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画としても位置付け、男女が互いに尊重し合いながら共に活躍できるまちづくりに向けた取り組みを積極的に進めています。

さらに、令和7年7月には「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入しており、今後も多様な家族形態への配慮を含め、誰一人取り残さない地域づくりを一層推進していく必要があります。

一方で、人権に関する市民の意識は必ずしも十分に共有されているとは言えず、男女共同参画についても地域福祉や地域防災などの分野でさらなる取り組みが必要です。今後も、市民全員が主体的に参加し、共に支え合う社会の実現を目指して、人権尊重と男女共同参画の推進を着実に進めていくことが求められます。

※SOGI：性的指向 (Sexual Orientation) ・性自認 (Gender Identity) のイニシャルをとった略称。

取り組みの方向性

(1) 人権施策の総合的推進

すべての人が尊重され、誰一人取り残さない地域づくりを推進し、多様性を認め合い互いに高め合う社会づくりのために、広報などによる市民への啓発活動に努めるとともに、人権問題の学習機会の充実を図ります。

(2) 障害のある人への合理的配慮の推進

改正障害者差別解消法に対応し、合理的配慮に関する相談窓口の明確化を図るとともに、法務局・県等との連携による調全体制の強化に取り組みます。

(3) 多文化共生社会の実現

国籍や文化等の違いによらず、すべての市民の人権が尊重されるよう意識を醸成するとともに、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、ともに協働できるよう、多文化共生の理解を促進します。

(4) 男女共同参画と働き方改革の推進

審議会等への女性登用目標の着実な達成を図るほか、働き方改革の推進や男性の育児参画促進の取り組みを強化し、DV・性暴力・ハラスメント相談の周知及びオンラインでの対応など相談態勢の拡充に努めます。

(5) SOG I への理解促進と多様性尊重の取り組み

令和7年7月に導入したパートナーシップ・ファミリーシップ制度を適切に運用し、人権尊重及びLGBTQ+※への理解促進に向けて、市職員研修の継続的な実施や市民への啓発活動に努めます。

※LGBTQ+レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア・クエスチョニングのイニシャルに、それ以外の性の在り方を示す「+」を加えた、多様なセクシャリティの総称

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第3次人権施策行動計画	R 2	R 3～R 8
第2次男女共同参画計画（男女共同参画プラン）	H30	H30～R 9

政策 12 行財政の運営

施策 31 効果的な行財政運営

現状と課題

自治体を取り巻く行財政環境は一層厳しさを増しており、誰もが安心・安全で活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、健全で持続可能な行財政基盤の確立が不可欠です。

本市では、「人材育成基本方針」に基づき、人材育成環境の整備、職員研修の充実、人材育成体制の強化に取り組んでいます。加えて、総務省・J-L I S（地方公共団体情報システム機構）が提供するオンライン研修を活用し、職員のデジタル基礎力の向上を図るとともに、地域活性化起業人制度を活用してデジタル専門人材の派遣を受け入れ、DX推進計画の策定、デジタルツールの活用促進、職員研修による意識改革など、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織づくりを進めています。

また、行政改革にも取り組み、職員定数の適正化や給与制度の見直しなど一定の成果を上げています。引き続き「第3次四万十市行政改革大綱」（計画期間：令和5～9年度）に沿い、より効率的・効果的な行政運営を推進する必要があります。

今後は、各種施策・事業の必要性や優先度を検証し、選択と集中による効果的・効率的な行政運営を一層徹底することが求められます。あわせて、事務・事業や公共施設の統合・再編・維持管理のあり方を見直し、「四万十市公共施設等総合管理計画」に基づき社会資本ストックの最適化を図る必要があります。

さらに、自主財源の安定確保に加え、国・県の補助金や有利な地方債の活用を含め、財政の健全性を維持しつつ、持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。

一方で、DXの推進にあたっては、職員のデジタルリテラシーのばらつきや縦割り型業務慣行といった課題が残されています。そのため、分野横断的な推進体制の構築と内部人材育成のさらなる強化が必要です。

取り組みの方向性

(1) 人材育成の推進

「人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実、人材育成体制の整備、外部専門人材の活用を計画的に進め、柔軟に対応できる行政人材の育成と体制強化を図ります。

(2) 行政運営の効率化と改革の推進

「第3次四万十市行政改革大綱」に基づき、業務の見直しや行政改革を継続し、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。施策の優先順位付けを徹底し、選択と集中による持続可能な行政運営を進めます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

「四万十市公共施設等総合管理計画」に沿って、施設の長寿命化と適正配置を計画的に進め、社会資本ストックの最適化を図ります。

(4) デジタル基盤の整備とDX推進

「四万十市DX推進計画」及び「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づき、オンライン申請等の対象拡大、庁内ネットワークの強靱化、情報セキュリティの確保を進めます。あわせて、DX推進体制を明確化し、管理職への職務化や人事評価制度への反映、職員研修の実施により、横断的な業務運営体制への移行を図ります。

(5) 財政の健全化と安定的運営

自主財源の安定確保に努めるとともに、国・県の補助金や有利な地方債を適切に活用し、財政健全化を維持しつつ必要な事業を着実に展開します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名称	策定年度	計画期間
第3次行政改革大綱	R 4	R 5～R 9
人材育成基本方針	R 7	—
公共施設等総合管理計画	H28	H29～R 8
行政手続オンライン化計画	R 4	—
DX推進計画	R 7	R 7～R 11

現状と課題

人口減少や高齢化の進行により行政需要は増加する一方で、人手不足や財政制約は強まっています。こうした状況の中、自治体業務の効率化と多様化する住民ニーズへの対応を図るため、行政サービスのデジタル化が強く求められています。

本市では、四万十市DX推進プロジェクトチームを設置し、自治体DXを通じた業務のスマート化を段階的に推進しています。「四万十市行政手続オンライン化計画」を基礎として、オンライン手続の拡大やマイナポータル（引越しワンストップ等）への対応、電子申請ポータルの整備を進め、住民利便性の向上を図っています。

さらに、市民が市役所の窓口で手続きを行う際にも、従来の申請書の記載を不要にし、手続きをスムーズに進められるよう「行かない窓口」及び「書かない窓口」の実現に向け、業務の在り方を見直し、行政サービスの利便性や質的向上、効率性を高めていく必要があります。

そのほか、オンライン化計画に加え、地域課題の解決を視野に入れた「DX推進計画」の骨子を取りまとめたところであり、今後は、外部専門人材の知見を活用しながら、詳細版の策定を進める必要があります。

また、電子入札の共同利用の開始や、県内自治体クラウドへの参画により、システムの標準化・共通化とBCP（事業継続計画）の強化を図っています。基幹系システムの標準化対応は概ね完了しており、一部については継続的に対応を進めています。

さらに、業務効率化ツールを試行・導入し、セキュリティポリシーの改定も実施しました。全職員を対象としたDX研修も実施し、デジタル人材の確保・育成を進めています。

一方で、デジタル実装を進める上では、依然として多くの課題が残されています。

ソフト面では、行政手続オンライン化計画で整理した、各種手続きごとの課題等への対応が必要です。

ハード面では、庁内ネットワークや端末環境の老朽化、システム管理部門における専門人材の不足が課題となっています。

また、本市SNS活用は、市外向けの公式 Instagram、市内向けの「四万十子育て Instagram」・公式 LINE など、市からの情報発信にとどまっています。

取り組みの方向性

(1) 行政手続のオンライン化と住民サービスの利便性向上

「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づき、オンライン申請の対象拡大、マイナポータル連携（転居等ワンストップ）への対応、電子申請ポータルの継続運用を通じ、住民の利便性向上を図ります。

(2) 庁内DX推進と業務効率化の推進

PRA（業務自動化）やAI-OCR（文字認識）の活用、電子決裁の推進、ペーパーレス化の徹底を進めます。

また、電子入札の共同利用、県内自治体クラウドへの参画による標準化・BCP強化を着実に推進し、情報セキュリティポリシーに沿った個人情報・マイナンバーの適正管理を徹底します。

(3) DX推進体制の強化と人材育成

「四万十市DX推進計画」及び国・県方針に沿って、外部専門人材の活用による推進体制の強化と職員研修を通じたDX人材の育成を進めます。システム標準化は定められた期限内での対応完了を目指し、運用・移行を計画的に実施します。生成AIの利活用は、情報セキュリティと業務適合性の観点から検証し、適切な領域から段階的に導入します。

(4) デジタルデバインド※対策とデジタル基盤の整備

誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう、相談支援や周知体制を強化します。庁内ネットワークの高度化、端末・資産管理の適正化、会議・リモート環境の整備を順次進め、サーバー統合やシステム・ネットワーク保守の効率化（アウトソーシングの活用を含む）を検討します。

※デジタルデバインド：インターネットやデジタル機器の利用環境や活用能力の違いによって生じる情報やサービスへのアクセス格差

(5) 地域デジタル活用拠点の整備と産学官連携の促進【再掲】

地域のデジタル活用や産業DXを支える拠点として、四万十市イノベーションセンター「しまんとSixs」を設置し、産学官連携によるイノベーションのハブ機能を整備します。

(6) 双方向の情報発信・意見収集の推進

全国の先行事例を踏まえ、「デジタル目安箱（デジタル意見・通報窓口）」の設置を検討し、市民との双方向コミュニケーションを強化します。

関連計画

（取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します）

名称	策定年度	計画期間
人材育成基本方針	R7	—
行政手続オンライン化計画	R4	—
DX推進計画	R7	R7～R11

現状と課題

市民の生活圏は単一の自治体内にとどまらず広域化しており、各市町村が共通して直面する少子高齢化対策や交流人口の拡大に向けた課題に対して、連携して取り組む必要があります。

さらに、近年激甚化・頻発化する自然災害への対応においても、広域行政や広域連携の重要性は一層高まっています。

本市は、宿毛市とともに幡多地域定住自立圏の中心市としての役割を担い、令和7年3月に策定した「第4次幡多地域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、連携の継続と強化を図っています。幡多広域市町村圏事務組合では、ごみの共同処理や消費生活センターの設置・運営など、効率的かつ専門的な事務処理を進めており、幡多クリーンセンターによる共同処理を継続しています。

また、観光分野では、幡多地域に点在する観光資源を結び付け、滞在型観光の促進を目指して、DMO組織※である幡多広域観光協議会が主体となり、広域的な観光連携を推進しています。商工業分野においても、幡多市町村で構成する幡多地産外商推進協議会が、地域製品のPRや販路開拓などの外商活動を共同で展開し、地域産業の振興と経済活性化を図っています。

さらに、平成30年4月からは、県内の人口や都市機能が集中する高知市と県内全市町村が連携し、県全域を一つの圏域として取り組む「れんけいこうち広域都市圏」に参画し、地域間の協働を進めています。

これらの広域的な取り組みを通じて、少子高齢化や定住促進などの共通課題に対して、さらなる連携体制の充実を図るとともに、幡多地域を越えた交流・連携の拡大についても実効性のあるものとしていくことが必要です。

一方で、行政間の協力にとどまらず、市民や産業団体レベルでの交流を活発化させ、文化や産業など多面的な分野における地域活性化につなげていくことが求められます。

※DMO組織：(Destination Management/Marketing Organization)の略で地域の観光資源や関係者を束ね、戦略的に観光振興を進める中核的な組織です。

取り組みの方向性

(1) 幡多地域での連携強化と広域行政の推進

「第4次幡多地域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、医療、産業振興、教育・文化、公共交通、人材育成など、幡多圏域内での連携事業を計画的に推進します。あわせて、幡多広域市町村圏事務組合による共同事務を安定的に運用します。

(2) 観光・産業分野の広域連携の推進

幡多広域観光協議会や幡多広域地産外商推進協議会などの枠組みを通じ、観光資源の広域発信や教育旅行・インバウンド受入拡大、地場製品の販路拡大を図り、域内外の交流拡大と地域経済の活性化を進めます。

(3) 県内都市圏との連携強化

「れんけいこうち広域都市圏」の取り組みに参画し、高知市を中心とした県内全域での経済・文化・防災などの広域的な連携を推進します。

関連計画

(取り組みの方向性に紐づく各種事業を下記の関連計画に位置付け推進します)

名 称	策定年度	計画期間
第4次幡多地域定住自立圏共生ビジョン	R 6	R 7～R 11
幡多広域観光振興計画第Ⅲ期計画（仮称）	R 7	R 8～R 12



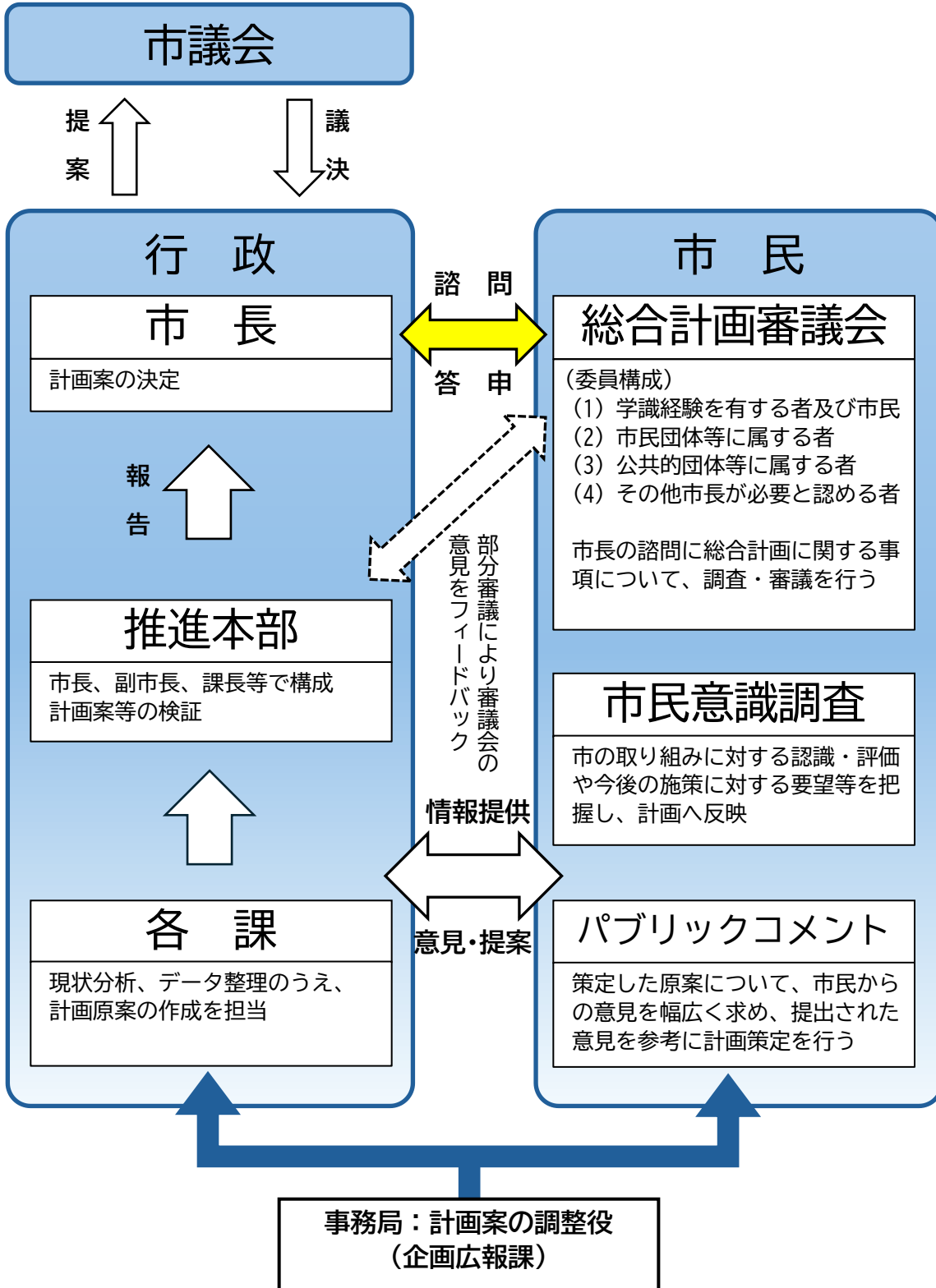
資料 編

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 四万十市総合計画審議会
- 4 関係条例等

第2期 四万十市総合計画

策定関係資料

1 策定体制



2 策定経過

●策定経過

令和5年12月	市民意識調査
令和7年4月	四万十市総合計画審議会委員の一般公募 (4月20日～5月9日)
7月	四万十市総合計画審議会委員委嘱 (7年7月9日～8年3月31日) 第1回 四万十市総合計画・総合戦略推進本部会議 (23日)
8月	第1回 総合計画審議会 (4日)
10月	第2回 四万十市総合計画・総合戦略推進本部会議 (9日) 第2回 総合計画審議会 (22日)
11月	第3回 四万十市総合計画・総合戦略推進本部会議 (21日) 第3回 総合計画審議会 (25日)
12月	パブリックコメントを実施 (12月12日～1月5日)
令和8年1月	第4回 四万十市総合計画・総合戦略推進本部会議 (8日) 第4回 総合計画審議会 (21日) 総合計画審議会答申式 (22日) 基本構想を3月定例会市議会へ議案上程 (26日)
3月	基本構想議決 (18日) 第2期四万十市総合計画策定 (31日)

●パブリックコメント（意見公募）実施状況

時 期	内 容
令和7年12月12日 ～令和8年1月5日	第2期四万十市総合計画（素案）に対する意見・提言を広く募集 ◎応募数：1件 ◎意見数：2件

●庁内策定体制

《 庁内組織 》

四万十市総合計画・総合戦略推進本部会議	（ 構 成 ）	市長・副市長・教育長・支所長・各課長等
	（ 役 割 ）	総合計画の策定、検証等
	（ 開催回数 ）	4回

● 審議会開催状況

<p>第1回審議会</p> <p>開催日：令和7年8月4日（月） 開催場所：本庁舎6階議員協議会室</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会長及び副会長の選出 ② 四万十市総合計画の諮問 ③ 策定体制及び策定スケジュール等について ④ 現総合計画の総括及び市民意識等基礎調査・分析結果について ⑤ （仮称）第2期四万十市総合計画（素案）について
<p>第2回審議会</p> <p>開催日：令和7年10月22日（水） 開催場所：本庁舎3階防災対策室</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前回会議の振り返り ② （仮称）第2期四万十市総合計画基本構想（素案）について ③ （仮称）第2期四万十市総合計画基本計画（素案）について
<p>第3回審議会</p> <p>開催日：令和7年11月25日（火） 開催場所：本庁舎6階議員協議会室</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前回会議の振り返り ② 第3回総合計画・総合戦略推進本部での意見について ③ （仮称）第2期四万十市総合計画基本計画（素案）について
<p>第4回審議会</p> <p>開催日：令和8年1月21日（水） 開催場所：本庁舎3階防災対策室</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① パブリックコメント結果及び対応状況について ② （仮称）第2期四万十市総合計画基本構想（案）の決定について ③ （仮称）第2期四万十市総合計画基本計画（案）の決定について ④ 答申について <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）について ・ 答申日等について
<p>答申式</p> <p>開催日：令和8年1月22日（木） 開催場所：本庁舎3階応接室</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 答申

3 四万十市総合計画審議会

● 諮問書

7 四企第 193 号
令和 7 年 8 月 4 日

四万十市総合計画審議会
会長 岡村 健志 様

四万十市長 山下 元一郎



四万十市総合計画の策定について（諮問）

このことについて、四万十市総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議

2 諮問理由

本市は、平成 27 年度から「四万十市総合計画」を策定し、「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を市の将来像として、まちづくりに取り組んできました。

この間、全国的に進行する少子高齢化と人口減少、また南海トラフ地震等の災害リスクの高まりに加え、感染症の拡大やライフスタイル・働き方の多様化、デジタル技術の進展など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした時代の転換点において、四万十市が持続可能で魅力ある地域として歩み続けるためには、これまでの枠組みにとらわれない新たな視点での地域づくりが求められています。

このような急激に変化する社会情勢における今後の市政運営の方向性を明確にするとともに、市民、企業、関係機関が一体となって取り組んでいくための中長期的な指針として、令和 8 年度を初年度とする「四万十市総合計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

●答申書

令和8年1月22日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市総合計画審議会
会 長 岡 村 健 志
(公 印 省 略)

四万十市総合計画（案）について（答申）

令和7年8月4日付け7四企第193号で諮問された下記事項について審議したので、次の意見を添え答申します。

記

- 1 諮問事項 四万十市総合計画の策定に関する調査及び審議
- 2 答申内容
諮問のあった「四万十市総合計画（案）」については、慎重に審議・検討した結果、適当と認める。
なお、審議の過程において、別添のとおり各委員から提起された意見を提出するので、四万十市総合計画の推進にあたり十分配慮願いたい。
また、本総合計画実現のため、市民の協力のもと、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう要望する。

別添

1 基本構想案に関する意見・要望事項

- (1) 若者や女性にとって魅力のある新たな産業や生活環境について、改めて考え、今後のまちづくりを推進していただきたい。
- (2) 今後の地域づくりにおいて、過去を振り返り、失敗してきたことをどうすればうまくできるのか、また、選ばれる地域になるための四万十市独自の特徴的な事業や重点的な施策に注力するなど差別化の視点を持ち今後の事業を展開していただきたい。
- (3) 人材確保、産業振興、観光戦略等においては、外国との連携なしには成立しない。インバウンドや国際市場との接点を持つことは、今後不可欠と考えるため、国際化の視点をもった事業展開をお願いしたい。
- (4) 少子高齢化に伴う人口減少社会において、安心して子どもを産み育てることのできる地域を目指し、特に少子化対策に重点的に取り組んでいただきたい。

2 基本計画案に関する意見・要望事項

- (1) 第1章 地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり
 - 施策9 多様な働き方を支える企業誘致と雇用創出の推進
地域資源に依存しない産業として情報産業がある。新しいこういう産業が必要とあったことや、若者・女性が働きやすい環境等について考え、取り組みを推進していただきたい。
- (2) 第4章 強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり
 - 施策25 交通基盤の整備
国道441号及び439号について、県と連携した早期改良と整備促進に向けた取り組みを推進していただきたい。
- (3) 第5章 時代の変化に対応した、協働のまちづくり
 - 政策11 市民参画と協働のまちづくり
多文化共生社会の実現等、国際化の視点を持ち、取り組みを推進していただきたい。

●委員名簿

	氏 名	所 属
会長	岡村 健志	有識者
副会長	佐田 博	中村商工会議所
	濱田 正也	四万十市区長会
委員	小松 昭二	(一社) 四万十市観光協会
	金谷 光人	四万十川漁業協同組合連合会
	藤田 豊作	下田漁業協同組合
	竹吉 功	高知県農業協同組合
	宮本 昌博	中村市森林組合
	山崎 一夫	西土佐村森林組合
	上村 賢介	四万十市西土佐商工会
	林 知成 【野元 亮佑】	(一社) 中村青年会議所
	土居 愛明	四万十市商店街振興組合連合会
	杉本 義和	四万十市自主防災会連絡会議
	遠近 永年	四万十市消防団
	滝石 典子	高知県地球温暖化防止活動推進委員
	大林 郁男	四万十市社会福祉協議会
	浜田 精一	四万十市中村地区民生児童委員協議会
	梨 千春 【太宰 政博】	四万十市西土佐地区民生児童委員協議会
	小原 長生	四万十市医師会
	西内 洋勝	四万十市保育所PTA連合会
	久保 美保	子ども・子育て会議(NPO法人スマイルはたっこ)
	平野 祥智	四万十市小中学校PTA連合会
	西 美和	四万十わかば更生保護女性会
	助村 通俊	四万十人権擁護委員協議会
	清水 奈緒美	男女共同参画推進協議会
	谷田 洋子	四万十市文化協会
須山 美樹	有識者	
中 洋介	有識者	
金澤 ゆず香	一般公募市民	
上岡 三郎太	一般公募市民	

順不同、敬称略
【 】内：前任者

4 関係条例等

○議会の議決すべき事件に関する条例

平成 21 年 7 月 3 日
条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号)の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告
- (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 2 号の規定は、同日以後になされるものについて適用する。

附 則(平成 26 年 7 月 3 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○四万十市総合計画審議会設置条例

平成 25 年 7 月 2 日
条例第 47 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の総合計画について審議するため、四万十市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、四万十市総合計画の策定について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする

- (2) 総合計画等の策定、検証及び推進に関すること。
- (3) その他総合計画等に関し本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 市民団体等に属する者
- (3) 公共的団体等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長2人を置き、会長及び副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱後に最初に行われる会議については市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関又は市の執行機関から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第 1 条 四万十市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合計画等」という。)の策定及び推進を全庁的に取り組むために、「四万十市総合計画・総合戦略推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 人口の現状及びその将来の展望に関する人口ビジョンの策定及び検証に関すること。
- (2) 総合計画等の策定、検証及び推進に関すること。
- (3) その他総合計画等に関し本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対して会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(下部組織)

第 6 条 本部長は、必要に応じて本部の下部組織として、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総合計画等の策定、検証及び推進に関することを所掌する課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日訓令第 18 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 3 日訓令第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日訓令第 1 の 3 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第9号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月3日訓令第17号)
この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職
本部員	教育長
〃	西土佐総合支所長
〃	総務課長
〃	地震防災課長
〃	企画広報課長
〃	財政課長
〃	市民・人権課長
〃	税務課長
〃	環境生活課長
〃	子育て支援課長
〃	健康推進課長
〃	高齢者支援課長
〃	観光商工課長
〃	農林水産課長
〃	まちづくり課長
〃	上下水道課長
〃	福祉事務所長
〃	会計課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長
〃	市民病院事務局長
〃	地域企画課長
〃	産業建設課長
〃	診療所事務局長
〃	副参事（デジタル化推進担当）
〃	〃（食肉センター整備推進担当）



第2期 四万十市総合計画

発行 / 四万十市

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10

TEL : 0880-34-1111 (代表)
